

第4次大分県環境基本計画（素案）

恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいたを目指して

大分県

〔目次〕

第1章	計画の策定にあたって	
第1節	計画策定の趣旨	1
第2節	環境を取り巻く時代の要請や潮流の変化	2
第3節	計画の性格・位置付け	6
第4節	計画の期間	6
第5節	各主体の役割	6
第2章	目指すべき環境の将来像・施策の目標	
第1節	目指すべき環境の将来像	8
第2節	施策の基本目標	9
1	地球温暖化の緩和と気候変動への適応	
2	経済と環境の好循環を生み出すGXの推進	
3	環境への負荷を抑えた循環型社会の構築	
4	豊かな自然の保全と活用	
5	環境を守り活かす担い手づくりの推進	
第3章	施策の展開	
第1節	地球温暖化の緩和と気候変動への適応	
1	温室効果ガスの排出削減の推進	12
2	吸収源対策の推進	20
3	気候変動適応策の推進	23
第2節	経済と環境の好循環を生み出すGXの推進	
1	GXの挑戦による「経済と環境の好循環」の創出	27
2	大分県版水素サプライチェーンの構築	30
3	エネルギー関連産業の成長促進	32
4	ものづくり産業の循環経済への転換	36
第3節	環境への負荷を抑えた循環型社会の構築	
1	プラスチックごみなどの廃棄物の排出抑制、循環的利用の推進	38
2	廃棄物の適正処理の推進	43
3	大気環境対策の推進	51
4	水・土壌・地盤環境対策の推進	57
5	化学物質等に係るリスクコミュニケーション	62

第4節 豊かな自然の保全と活用

- 1 生物多様性の保全・回復の推進…………… 6 4
- 2 快適な地域環境の保全…………… 7 4
- 3 持続可能な温泉利用の推進…………… 8 2
- 4 ユネスコエコパークなど地域資源を活用した地域づくりの推進…………… 8 6

第5節 環境を守り活かす担い手づくりの推進

- 1 “未来”につながる人材育成…………… 9 2
- 2 持続可能な“活動”につながる環境の整備…………… 9 6
- 3 “元気”につながる活動への深化…………… 9 8

第6節 基盤的施策の推進

- 1 環境影響評価の推進…………… 1 0 0
- 2 環境に配慮した取組の推進…………… 1 0 0
- 3 公害紛争等の適正処理…………… 1 0 1

第4章 計画の推進体制及び進行管理

第1節 推進体制…………… 1 0 2

第2節 計画の進行管理

- 1 環境指標の設定…………… 1 0 2
- 2 進行管理の体制…………… 1 0 2
- 3 進捗状況等の公表…………… 1 0 3

参考資料

- 1 計画策定の経過……………未
- 2 環境指標一覧……………未
- 3 用語解説……………未

(注) 本文中の語句の末尾に「※」があるものは、用語解説に掲載しています。

(注) 本計画に記載した各データについて、特に出典を記載していないものは、大分県調べによるものです。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本県では、平成28年3月に策定（令和2年3月改訂）した第3次大分県環境基本計画（以下「第3次計画」といいます。）に基づき、環境の保全に関する施策を着実に推進してきました。

その結果、令和4年度において、第3次計画に掲げる53の指標のうち、「達成」及び「概ね達成」が45指標で全体の84.9%となっています。

第3次計画は、令和6年度までを計画期間としていますが、大きく変化している環境を取り巻く時代の要請や潮流に適切に対応するため、第3次計画の上位計画となる新たな大分県長期総合計画が前倒しで策定されるのと軌を一にして新たな環境基本計画を策定することとしました。

なお、本計画には、第3次計画に引き続き、SDGs達成に向けた貢献という観点を取り入れて策定します。



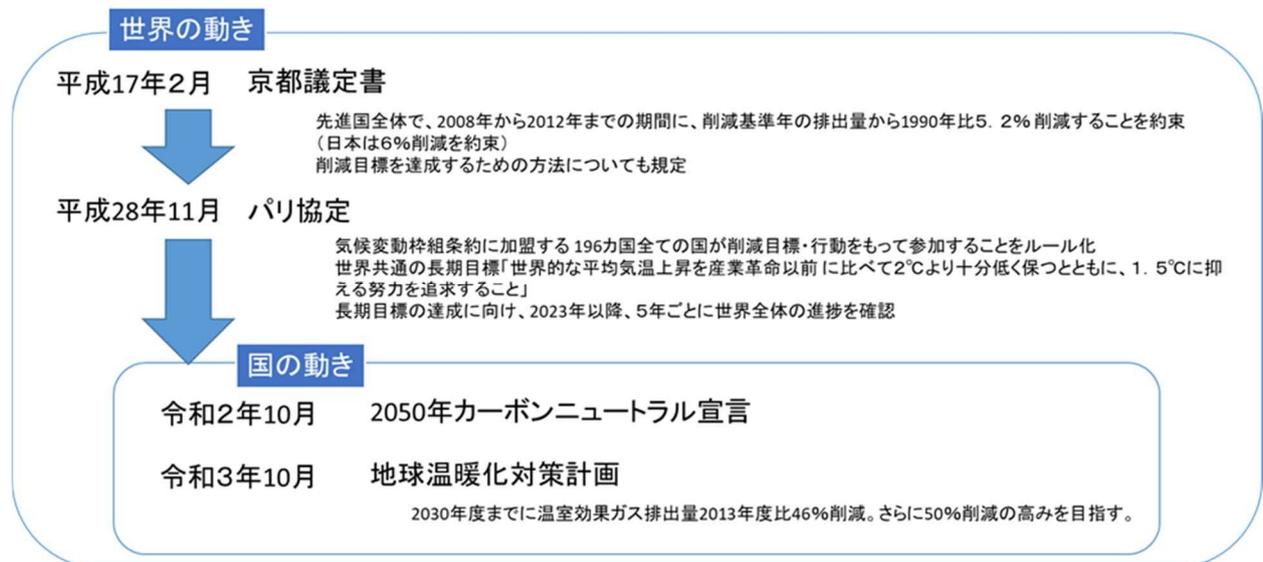
(参照) 持続可能な開発のための2030アジェンダ(国際連合広報センター)

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

第2節 環境を取り巻く時代の要請や潮流の変化

(1) 気候変動の深刻化とクリーンエネルギーへの転換

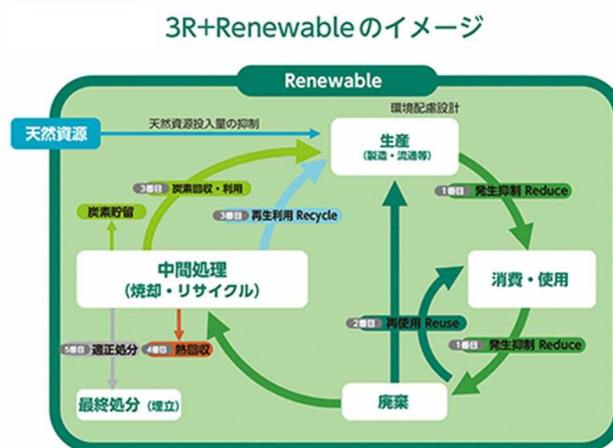
- 日本を含めた世界各地で、気候変動がもたらす様々な気象災害が発生し、その被害が顕在化しています。今後も地球温暖化が進行した場合、将来の気候下ではさらに災害リスクが増大するとの予測もあります。
- 気温の上昇による作物の品質の低下、栽培適地の変化等、気候変動が農業、森林・林業、水産業に及ぼす影響が懸念されている一方で、新たな作物の導入に取り組む動きも見られます。



- 令和3年8月から公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第6次評価報告書では、人間活動の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないことが明記されました。また、温暖化を2℃未満に抑えるためには、令和12（2030）年に温室効果ガス21%を削減（2019年比）させなければならないことが示されました。
- エネルギーを巡る環境は、気候変動問題に関する世界的な関心が高まる中、大きな変革の途上にあります。令和4年7月からは産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行するために必要な施策を検討するGX実行会議が開催され、令和5年2月に「GX実現に向けた基本方針」が閣議決定されました。
また、令和5年6月には、国の「水素基本戦略」が改定され、水素社会実現に向けた方向性が示されました。

(2) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

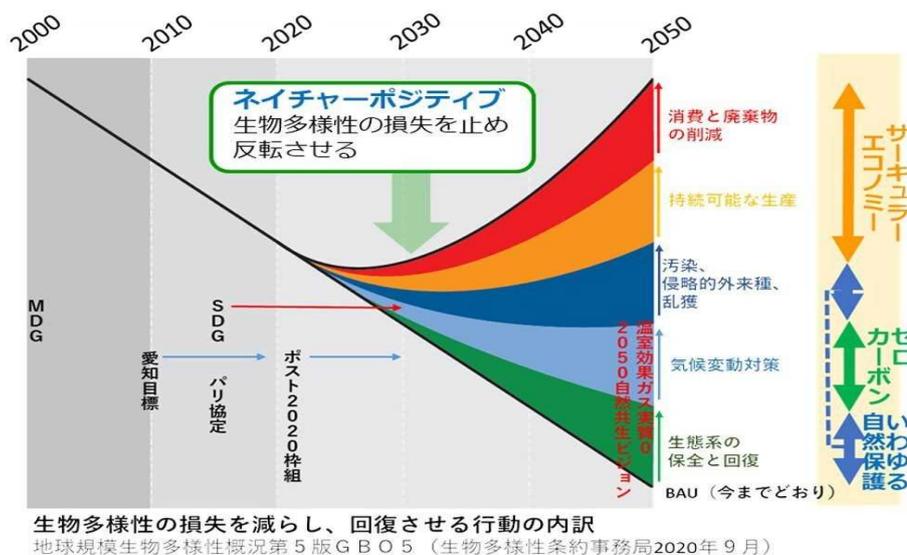
- 世界的な人口増加等に伴い資源需要が増加し続ける中、中長期的に安定的な資源確保についての不確実性が増しています。さらに、気候変動が一因と考えられる異常気象の世界各地での発生や海洋プラスチックごみ問題を受け、事業者に対する消費者や投資家からの環境配慮要請が高まりを見せています。
- 生産から消費、廃棄に至る経済活動のあらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図り、新しい産業や雇用の創出までも目指す「循環経済（サーキュラーエコノミー）」という考え方が広まりつつあります。循環経済への移行は、経済的視点から資源循環を価値の源泉として捉え、バリューチェーンを含む経済活動全体を循環型に転換させていくものであり、循環型社会を形成する方策の一つであるとされています。
- 我が国では、環境省が令和元年に策定した「プラスチック資源循環戦略」において、従前の3Rに再生可能な資源に置き換える Renewable を加えた「3R+Renewable」の基本原則を掲げ、令和3年に改定した「地球温暖化対策計画」で3R+Renewable を始めとする循環経済への移行を大胆に実行することを基本的考え方の一つと位置付けました。また、令和4年にとりまとめた「循環経済工程表」では、2050年を見据えた目指すべき循環経済の方向性と素材や製品など分野ごとの2030年に向けた施策の方向性を示しました。



- 経済産業省は、3Rを「環境と成長の好循環」につなげる新たなビジネスチャンスと捉え、いち早く循環経済へ移行するべく令和2年に「循環経済ビジョン2020」を、令和5年にはこのビジョンを踏まえて国内の資源循環システムの自律化・強靱化と国際市場の獲得を目指す「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定しています。
- 海洋プラスチックごみ問題については、令和元年開催のG20大阪サミットで2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されていましたが、令和5年開催のG7広島サミットでは、これを10年前倒した2040年までの追加的な汚染ゼロに合意し、さらに積極的に取り組むこととなりました。

(3) ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現

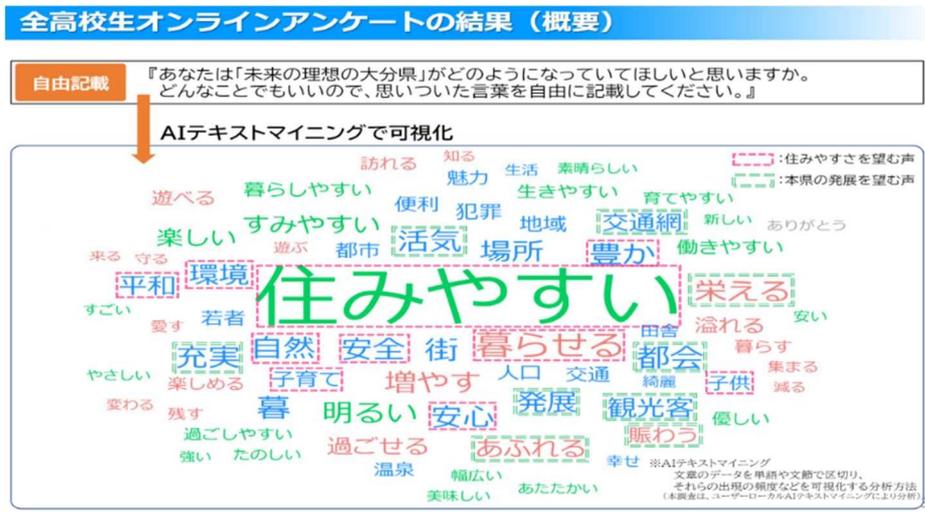
- 平成 22 年の生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）において、2050 年までの「自然と共生する世界」実現のため、生物多様性の損失を止めるため 2020（令和 2）年までに達成を目指す 20 の「愛知目標」が採択され、各国は目標達成に向けた施策を講じてきました。しかし、令和 2 年 9 月に同条約事務局が公表した地球規模生物多様性概況第 5 版（GB05）は、世界全体では 20 の目標で完全に達成されたものはないとし、「今までどおり」では損失は続く予測する一方、これまでの自然環境保全の取組に加え、食料のより持続可能な生産や消費と廃棄物の削減といった様々な分野に連携して取り組めば、低下を止めて反転させ、2030 年以降には生物多様性の純増加につながる可能性があることを指摘しました。
- こうした状況を踏まえ、令和 4 年の生物多様性条約 COP15 で採択された「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」では、「自然と共生する世界」が目指すべき 2050 年ビジョンとして引き続き掲げられるとともに、生物多様性の損失を止めて回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方を取り入れ、2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30 目標」など、それに向けた 23 のグローバルターゲットを設定しています。



- 国は、昆明・モンテリオール生物多様性枠組の達成に向けた「生物多様性国家戦略 2023-2030」を令和 5 年に策定しました。今後は、2050 年までの「自然と共生する社会」実現を目指し、2030 年までのネイチャーポジティブの実現を掲げて、健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、環境・社会・経済の統合的向上を目指す地域循環共生圏の考え方を踏まえ、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携した施策を展開することをしていくこととしています。

(4) 環境問題への関心や社会経済における環境対策の必要性の高まり

- 内閣府「気候変動に関する世論調査（令和5年11月）」によると、地球環境問題に対して「関心がある」と回答した割合は89.4%で前回（令和2年11月）調査より0.9ポイント上昇し、脱炭素社会について「知っていた」と回答した割合は83.7%で、こちらは15.3ポイントと大きく上昇するなど、国民の環境問題への関心や認知度は確実に高まっています。
- 消費者庁「令和3年度消費者意識基本調査」では、環境問題等の解決のために実践していることとして約9割が「エコバッグを使用する」、約8割が「食べられるのに廃棄される食品（食品ロス）を減らす」や「ゴミを減らし、再利用したり、リサイクルに出したりする」を挙げており、これらが身近な環境保全活動として定着していることが見て取れます。
 また、より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動をいう「エシカル（倫理的）消費」等には約半数が「興味がある」と回答し、その約8割が「同じようなものを購入するなら環境や社会に貢献できる方を選ぶ」としていることから、事業者の環境配慮等が日頃の消費行動（商品選択）に結びつきつつあると考えられます。
- パリ協定での合意事項やSDGs（持続可能な開発目標）の採択等を受けて、脱炭素化に向けてグローバルでの巨額の投融資が必要となる中、サステナブルファイナンスの促進に取り組む各国政府、国際機関等が増えており、金融機関として気候変動リスク等を含むESG（Environment：環境、Social：社会、Governance：ガバナンス）要素を投融資判断に加えることがスタンダードとなりつつあります。
- 令和6～15年度を計画期間とする新たな大分県長期総合計画を策定するに当たり、県内の全高校生を対象に実施したオンラインアンケートによると、「このまま大分県に住み続けたい」理由と「県外に一度出たいが、将来的には大分県に戻って住み続けたい」理由の上位3つはいずれも「海・山など自然環境が豊か」、「人間関係・家族関係が充実」、「温泉が身近」となっています。これは、本県の恵み豊かで美しく快適な環境が若者の定住、ひいては本県の地方創生の大きな推進力になることを示唆しています。



第3節 計画の性格・位置付け

本計画は、大分県環境基本条例第9条に基づき、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の基本的方向のほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたものであり、大分県長期総合計画における環境部門の計画となるものです。

また、本計画は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第8条に基づき、本県における環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を包含しています。

第4節 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和15年度までの10年間とします。

第5節 各主体の役割

本計画に掲げる施策を効果的に推進するためには、県民、民間団体、事業者、行政の環境保全活動に取り組むそれぞれの主体が、日常生活や経済活動が環境に及ぼす影響や環境が人間にもたらす恵みなどの人間と環境との関わりを正しく理解するとともに、事業者の環境対策や環境保全活動などに新たな社会的価値をつけ、環境と経済の好循環を創出していく必要があります。

そのため、県民、民間団体、事業者、行政が広く課題を共有し、それぞれが行動の変容を起こし、やがて大きな社会・経済変革のステップにつなげていく取組を「おおいたうつくし作戦」の成果を継承する、新たな県民総参加の運動「グリーンアップおおいた」として展開し、「環境先進県おおいた」の構築を目指すこととします。

本計画を推進する主体として県民、民間団体、事業者、行政を位置付け、それぞれに期待される役割を次のとおり明らかにします。



令和6年5月おおいたうつくし作戦県民会議（新たな県民運動の名称を「グリーンアップおおいた」に決定）

(1) 県民の役割

今日、県民の日常生活に起因する環境負荷が増大しているため、生活様式を持続可能なものに転換していく必要があります。

このため、県民は、自らを含む人々の生活・行動が環境へ及ぼす負荷についての理解を深めるとともに、日常生活に起因する環境への負荷の低減に努めることが必要です。また、民間団体、事業者、行政と連携・協力して環境保全活動に参加するなど、身近な環境をよりよいものにしていくための行動を自主的・積極的に進めることが求められます。

(2) 民間団体の役割

県民や事業者などにより組織される民間団体は、あらゆる主体が環境保全活動に主体的に参加する社会を構築する上で、取組の結節点として重要な役割を果たすと考えられています。

自らが自主的・積極的に環境保全活動を行うことのほか、県民、事業者、行政の各主体が環境保全活動に取り組む際に、これらの主体をつないで取組を一層加速させるなど、連携して多様化する環境問題の解決に地域的な広がりをもって取り組むことが期待されます。

(3) 事業者の役割

事業者は、経済活動の大きな部分を占めるとともに、消費者に最も近い存在であり、事業活動のあらゆる場面において環境負荷の低減に自主的・積極的に取り組む必要があります。

また、環境をはじめとする様々な課題をリスクではなく機会として捉え、環境に配慮した新たな製品やサービスの開発などを通じ、新たなビジネスチャンスを創出することが期待されます。

さらに、事業者自らが地域社会の一員として環境保全活動に積極的に参加するとともに、従業員らが活動に参加しやすくなる職場環境づくりに取り組むことも期待されます。

(4) 行政の役割

県は、本計画の目標の達成に向けて、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。施策の実施にあたっては、県民、民間団体、事業者の各主体と緊密な連携を図るとともに、それぞれが適切に役割を分担し、自主的・積極的に参加する環境保全活動の活性化につながるような情報提供や活動の基盤づくりに努めます。また、県が行う事業活動に伴う環境負荷の大きさを認識し、事務事業を行う際は、環境への配慮に率先して取り組みます。そして、市町村が実施する環境保全に関する施策の支援に努めます。

市町村には、その区域の気象や地形等の自然的条件や産業活動の状態、住民のライフスタイル等の社会的条件を踏まえた環境保全に関する施策を、県と密接な連携のもとに推進するとともに、地域との関わりを活かし、地域住民や事業者が連携・協力して環境保全活動を推進するために必要な支援や助言を行うことが期待されます。

第2章 目指すべき環境の将来像・施策の目標

第1節 目指すべき環境の将来像

恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた

私たちのふるさと大分は、全国に誇れる豊かな自然や恵まれた環境を有し、その恩恵を受けてきました。このかけがえのない環境を次の世代に承継していくことは、私たちに課せられた責務です。

しかしながら、世界に目を転じれば、環境を取り巻く時代の潮流は大きく変化しています。地球温暖化やプラスチックごみによる海洋汚染など、日々の活動に起因する環境問題は深刻の度を増しており、私たちはあらためて環境問題を自分のこととして捉えなおす必要に迫られています。他方で、時代の変遷とともに環境保全の捉え方も変わりつつあり、環境対策に取り組む企業を経済的に評価する流れなども生まれています。

このような潮流の変化に対応するため、本計画では、5つの基本目標を掲げました。目標の実現に向けては、本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を取り入れていくことが大切です。

ますますその影響が顕在化している気候変動問題に対しては、自然環境や景観に配慮した地域共生型の再生可能エネルギーの導入や環境性能の高い住宅の普及などに加え、大径材の利用促進と早生樹の再造林による二酸化炭素吸収源対策を一層進めていく必要があります。GX（グリーン・トランスフォーメーション）の流れに対応し、水素の供給や利活用、カーボンリサイクルなどにも挑戦していかねばなりません。

生態系や健康への影響が懸念されるプラスチックごみ問題への対応も喫緊の課題であり、県民、事業者、行政が一体となって、排出抑制や資源循環等に取り組んでいくことが重要です。あらゆる段階で資源の効率的・循環的な利用を図りつつ、付加価値の最大化を図る循環経済（サーキュラー・エコノミー）の取組も広げていく必要があります。

私たちの暮らしに多くの恵みを与えてくれる豊かな自然や生物多様性の保全は、これからも大切であり、自然保護活動の支援や自然共生地域のさらなる拡大等に努めていきます。また、活動を持続可能なものとしていくためにも、自然の魅力を様々な形で発信し、自然志向の旅行者などを呼び込むエコツーリズムなど、新たな取組を展開していくことが必要です。

これまでの環境政策を継承しつつ、企業の環境対策、環境保全活動などに新たな社会的価値を付け、経済の発展も促していく取組をグリーンアップおおいたとして展開することにより、「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」の実現を目指していきます。

環境を「守る」取組

- ✓再エネ・省エネの導入など温室効果ガスの排出削減、森林などの吸収源対策
- ✓プラスチックごみの削減(プラごみゼロ宣言)
- ✓生物多様性の保全(自然共生地域拡大)等

ビジネスなどに「活かす」取組

- ✓グリーン・コンビナートおおいた推進構想
- ✓ものづくり産業の循環経済への転換
- ✓自然を活用した地域づくりの推進等

国内外から選ばれる

観光誘客

自然志向の観光客など

移住・定住・交流

サステナブル意識の高い
県外の方・学生・企業など

企業進出・官民投資

社会的責任を果たしたい企業
GXに取り組む企業など

第2節 施策の基本目標

本計画の目標年度である令和15年度までの間において、「目指すべき環境の将来像」への到達を図るために展開する施策の基本目標は、次のとおりとします。

5つの基本目標を掲げ、第3章における各種施策の展開により、次のような10年後の姿の達成を目指します。

1 地球温暖化の緩和と気候変動への適応

- ①2050年のカーボンニュートラル実現に向けて県民、事業者、行政が一体となり、温室効果ガスの排出削減や二酸化炭素を吸収する森林等の適正管理・機能強化を積極的に進めています。
- ②県民一人ひとりが地球温暖化問題を自分ごととしてとらえ、二酸化炭素の排出削減に向けて、省エネや再エネ導入に積極的に取り組んでいます。
- ③大径材の利用拡大と早生樹造林の取組が浸透し、人工林資源の若返り等が進み、吸収源対策が拡大しています。
- ④森林の二酸化炭素吸収量等を資金化して取引するJ-クレジット制度が定着しているとともに、工場が排出する二酸化炭素の施設園芸への再利用や二酸化炭素削減効果のある有機農業など環境にやさしい農業が幅広く浸透しています。
- ⑤猛暑など気候変動に適応していくことへの理解も深まり、農業における高温耐性品種への転換など各分野で適応策の取組が進んでいます。
- ⑥カーボンニュートラルへの挑戦など県民総参加の取組が、企業への投資や観光誘客、移住・定住等を促進しています。



2 経済と環境の好循環を生み出すGXの推進

- ①環境対策を新たなビジネスチャンスと捉え、大分コンビナートを始めとする県内事業者が、水素の利活用やカーボンリサイクル等に果敢に挑戦しています。
- ②GXの取組が企業の持続的な成長につながり、「経済と環境の好循環」が生み出され、県経済が力強く発展しています。
- ③県産水素の需要と供給がバランスよく拡大し、地産地消型の「大分県版水素サプライチェーン」が構築されています。



3 環境への負荷を抑えた循環型社会の構築

- ①プラスチックごみや食品ロスなどの問題に対する意識が高まり、3Rの取組により、環境への負荷や資源の消費が抑制された循環型社会が構築されています。
- ②不法投棄の未然防止などにより、廃棄物の適正処理が徹底されているとともに、災害廃棄物処理の知識やノウハウが市町村や民間事業者と共有され、発災時の迅速な処理体制が構築されています。
- ③良好な大気環境、美しく豊かな水環境が維持されています。



4 豊かな自然の保全と活用

- ①県民、民間団体、事業者等が自然の保護・保全に積極的に取り組んでおり、野生動植物の生息・生育場所等が回復傾向にあります。
- ②農山漁村が維持され、森林や農地等が持つ水源のかん養や土砂崩壊防止、景観の保全などの多面的機能が保全されています。
- ③有限の資源である温泉の持続可能な利用が図られています。
- ④ユネスコエコパークや日本ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、世界農業遺産などの多様な地域資源が保全され、それらを活かした地域づくりが進んでいます。



5 環境を守り活かす担い手づくりの推進

- ①環境問題に対する意識が高まり、県民一人ひとりが環境問題を自分のこととして考え、主体的に行動しています。
- ②地域の環境保全活動を担う団体の取組の活性化や参加者の拡大、活動に取り組みやすい環境の整備が進んでいます。
- ③県民や企業の環境保全の取組が注目を集めるものとなり、観光や移住・定住など様々な面で国内外から活力を取り込むことができます。



第3章 施策の展開

第1節 地球温暖化の緩和と気候変動への適応



1 温室効果ガスの排出削減の推進

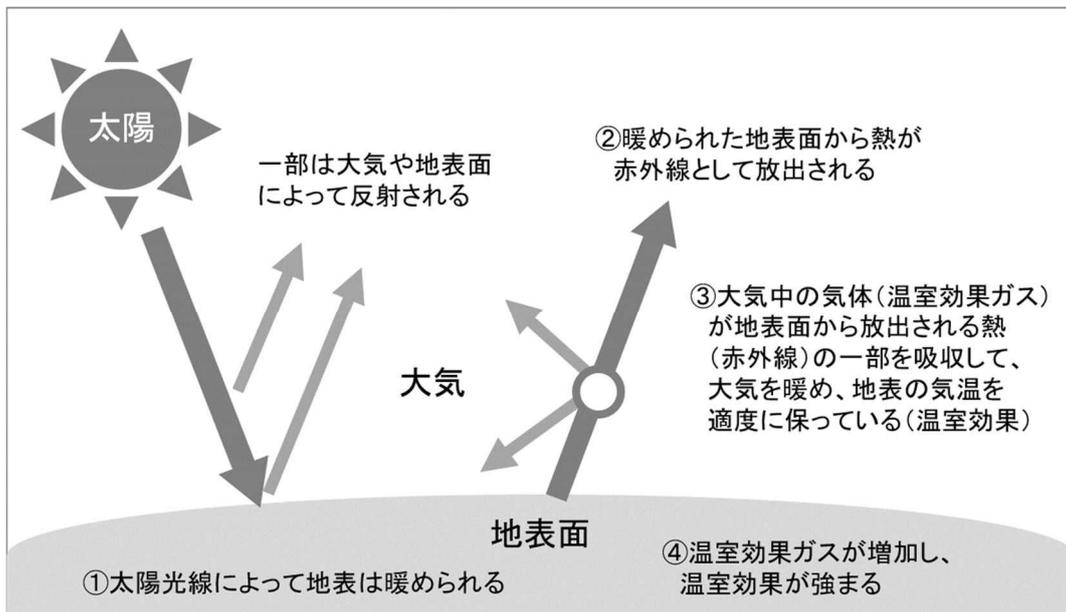
[現状]

◆地球温暖化とは

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が上昇することにより、温室効果が強まり、地球全体の地表、大気及び海水の温度が上昇することをいいます。

二酸化炭素以外の温室効果ガスとして地球温暖化対策の推進に関する法律に定められているメタン、一酸化二窒素、代替フロン等4ガス（ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）の排出については、二酸化炭素と比べ排出割合は少ないものの、その温室効果が非常に高いことから、二酸化炭素と同様に排出量の削減が求められています。

【地球温暖化のメカニズム】



◆世界・国の動き

2020（令和2）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みである「パリ協定」では、産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるとともに、1.5℃未満に収まるよう努力することなどが定められました。これを受け、国では令和2年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言するとともに、令和3年10月には地球温暖化対策計画を改定し、2030（令和12）年度における温

室効果ガスの排出を 2013（平成 25）年度比で 46%削減することとしています。

◆大分県の動き

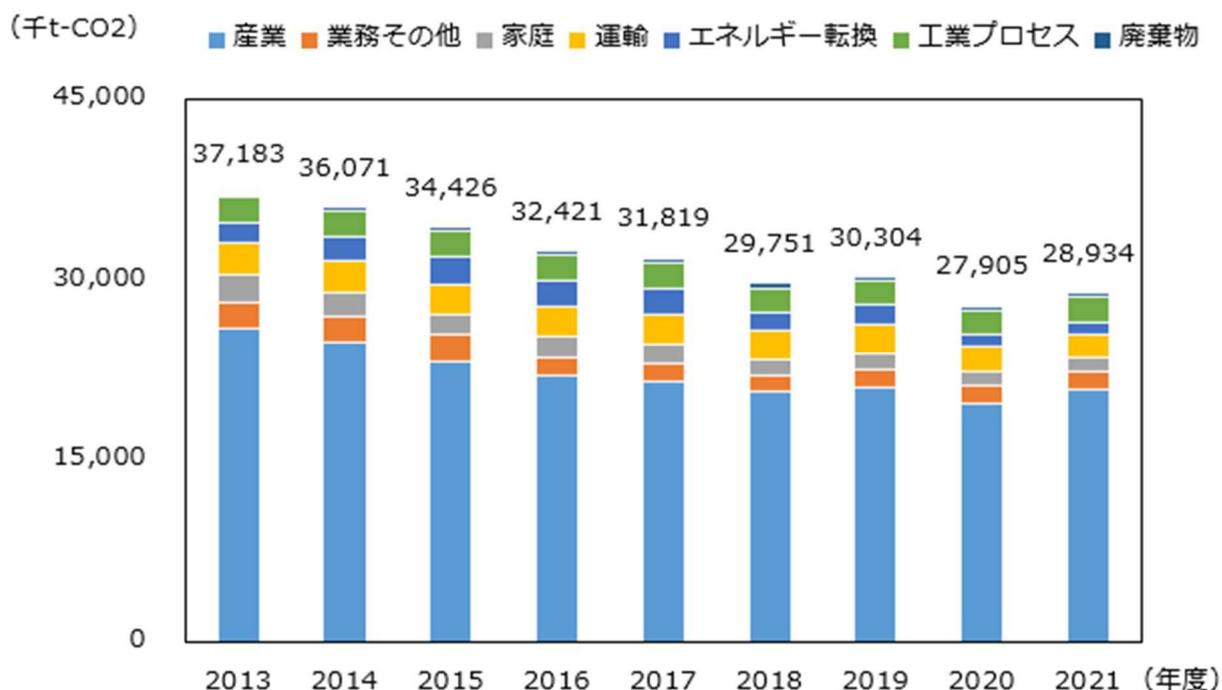
県でも、令和 3 年 5 月に 2050 年カーボンニュートラル宣言を行いました。また、令和 5 年 9 月には「第 5 期地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を改定し、2030（令和 12）年度温室効果ガス排出量 36%削減（2013（平成 25）年度比）の目標を掲げました。

◆温室効果ガスの排出状況

令和 3 年度の日本の温室効果ガス総排出量は、国連気候変動枠組条約事務局に提出した「日本の約束草案」の基準年（2013（平成 25）年）年度比で 20.3%減少しています。中でも、主要な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量は、産業部門では 2013（平成 25）年度比で 19.5%、オフィスなどの業務部門は 19.8%、家庭部門は 24.8%と減少しています。これは、省エネ等によるエネルギー消費量の減少、太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの導入拡大や原子力発電所の再稼働等によるエネルギーの供給量に占める非化石燃料の割合の増加等のため、エネルギー起源の二酸化炭素排出量が減少したためです。

今後は、エネルギー基本計画の見直しが予定されており、地球温暖化対策の必要性がますます高まっていくとも予想されます。

【大分県における部門別二酸化炭素排出量の推移】



大分県における令和 3 年度温室効果ガス総排出量は、第 5 期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基準年（2013（平成 25 年））比で 22.0%減少し、二酸化炭素排出量は、家庭部門で 51.3%、業務部門で 37.0%、運輸部門で 22.8%と減少しています。

これは、平成 27 年から九州電力管内で原子力発電所が再稼働したことや東日本大震災以降の

再生可能エネルギーの普及に伴い二酸化炭素排出原単位が改善し、二酸化炭素排出量が減少したことや令和元年から流行した新型コロナウイルスの感染拡大に伴う生活スタイルの変化によるものです。しかしながら、エネルギー消費量は微減であることから、各取組による一層の削減が求められています。

※部門別二酸化炭素排出量とは…

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル」（環境省。令和5年3月）に記載された手法を基本とし、各種統計データを用いて推計したもの。

- 産業部門：製造業（工場）、農林水産業、鉱業、建設業におけるエネルギー消費に伴う排出量
- 家庭部門：家庭におけるエネルギー消費に伴う排出量
- 業務部門：事務所・ビル、商業・サービス業施設、公的施設等におけるエネルギー消費に伴う排出量
- 運輸部門：自動車（自家用車を含む）、船舶、航空機、鉄道におけるエネルギー消費に伴う排出量
- その他の部門：電気事業者、ガス事業者、熱供給事業者の事業活動に伴う排出量、廃棄物焼却処理等に伴う排出量、セメント製造過程等で生じる排出量

【課題】

- 地球温暖化により、極端な気象現象の増加や自然生態系、農林水産業、健康への影響が、今後一層深刻化してくることが懸念されるため、世界共通の喫緊の課題である地球温暖化防止に向けて、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出抑制による温暖化の進行を緩和する取組（緩和策）を促進し、「脱炭素社会」の実現を進める必要があります。
- 本県の温室効果ガスの排出量は着実に削減されてきていますが、さらなる排出抑制に向けて、世界規模の環境問題を県民一人ひとり自分ごととして捉え、「県民総参加」で取組を進める必要があります。また、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、各分野での排出削減の取組を一層進めていく必要があります。
- 家庭・業務部門にあっては、一人ひとりの省エネルギーに対する意識を高めるとともに、太陽光発電設備の導入や省エネルギー建築物の普及が重要であることから、引き続き省エネルギー対策やエコエネルギーの導入促進等に取り組む必要があります。
- 運輸部門にあっては、電気自動車やハイブリッド車などの導入促進や公共交通機関等の排出削減策が求められています。
- 本県においては、二酸化炭素の排出の割合が高い産業部門は、従前から自主的にエネルギー利用の効率化に努めていることから、基準年度（2013（平成25）年度）からの二酸化炭素の排出量は減少しています。環境と経済・社会のバランスを保ちながら、県民や企業と一体となった取組や地域資源を有効活用した取組等を通じて地球温暖化対策を一層加速させる必要があります。

- 地方から都市への再生可能エネルギーの供給やJ-クレジットなど環境価値の提供を通して、県民全体で産業や家庭の脱炭素化を進めていく必要があります。
- 近年、二酸化炭素の排出削減・吸収により資金を呼び込むJ-クレジットの登録量が全国的に増加しており、県内においても、登録を加速させる必要があります。

[これからの主な取組]

(1) 家庭部門における二酸化炭素の排出抑制対策の推進

- セミナーや各地域における地球温暖化対策講座などの開催により、地球温暖化の現状や地球温暖化対策の重要性、消費者庁が推奨するエシカル消費について広く周知を図ります。
- 家庭向けエコ診断（うちエコ診断）や環境アプリ（エコふぁみ）等を活用し、節電や環境に配慮した製品の購入など、県民一人ひとりの身近な省エネ行動を促進します。



九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）のチラシ

- 家庭向けのエネルギーマネジメントシステム（HEMS）やスマート家電等の省エネ効果について普及します。
- 省エネ機器について、うちエコ診断、環境家計簿等を活用し、買換え支援を促進します。
- 太陽光や自然通風の利用、県産材等の地域材料の使用など、地域の気候・文化・風土に根ざした住まいづくりを推進します。
- LED 照明の採用などエネルギーを有効に利用し、エネルギー負荷を抑制する高い断熱構造の促進や家庭の太陽光発電設備で発電した余剰電力を自家消費できる蓄電池、高効率給湯器等の省エネルギー機器の導入を促進します。
- 家庭のエネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指したネットゼロエネルギーハウス（ZEH）などの省エネ住宅の普及を推進します。



- グリーン社会の実現に向けて、県内の建築技術者や関係団体等と連携し、調査・研修等の取組を実施することで、技術者への啓発や県民の意識醸成を図ります。
- 国が進めている脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」について県内でも普及を目指します。
- 地球温暖化防止活動推進員や大分県地球温暖化防止活動学生推進員等との連携による研修や環境学習を通じて、温室効果ガスの排出削減に向けた普及・啓発に取り組みます。



地球温暖化防止活動推進員研修



学生推進員による小中学生向け環境学習

(2) 業務部門における二酸化炭素の排出抑制対策の推進

- 省エネ対策等にかかるセミナーの開催、省エネコーディネーターの企業訪問等による省エネルギー行動の普及・促進や二酸化炭素排出量の見える化の推進を図ります。
- エコアクション 21 の認証取得を支援し、事業所における総合的な環境への取組を促進します。
- 脱炭素やプラスチック削減を目指す事業者を認証する県独自の制度である「おおいたグリーン事業者認証制度」により、企業の環境貢献が見える化し、企業価値の向上を後押しします。
- 国の支援制度等の活用を促し、高効率の省エネ機器・設備の導入を促進します。
- 建物のエネルギー消費量を実質ゼロにする新しいライフスタイルの実現を目指し、ネットゼロエネルギービル（ZEB）の普及を促進します。
- 公共施設への太陽光発電設備や蓄電池設備の設置などを検討するとともに、再生可能エネルギーによる電力調達を促進します。
- 県や市町村が所有・管理する施設において、省エネルギー性能の向上に向けた高断熱化や高効率な設備機器等の導入を促進します。
- 大分県グリーン購入推進方針に基づくグリーン購入等により、県民の環境にやさしい物品の積極的な利用を促進します。

(3) 運輸部門における二酸化炭素の排出抑制対策の推進

- 駐停車時におけるアイドリングストップなどのエコドライブについて、県内事業者や団体

と連携したエコドライブセミナーの実施やラジオ等マスメディアを活用した啓発などにより、広く普及を図ります。

- 宅配便の受取日時の指定や自宅以外での受取など、宅配を1回で受け取る方法を周知し、再配達削減に取り組めます。



宅配1回受取キャンペーンのチラシ

- 輸送等にかかるエネルギーを削減するため家庭・学校給食等における旬の食材・地場の食材の利用促進や魅力ある地域の食文化を発信するイベントや動画等を活用し、地産地消を促進します。
- 通勤時に自家用車の利用を控える「ストップ地球温暖化大分県ノーマイカーウィーク」の事業所等における定期的な実施を促進します。
- 路線バスや市町村が運行するコミュニティバスに対する運行費補助、路線バスの需要喚起策の実施、地域公共交通計画等の策定により、地域公共交通の維持・確保及び利用促進に取り組めます。
- 公共交通のEVシフトを促進します。
- 九州MaaSと連携して、県内のMaaSを推進することにより、県民や国内外からの観光客へのサービス向上と公共交通機関の利用促進を図ります。
- 陸上輸送から海上輸送への転換に向けたポートセールスの強化などモーダルシフトを促進します。
- 電気自動車やハイブリッド車などの普及・促進を図るとともに、新たな市場の取り込みに挑戦する県内企業を支援します。また、民間企業と連携した充電ステーションの拡充などを検討します。
- 県や市町村の公用車の更新時に、電気自動車やハイブリッド車などの導入を推進します。
- 交通管制システムの整備拡充、交差点の改良、バイパスの整備、多車線化など交通体系の整備を推進し、交通流の分散、円滑化を図ります。
- 公共交通機関の利用促進を始めとする交通需要マネジメント(TDM)により渋滞緩和対策の促進を図ります。

(4) 産業部門における二酸化炭素の排出抑制対策の推進

- 大分コンビナートなどの脱炭素化と持続的成長に向け、水素の供給・利活用やカーボンリサイクル等を軸とした企業間連携を推進します。
- 重要港湾におけるカーボンニュートラルの実現に向け、関係企業等と連携し、次世代エネルギーの利活用に必要な取組等を記載した港湾脱炭素化推進計画を策定し、実行することにより港湾の脱炭素化を推進します。
- 二酸化炭素排出削減に資する新しい技術の研究開発費の助成や事業化の支援を行うとともに、その普及を図ります。
- 様々な機器の省エネ化に資するパワー半導体などの製造を支える人材育成を図ります。
- 省エネ対策等にかかるセミナーの開催、省エネコーディネーターの企業訪問等による省エネルギー行動の普及・促進や二酸化炭素排出量の見える化の推進を図ります。(再掲)
- エコアクション 21 の認証取得を支援し、事業所における総合的な環境への取組を促進します。(再掲)
- 脱炭素やプラスチック削減を目指す事業者を認証する県独自の制度であるおおいたグリーン事業者認証制度により、企業の環境貢献を見える化し、企業価値の向上を後押し、高効率照明設備・空調設備等の導入を支援します。
- 生産能力向上のため、市町村単位での有機農業者の組織化や土壌診断に基づく堆肥投入による土作りを進めるほか、労務の省力化等を促進します。
- 生産性の向上を図るため、企業や大学等と連携し、効率化に寄与するスマート農業技術の開発・現地実証や技術導入等に取り組みます。また、意欲ある生産者などを対象とした研修会等を通じ、スマート農業技術の導入を促進します。
- 農業用栽培施設における保温対策の徹底による暖房効率の向上や園芸用ヒートポンプなどの導入を推進します。
- 製材工場における木材乾燥の燃料として、製材工程で発生する端材や樹皮等の利用を拡大するため、木質バイオマスボイラーの導入を推進し、乾燥コストの低減とあわせ化石燃料由来の二酸化炭素の排出削減を図ります。
- 工場などから排出される二酸化炭素を資源として捉え、今後の技術革新の動向などを踏まえながら、カーボンリサイクルに向けた取組を促進します。あわせて、農業用ハウスでの二酸化炭素の活用に向けて、園芸品目ごとの可能性について検討を行います。

(5) その他の部門における二酸化炭素の排出抑制対策の推進

- SNS やアプリ等を活用し、プラスチックごみや食品ロスの削減に向けた身近なエコ活動を推進するなど、3Rの普及・啓発に取り組みます。
- 県民・事業者・行政が連携・協力し、新たに発生するプラスチックごみゼロを掲げ、排出抑制、資源循環、適正処理と清掃活動に取り組みます。
- 再生資源を有効利用したリサイクル製品のうち、県内で製造された優れた製品を「大分県リサイクル認定製品」として認定し、製品の積極的な利用を促進します。
- 「フロン排出抑制法」に基づく建物解体現場等への立入検査の実施により、フロン類使用機器の廃棄時等におけるフロン類の適切な回収・破壊処理を推進するための指導・啓発活動

を行います。

- 代替フロン等使用製品の使用抑制やノンフロン製品の使用促進を図ります。
- フロン類の大気中への排出量を低減するため、関係事業者、消費者、市町村等の協力・連携のもと、「家電リサイクル法」、「フロン排出抑制法」、「自動車リサイクル法」に基づき、冷媒として使用されているフロン類の適切な回収・破壊処理の推進を図ります。
- 家畜排せつ物の強制発酵による堆肥化を推進し、メタンの排出抑制に努めます。

(6) 分野横断的な取組

- 太陽光発電が長期的・安定的な電源となるために、蓄電池などと組み合わせた電力の自家消費を促進し、設備の確実な施工やメンテナンスに関する情報提供等を行います。
- スマートコミュニティの推進に資するよう、自治体や病院、福祉施設、ホテル、旅館等、熱（給湯）と電力を同時利用する施設へコージェネレーションシステムの導入を推進します。
- 公共施設への太陽光発電設備や蓄電池設備の設置などを検討するとともに、再生可能エネルギーによる電力調達を促進します。
- 各種イベントや環境教育との連携等を通じ、エコエネルギー導入の必要性について普及・啓発を図ります。
- 大規模なエコエネルギー施設の設置にあたっては、生物多様性や森林の保全などの地域環境との共生や地元との合意形成を図るよう事業者へ働きかけていきます。
- 再生可能エネルギーの供給を通して、産業や家庭の脱炭素化を後押しします。
- J-クレジット制度の普及・啓発、登録に係る費用助成、金融機関等と連携したクレジット創出者と購入者のマッチング支援などを推進します。
- 県内における脱炭素先行地域の創出など、地域の環境価値の向上を目指した取組を進めます。

指 標 項 目	単 位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
温室効果ガス排出量	千 t-CO ₂ 以下	26,211 (R3)	25,109 (R8)	24,007 (R13)
大分県地球温暖化防止活動学生推進員等による情報発信件数（年間）	件	—	100	100
おおいたグリーン事業者（脱炭素部門）認証制度登録件数（累計）	件	52	223	331

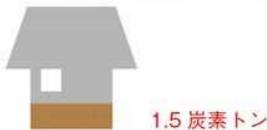
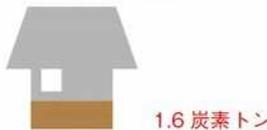
2 吸収源対策の推進

[現状]

◆二酸化炭素の吸収源としての森林

樹木には二酸化炭素を吸収し、貯蔵する働きがあります。また、森林から伐り出された木材を建築物等に利用することにより、吸収した炭素を長期的に貯蔵することができます。木材は、製造・加工時のエネルギー消費が鉄やコンクリート等の建築資材よりも比較的少ないことから、建築物に木材を利用することは、建築に係る二酸化炭素の排出削減にも貢献します。

【住宅一戸当たりの炭素貯蔵量と材料製造時の二酸化炭素排出量】

	木造住宅	鉄骨プレハブ住宅	鉄筋コンクリート住宅
炭素貯蔵量	 6 炭素トン	 1.5 炭素トン	 1.6 炭素トン
材料製造時の炭素放出量	 5.1 炭素トン	 14.7 炭素トン	 21.8 炭素トン

資料：大熊幹章（2003）地球環境保全と木材利用，一般社団法人全国林業改良普及協会：54、岡崎泰男，大熊幹章（1998）木材工業，Vol.53-No.4：161-163.

（林野庁「森林・林業白書」から引用）

我が国では、地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出抑制とともに、その吸収源である森林の整備（森林吸収源対策）を積極的に推進しているところです。

「京都議定書」の第1約束期間（平成20～24年）では、我が国は、温室効果ガス削減目標6%（平成2（1990）年比）のうち3.8%分を森林吸収量で対応するため、平成19年度から6年間で330万ha（年間55万ha）の間伐等に取り組みました。

このため、本県では、平成19年8月に「大分県森林吸収源確保推進計画」を策定し、間伐等の森林整備を積極的に推進した結果、約8万haの森林整備が完了し当初の目標を概ね達成しました（達成率96%）。

京都議定書の第2約束期間（平成25年～令和2年）については、我が国は、これに参加していないものの、気候変動枠組条約の締結国として、森林吸収量の最大限の確保（3.5%分）を目指すこととしており、年間約52万haの間伐等の森林整備などを推進する方針となっています。

このため、本県でも間伐等を進めており、民有林で年間約4千ha（平成25年～令和2年）を実施しました。

また、令和2年以降の地球温暖化対策を定めたパリ協定が平成27年に採択されました。これに

伴い、我が国は地球温暖化対策計画に基づき、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比26%減の温室効果ガス削減目標を定めており、その内の2%を森林吸収源対策により確保することとしました。

令和3年には新たな「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、削減目標を26%減から46%減に引き上げ、その内、森林吸収量の目標を2.7%相当の約3,800万t-CO₂としています。

◆大分県の森林の現状

日本の森林面積は、令和3年度末において2,502万haで、国土の66%を占めています。また1ha当たりの森林蓄積量は222m³です。

本県の森林面積は、令和3年度末において45万1千haで、県土の71%を占めています。また、1ha当たりの森林蓄積量は328m³です。本県は全国の中でも森林が豊富な県であり、県民の森林に対する地球温暖化防止に果たす役割への期待は大きいといえます。

森林による二酸化炭素の吸収量を確保するためには、森林が健全な状態であることが必要ですが、所有者の森林への関心の希薄化等により手入れの行き届かない森林が増加しています。

【課題】

- パリ協定下の森林吸収量の目標達成や2050（令和32）年カーボンニュートラルの実現への貢献のため、森林吸収量の確保・強化が必要となっています。
- 森林による吸収源対策を進めるには、高齢林の伐採促進と林業適地への着実な早生樹造林が重要です。
- 「伐って・使い・植えて・育てる」といった資源循環型の林業により、森林の適正な管理と地域材の利用拡大を進めていく必要があります。

【これからの主な取組】

（1）森林の適正な管理・保全

① 森林整備の推進

- 生産林では森林資源を循環させるため、適正な主伐・再造林や下刈等の保育作業を進めるとともに、尾根等の生産林に適さない森林は環境林に誘導し、健全な森林の整備に努めます。
- 二酸化炭素吸収力の低い間伐手遅れ林分などについては、立地条件等に応じた適切な森林の整備を推進します。
- 森林の荒廃を防止する治山施設を整備するとともに、保安林制度の周知及び適切な運用等により、保安林の管理・保全に努めます。
- 森林吸収源を活用したJ-クレジットの創出を推進します。

② 早生樹による再造林の推進

- 二酸化炭素吸収力の低い高齢の人工林を伐採し、成長の早い早生樹による再造林を推進することで、森林の二酸化炭素吸収量を増やします。

③ 藻場の減少抑制・造成

- 藻場の保全回復（ブルーカーボン）に向けた取組を推進します。

(2) 地域材の利用拡大

- 樹木には二酸化炭素を吸収し、貯蔵する働きがあるため、県民に対して木材の良さやこうした特性等について広く普及・啓発し、地域材の利用拡大を進めます。
- 「地域材利用促進会議」等を通じて建築物、土木工事における地域材の利用を図るとともに、「クリーンウッド法」に基づく合法伐採木材等の利用を進めます。
- 非住宅建築物の木造・木質化を図るため、木造建築設計を担う人材の育成を進めます。
- 高齢の人工林から伐り出された大径材の国内外での利用拡大に向け、県外大消費地のプレカット企業等の拠点設置や商社等と連携した海外への販路開拓等に取り組みます。

指 標 項 目	単 位	基 準 年 度	目 標 値	
		R5	R10	R15
早生樹による再造林面積	ha	59	590	830

3 気候変動適応策の推進

〔現状〕

◆適応策の必要性

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加など、気候変動によるものと思われる影響が全国各地で生じており、その影響は本県にも現れています。さらに今後、これらの影響が長期にわたり拡大するおそれがあると考えられています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）の両輪で取り組んでいく必要があります。

このような中、気候変動に関する国際的な動きとして、平成27年12月に気候変動枠組み条約の下でパリ協定が採択され、翌年11月に発効しました。パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を、工業化以前の水準に比べて2℃以内より十分に下回るよう抑えること及び1.5℃までに制限するための努力を継続するという「緩和」に関する目標に加え、気候変動の悪影響に適応する能力及び強靱性を高めるという「適応」も含め、気候変動の脅威への対応を世界全体で強化することを目的としています。

国内では気候変動適応の法的位置付けを明確にし、関係者が一丸となって一層強力で推進していくべく、平成30年6月に気候変動適応法が成立し、同年12月1日に施行されました。

気候変動の影響は、地域特性によって大きく異なります。そのため、適応策の実施にあたっては、地域ごとの特徴を踏まえることが不可欠であることから、国における取組だけでなく本県の地域の実状に応じた施策を展開し、安全・安心で持続可能な社会を構築する必要があります。

◆国の取組

気候変動適応法では、政府による気候変動適応計画の策定等が定められており、我が国において、適応策が初めて法的に位置付けられ、国、地方公共団体、事業者、国民が連携・協力して適応策を推進するための枠組みが整備されました。

気候変動適応法に基づき、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために気候変動適応計画が、平成30年11月に閣議決定されました。本計画では、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、各主体の役割やあらゆる施策に適応を組み込むことなど、7つの基本戦略を示すとともに、分野ごとの適応に関する取組を網羅的に示しています。

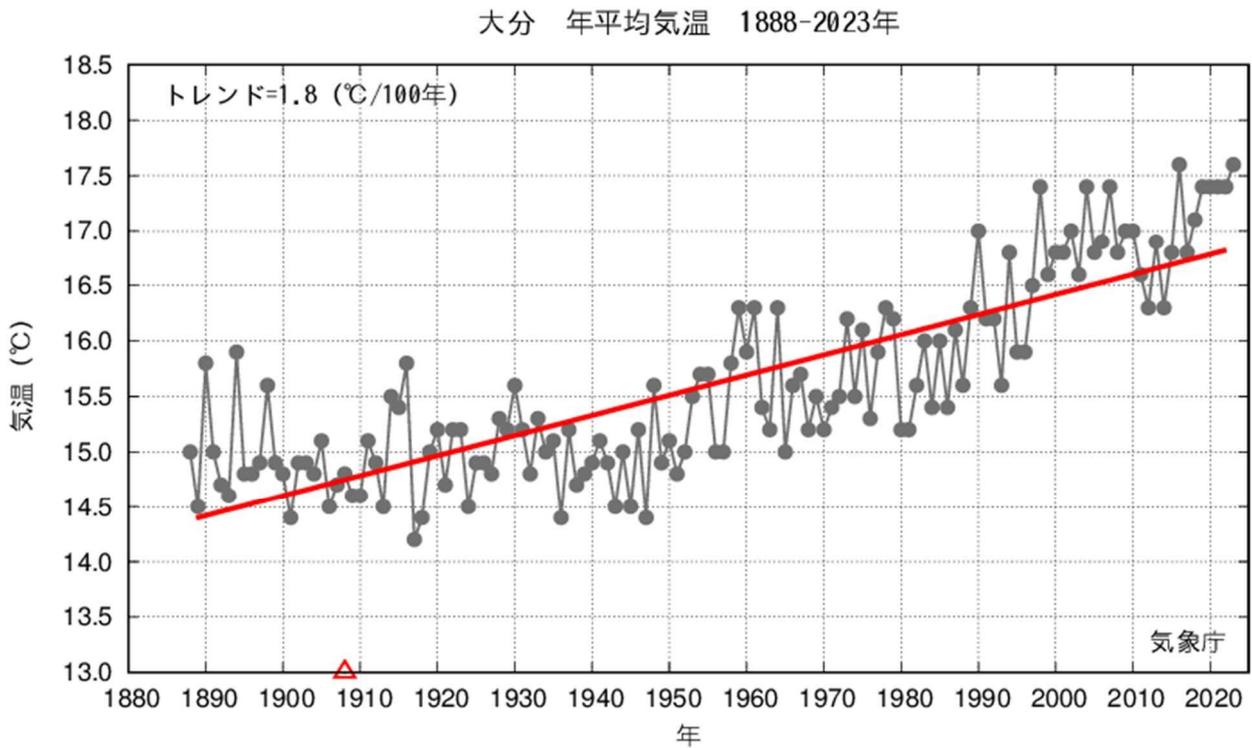
◆大分県における気候の状況

気象庁福岡管区气象台では、九州・山口県の気候変化として、観測地点ごとの経年変化や県別の将来予想、海面水温や海面水位の長期変化などを「九州・山口県の気候変動の現状と予測」として公開しています。

①平均気温の長期変化

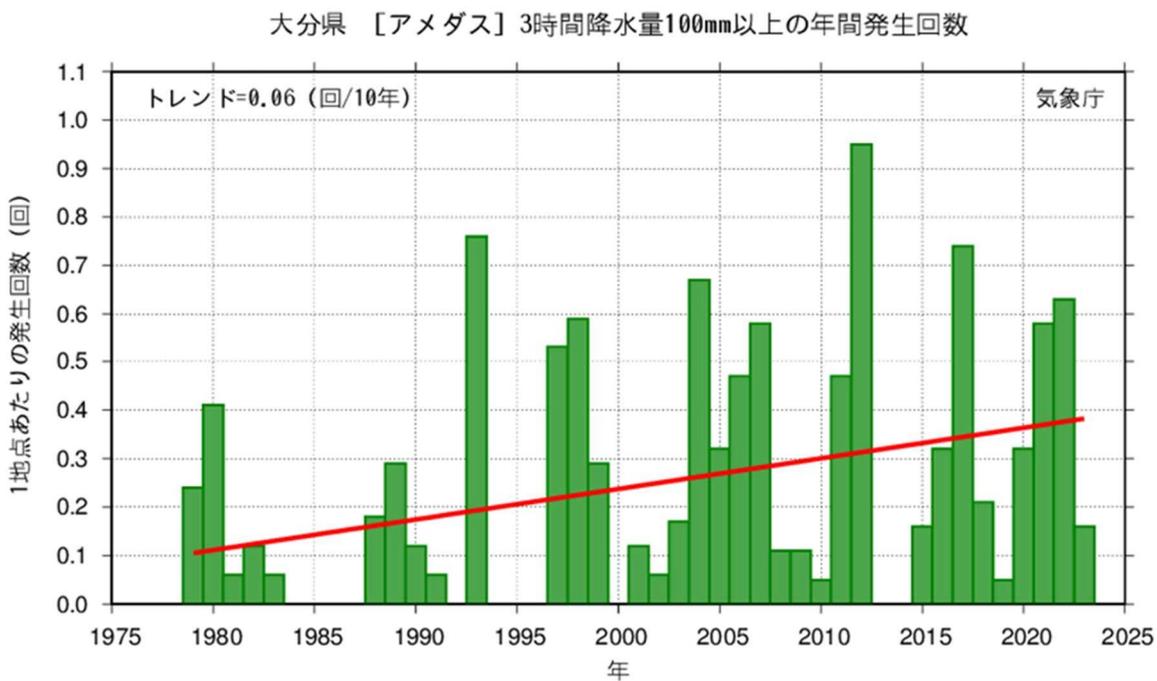
大分地方气象台で観測された年平均気温の経年変化には上昇傾向が見られ、100年当たりに換算した場合、1.8℃上昇しています。

また、猛暑日は10年あたり約1日増加、熱帯夜は10年あたり約3日増加しており、将来は更なる増加が予想されています。



②降水量の長期変化

大分地方気象台で観測された年降水量の経年変化には、変化傾向はみられません。1時間降水量50mm以上の短時間強雨の回数は40年間で約3倍に増加しています。



③大分県の将来予測

今世紀末には、地球温暖化に対する現時点を超える追加的な緩和策を取らなかった場合、気温の4℃以上上昇が予測されています。季節で比較すると、冬の上昇が最も大きいとされています。また、大雨の回数が約2倍、雨の降らない日も増加すると予測されています。雨の降り方が激しくなる一方で、降らない日も増えることから、雨の降り方が極端化することが見込まれています。さらに、猛暑日についても約28日増加と予測されています。

◆大分県の取組

県では、令和3年3月に「第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、その中で「地域気候変動適応計画」を位置付けました。令和5年9月には計画を一部改定するとともに、適応計画としての位置付けを明確化するため「第5期大分県地球温暖化対策実行計画（区域施策編）・大分県気候変動適応計画」と名称を改めました。

また、令和3年4月1日に「大分県気候変動適応センター」を設置し、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供等を実施しています。

【課題】

- 気温の上昇、降水量の変化など、様々な気候の変化、海面の上昇、海洋の酸性化などが生じる可能性があり、災害、食料、健康などの様々な面で影響を及ぼすことが予想されるため、それらの影響を軽減するための取組（適応策）を進める必要があります。
- 適応策の実施にあたっては、本県の自然や社会経済の状況に合わせ、取組を行うことが必要です。
- 適応策は、行政だけでなく、県民や事業者も取り組む必要があります、そのためには気候変動影響や適応策についての周知・啓発が重要です。

【これからの主な取組】

- 気候変動の影響による水害等の激甚化・頻発化等を踏まえ、河川改修等の従来の治水対策を進めることに加え、流域内のあらゆる関係者が協働して、流域全体で行う治水対策「流域治水」を総合的・多層的に推進します。
- 集中豪雨等により頻発・激甚化する土砂災害に対し、砂防堰堤等の整備や土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の構築に取り組みます。
- 早期避難の促進のため、おおいた防災アプリなどを活用して防災情報を確実に伝達します。
- 自主防災組織の活性化を図るため、防災士の要請・育成や防災訓練の支援等に各市町村と連携して取り組み、防災体制をさらに強化します。
- 熱中症による健康被害を防ぐため、県民が危険な暑さから身を守るために利用できる熱中症一時休憩所や市町村が指定する指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の取組を促進する

とともに、大分県のホームページや広報等を通じて熱中症予防対策について広く情報提供を行います。

- 学校向けには、熱中症予防及び症状の周知や体育、部活動等指導者講習会を通じて、熱中症事故防止を図ります。
- 令和6年度から運用開始された「熱中症特別警戒アラート」の発表に備え、市町村と連携して連絡体制の整備等を推進します。
- 農作物の栽培管理技術や家畜の飼養技術の開発・普及、なつほのかやシャインマスカットなどの高温耐性品種への転換など、高温障害を軽減する対策を実施します。
- 機械導入による作業の軽労化など、気候変動に対応した就労環境づくりに取り組みます。
- 生態系の保全に係る適応策やその実態に関する具体的な方針、手法、技術などの情報収集を行うとともに、情報発信を行います。
- 感染症を媒介する生物の生息域や活動が拡大する可能性があるため、デング熱やジカウイルス感染症を媒介する蚊の監視など健康への影響を未然に防止する対策を実施します。
- 気候変動適応ビジネスの普及に向けた取組を推進します。
- 大分県気候変動適応センターにおいて、適応策に関する情報収集及び分析や県民に対する適応策の周知啓発を行います。
- 企業の理解促進に向けたセミナー開催などによる適応策の普及・啓発を行います。

指 標 項 目	単 位	基 準 年 度	目 標 値	
		R5	R10	R15
計画等を策定し地域気候変動適応対策に取り組む市町村数 (累計)	市町村	5	18	18
治水対策により浸水被害が軽減する地区数 (累計)	地区	—	36	81
土砂災害のリスクが軽減される家屋数 (累計)	戸	417	825	6,803
熱中症一時休憩所等設置箇所数	箇所	572	595	620
温暖化適応品種の導入割合 (ぶどう品種：シャインマスカット等)	%	23 (R3)	30	33 (R15)

第2節 経済と環境の好循環を生み出すGXの推進



化石燃料からクリーンエネルギー中心への転換により、経済社会のシステム全体を変革するGXの推進を図ることで、経済と環境の好循環を生み出していきます。

1 GXの挑戦による「経済と環境の好循環」の創出

[現状]

- ◆ 県内には鉄鋼や石油化学、石灰、セメントなどの基礎素材型産業が立地し、日本経済を支える一方で、二酸化炭素排出量は全国 13 位（県民 1 人あたりの排出量は全国 1 位）となっており、排出抑制が喫緊の課題です。
- ◆ 大分コンビナートには、九州唯一の製油所や九州最大の LNG 火力発電所など多様な企業が立地し、製造品出荷額等は県全体の約 4 割を占めていることから、その脱炭素化と持続的成長の両立は、県勢発展の最重要課題の一つです。
- ◆ 令和 5 年 8 月に産学官連携の「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議を立ち上げ、2050 年を見据えた大分コンビナートの変革の姿を関係者共有の推進構想として取りまとめました。

2050年に向けた大分コンビナートの目指す姿



【課題】

- カーボンニュートラル社会の中、大分コンビナートが本県産業の振興、そして、日本経済の成長に今後とも貢献していくためには、その脱炭素化と持続的発展の両立が必要です。
- 「グリーン・コンビナートおおいた推進構想」の実現に向けた取組を着実に進めるとともに、GXに果敢に挑戦する県内事業者を後押しするなど、関係者一丸となって取組を加速させる必要があります。

【これからの主な取組】

- 大分コンビナートなどの脱炭素化と持続的成長に向け、水素の供給・利活用やカーボンリサイクル等を軸とした企業間連携を推進します。（再掲）
 - ・ 水素や二酸化炭素などの受入・利活用等を可能とする技術の導入支援や共用インフラなどの整備に向けた投資促進
 - ・ 二酸化炭素の農業利用など、コンビナート周辺地域等と連携したカーボンリサイクルの取組支援
 - ・ 先端技術等を活用した水素保安、プラント保安の強化等に対する支援
 - ・ 水素等の大規模活用と安全対策等に対する県民の理解醸成
- 重要港湾におけるカーボンニュートラルの実現に向け、関係企業等と連携し、次世代エネルギーの利活用に必要な取組等を記載した港湾脱炭素化推進計画を策定し、実行することにより港湾の脱炭素化を推進します。（再掲）
- GX関連セミナーの開催などによる企業の意識醸成を図ります。
- GXに必要な投資を行う事業者、GXを先導する人材の確保や育成等を支援します。



「グリーン・コンビナートおおいた」推進会議

指 標 項 目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
企業連携等によるGXプロジェクト創出件数（累計）	件	—	20	40

2 大分県版水素サプライチェーンの構築

【現状】

- ◆ 水素は、カーボンニュートラルの実現に向けて必要不可欠なエネルギーとされており、国内外で水素社会の実現に向けた動きが加速しています。

国は、令和5年に「水素基本戦略」を改定し、水素社会実現に向けた方向性を示しました。具体的な導入目標として、令和12年に300万トンに加え、令和22年に1,200万トン、令和32年に2,000万トンが掲げられるとともに、低炭素水素への移行を促進することも明記されました。
- ◆ 大分県は、豊富な地熱やバイオマスなどの再生可能エネルギー資源に恵まれ、大手企業による地熱を活用した水素製造実証が行われるなど、水素の製造に優位な環境にあります。県では、水素の製造から輸送・利活用までを県内で一貫して行う「大分県版水素サプライチェーン」の構築に向けた取組を進めてきました。
- ◆ 令和3年度から大分県エネルギー産業企業会内に「水素関連産業分科会」を設置し、県内における水素関連産業の育成に向けた取組を進めています。また、水素ステーションの整備や燃料電池車両の導入に対する助成制度を設けているほか、水素の普及・啓発を目的としたイベントを開催するなど、水素の利活用も促進しています。

【課題】

- 2050（令和32）年のカーボンニュートラル達成に向けて、国内外で水素社会の実現に向けた動きが加速している中、水素の製造から輸送・利活用までを県内で一貫して行う大分県版水素サプライチェーンの構築に向けた取組をさらに進めていく必要があります。水素の利活用を拡大していくためには、水素の需要と供給をバランス良く創出していくことが必要です。
- 水素エネルギー導入拡大のためには、多額の投資を必要とする設備投資等に対する支援が不可欠です。
- 水素は一般に、天然ガス、褐炭の改質を始め、再生可能エネルギー由来電気、化石燃料由来電気を用いた水電解など様々な原料や手法により製造することができる資源ですが、水素の導入により、カーボンニュートラルを着実に進めるにあたっては、低炭素水素への移行を促進することが求められています。

【これからの主な取組】

- 水素の供給から利活用まで、県内における水素関連産業の育成に向けた取組を推進します。
- 水素ステーションの整備や燃料電池車両の導入を支援します。
- 水素エネルギーの利活用拡大を促進していきます。
- 地熱など再生可能エネルギー等由来の低炭素水素製造設備の整備に向けた取組を推進しま

す。

- 燃料電池自動車の普及に向けて、水素ステーションの整備や燃料電池車両の導入に対する助成を行うとともに、国の助成制度などの情報提供を行います。
- 重要港湾におけるカーボンニュートラルの実現に向け、関係企業等と連携し、次世代エネルギーの利活用に必要な取組等を記載した港湾脱炭素化推進計画を策定し、実行することにより港湾の脱炭素化を推進します。（再掲）



水素ステーションと燃料電池自動車



H2&FC EXPO 出展の様子

指 標 項 目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
県内の水素ステーション数 (累計)	基	1	3	5

3 エネルギー関連産業の成長促進

[現状]

◆新たなエネルギー基本計画

東日本大震災以降、固定価格買取制度の導入とその後の見直し、2050年カーボンニュートラル宣言や水素社会の実現に向けた動きの加速など、エネルギーを巡る情勢は大きな変革の時代を迎えています。

そのような中、令和3年10月に改定された国の新たな「エネルギー基本計画」では、徹底した省エネの更なる追求とともに、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、最大限の導入を促すことが掲げられています。また、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」においては、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けた野心的な水準として、電源構成で36~38%という再生可能エネルギー導入目標が示されました。また、令和6年5月には、新しいエネルギー基本計画の策定も始まっています。

地方公共団体においては、エネルギーを巡る大きな情勢を踏まえ、地方が直面する過疎化などの課題を乗り越え、さらに地域や産業に活力を与える新たな社会モデルの構築や実効性のある地球温暖化対策に寄与していくためにも、再生可能エネルギーの導入や省エネ技術の開発・普及などに、積極的・能動的に関わっていくことがこれまで以上に求められています。

また、再生可能エネルギーの導入にあたっては、景観や環境への配慮、地域住民の理解を得ることが重要となっています。



出典：経済産業省 資源エネルギー庁「現在の電源構成の状況と、現行ミックスと新ミックスの関係」

◆エネルギー産業の成長の必要性

令和2年の政府による2050年カーボンニュートラル宣言以降、再生可能エネルギーや省エネルギーなどへの関心がより一層高まってきました。

こうした流れを新たなビジネスチャンスにつながるものと捉え、エネルギー関連産業を県経済を牽引する産業に育てるため、産・学・官の連携組織である「大分県エネルギー産業企業会」を中心に、研究開発から販路開拓まで幅広い取組を行っています。

特に、カーボンニュートラルに向けて必要不可欠なエネルギーとされる水素については、令和3年度からエネルギー産業企業会内に「水素関連産業分科会」を設置し、水素の供給から利活用まで、県内における水素関連産業の育成に向けた取組を進めています。

◆大分県の取組

本県には、全国に誇る温泉、地熱、豊富な水資源、日照、風、県土の71%を占める森林、家畜など多様なエネルギー源が豊富に存在しています。そして、このような地域資源を生かした発電や熱利用を進めた結果、再生可能エネルギーの自給率は日本トップレベルとなっています（千葉大学倉阪研究室とNPO 法人環境エネルギー政策研究所の共同研究レポート「永続地帯 2022 年度版報告書」）。このような地域特性を十分に生かして、多様なエコエネルギーを引き続き積極的に導入していく必要があります。

本県では、平成13年度に「大分県新エネルギービジョン」を策定（平成22年3月に一次改定）、平成14年度には導入の指針となる「大分県エコエネルギー導入促進条例」を制定し、再生可能エネルギーに地熱・温泉熱利用などを加えた「エコエネルギー」という本県独自の考え方を定義するなど、早くからエコエネルギーの重要性を認識し、その導入を促進してきました。

平成27年度に「大分県新エネルギービジョン」の2回目となる改定を行い、地域特性を踏まえたさらなるエコエネルギーの導入促進の動きを推進していくこととしました。

また、平成16年の景観法の施行に伴い、景観と調和した工作物等の設置について条例等で配慮するよう市町村に要請しています。

さらに、平成30年の大分県環境影響評価条例の改正により、一定規模以上の発電事業を環境影響評価の対象とし、令和3年には、自然環境保全上重要な地域を特別地域として設定し、太陽光発電所の規模要件を強化しています。

【課題】

- 県内における多種多様な再生可能エネルギー導入の選択肢を広げるため、新たな技術開発やエネルギー関連企業の成長に向けた県内外への販路開拓の支援が求められています。
- 平成24年7月から開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光発電の導入が飛躍的に進みましたが、需給調整のための出力制御の回数が増加していることが課題となっており、今後の導入拡大には、送電網の強化に加え、蓄電池や水素といった調整力の活用など、制度・システムのさらなる改革が必要です。また、エコエネルギーは発電のみにとどまりません。本県の特色である温泉やバイオマスを活用した熱利用についても積極的に進めていく必要があります。
- 環境と密接に関わるエネルギーの問題は、行政だけでなく県民一人ひとりが考え、実践することが大切です。そのため、県が率先してエコエネルギー導入と啓発に取り組むだけでなく、

県民、事業者等と協働してエコエネルギーの導入を進めていく必要があります。

- 2050年カーボンニュートラル宣言や水素社会の実現に向けた動きの加速など、エネルギー分野は変革の時期を迎えています。このような機会をチャンスと捉え、企業、大学、研究機関等との連携を図りながら、技術開発や導入コスト低減化による普及拡大を図る必要があります。
- 開発の過程で、自然環境や景観、生活環境との調和が懸念される事態も顕在化しています。エコエネルギーの利用が自然を相手にした取組である以上、導入にあたっては、自然環境や景観、生活環境に関して、導入地域での調和や共生を十分考慮するとともに、地域住民の理解を得る必要があります。

【これからの主な取組】

(1) エネルギー関連産業の事業化の支援

- 地熱・温泉熱、小水力、バイオマス等の本県の強みを生かした再生可能エネルギーの導入促進と県内企業の関連機器・システムの開発から販路開拓の取組を支援します。
- 新たな再生可能エネルギー導入モデルである「オンサイト PPA」ビジネスへの県内企業の新規参入を促進します。

(2) エコエネルギーの導入支援

① 県有施設へのエコエネルギーの導入の推進

- 大分県エコエネルギー導入促進条例に基づき、県有施設の建設及び維持管理等にあたり、自ら率先してエコエネルギーの導入に努めます。

② 自然環境と共生し、地域の特性に応じたエコエネルギー導入の推進

- 県内における新たな地熱開発を促進するため、地熱開発に対する県民の理解を促進するための取組を行います。
- 既存温泉などを活用した温泉熱発電や熱利用の導入について、引き続き積極的に推進していきます。
- バイオマス（木質資源、家畜排せつ物等）や廃棄物（廃プラスチック、廃油等）をエネルギー源として有効利用を進めます。
- エコエネルギーを賢く使い、地域の活性化に結びつけるスマートコミュニティの形成などへの支援を行います。
- 木質チップ、バーク等を燃料とするボイラー等の普及拡大により、バイオマスの利用を促進し、関連産業の振興を目指します。
- 既存水路等を利用した小水力発電について、地域・農業振興に資する導入を推進します。



農業水利施設を活用した小水力発電（城原井路発電所）

③様々な連携によるエコエネルギー導入の推進

- 2050年カーボンニュートラル宣言や水素社会の実現に向けた動きの加速の流れを受け、新たなエネルギーシステムの構築に必要な技術開発に、企業と大学、研究機関との連携により挑戦し、エコエネルギーの導入拡大に貢献します。
- 市町村が行うエコエネルギーの導入、エネルギー導入・活用計画の策定について、適切な情報提供やサポートを行い、エネルギーを軸とした地域や産業の活力創出を図ります。

（3）エコエネルギーの普及・啓発

- 広報誌、広報番組などを始め、各種イベントやエネルギー・環境教育との連携を通じ、エコエネルギー導入の必要性を啓発し、助成制度等の情報提供を積極的に推進します。
- エコエネルギーの導入を推進するNPO等と相互に連携を図り、エコエネルギーの普及・啓発を図っていきます。

（4）地域に配慮したエコエネルギー施設の設置

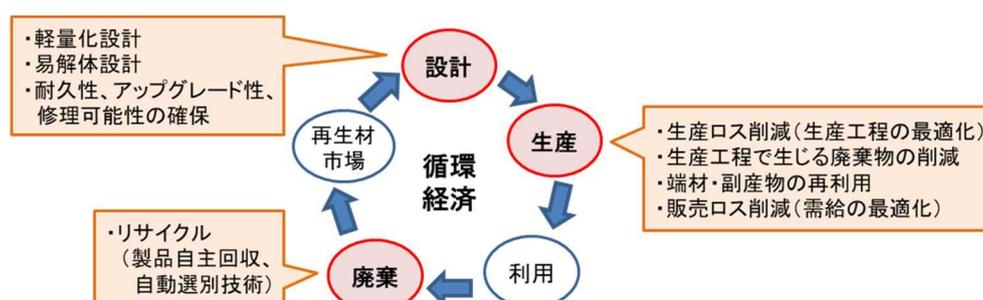
- 大規模施設等の建設にあたっては、景観法（条例）、環境影響評価法（条例）、自然公園法、森林法等の法令遵守に関して、事業者への徹底を図ります。
- 事業の実施に際しては、地域の環境との共生や、地元との合意形成を図るよう事業者へ働きかけていきます。

4 ものづくり産業の循環経済への転換

[現状]

◆世界の潮流・動向

平成 27 年の国連 SDGs の発表以降、国際的に市場や社会からの環境配慮要請は急速に高まっており、企業行動の変革を強く促しています。SDGs の「ゴール 12：持続可能な生産と消費（つくる責任、つかう責任）」にも示されているように、世界経済は、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の「リニアエコノミー（線形経済）」から、市場のライフサイクル全体で、資源の効率的・循環的な利用とストックの有効活用を最大化する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」へと転換する必要に迫られています。



(参考) 循環経済ビジョン 2020 (経済産業省 2020.5)

◆国の政策展開

国は、令和 2 年 5 月に「循環経済ビジョン 2020」を策定しました。これまでの廃棄物・環境対策としての 3R の延長ではなく、国際的な状況や市場の変化を「環境と成長の好循環」に繋げる新たなビジネスチャンスと捉え、循環性の高いビジネスモデルへの転換・事業活動の「資源効率性」の向上を図ることで、産業競争力強化と持続可能な成長を実現するための方向性を示しました。

また、環境制約に加え、資源制約の観点から、サーキュラーエコノミーへの移行が喫緊の課題であるとし、資源循環経済政策の再構築等を通じた国内の資源循環システムの自律化・強靱化等を目指し、令和 5 年 3 月に総合的な政策パッケージである「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定しました。

◆大分県の取組

産業廃棄物税活用事業として、平成 18 年度から産業廃棄物等の発生抑制・減量化・再生利用に資する設備投資を支援しており、県内企業の循環経済への転換による競争力強化の取組を後押ししながら、持続可能なものづくり産業の育成を図っています。

【課題】

- 市場や社会からの環境配慮要請の急速な高まりにより、投資家の投資行動（ESG 投資）や消費者の購買行動（エシカル消費）が変容する中、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を確保するため、あらゆる産業において経営戦略及び事業戦略として、「循環性の高いビジネスモデルへの転換」を図ることが重要となっています。
- ものづくり産業においては、資源投入量・消費量を抑えつつ、設計から廃棄段階までを含めたモノのライフサイクル全体を考慮した製品づくりをデザインしていく必要があります。

【これからの主な取組】

- ものづくりのサイクルである「設計・生産・廃棄」の段階における産業廃棄物の「発生抑制・減量化・再生利用」に資する設備の導入により、競争力強化を実現し、持続可能なものづくりに取り組む事業計画を支援します（設備導入の補助、専門家による相談会など）。
- 循環経済に係る最新動向等の情報提供を行うセミナー等を実施します。

指 標 項 目	単 位	基 準 年 度	目 標 値	
		R5	R10	R15
産業廃棄物再生利用等設備導入支援件数（累計）	件	86	111	136

第3節 環境への負荷を抑えた循環型社会の構築



1 プラスチックごみなどの廃棄物の排出抑制、循環的利用の推進

[現状]

◆プラスチックごみによる海洋汚染の現状

私たちの暮らしの中には、プラスチック製品があふれています。プラスチックは様々な用途に使われていますが、他の素材とは違って長期間使用されるものは少なく、使っては捨てるという生産と廃棄を繰り返しています。プラスチックは、天然の素材とは違って自然に土にはかえられないため、生態系や人の健康への影響が懸念されています。

そして、近年、プラスチックごみは増加傾向にあります。県で毎年実施している海岸漂着ごみ組成実態調査の結果によると、海岸の人工ごみのうち、全体の約8割をプラスチック類が占めており、そのうちの約4分の3が陸域由来であるとされています。これは、ポイ捨てなどにより散乱したプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出していることが原因と考えられています。

また、プラスチック破片のうち5ミリ以下のものはマイクロプラスチックと呼ばれ、私たちの暮らしの中から流出しています。マイクロプラスチックについては、その発生の状況や分布実態、生態系や人の健康への影響について未解明な部分が多いことから、国が調査・研究等を進めています。

◆プラスチックごみ削減の現状

国では、令和元年に「プラスチック資源循環戦略」が策定されたほか、令和2年7月から全小売店でレジ袋の有料化が義務付けられました。また、令和3年には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されています。

私たちの日々の活動に起因するプラスチックごみによる海洋汚染は、さらに深刻化しています。そうしたことから、おおいたうつくし作戦県民会議及び大分県は、令和5年8月に「おおいたプラごみゼロ宣言」を行い、県民・事業者・行政が連携、協力し、このかけがえのない自然環境を次の世代に確実に継承するため、新たに発生するプラスチックごみゼロを掲げ、排出抑制、資源循環、適正処理と清掃活動に県民総参加で取り組んでいくことを宣言しました。



令和5年8月おおいとうつくし作戦県民会議



おおいたプラごみゼロ宣言ポスター

◆廃棄物の再資源化の状況

県では、リサイクル製品の販売促進を図るため、一定の基準を満たした製品に対する認定制度を設けており、令和5年度までに383件の製品が認定されています。

県内の産業廃棄物の再生利用率は全国平均よりも高い値で推移しており、廃棄物の再資源化が着実に進んでいることがうかがえます。

◆食品ロス削減の現状

国内の食品ロスによる食品廃棄物量は、令和3年度推計で523万t（事業系食品ロス53%、家庭系食品ロス47%）で1人1日、お茶碗1杯分のご飯に相当します。令和元年10月の食品ロスの削減の推進に関する法律の施行に伴い、国、自治体、事業者、消費者等多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減に取り組んでいます。

県内では、毎年約5万tの食品ロスが発生しています。本県においても、県民生活や事業活動等において食品ロスの削減を図るため、「大分県食品ロス削減推進計画」を策定し、消費者、事業者NPO等の関係団体、行政等が連携・協働して取組を推進しています。

【課題】

- おおいたプラごみゼロ宣言に基づき、県民・事業者・行政が一体となって、プラスチックごみの排出抑制と資源循環等に向けて取り組むとともに、市町村における分別回収、再商品化を進める働きかけが必要です。
- ごみの減量化推進のため、県民の環境意識の醸成や分別収集の促進などが必要です。
- プラスチックごみ対策として、プラスチック製品の使用削減や代替品の導入、リサイクルなど適正処理の普及・啓発を進める必要があります。
- ポイ捨てや不法投棄されたプラスチックごみが、河川等を通じて海域へ流入している状況にあることから、さらなる発生抑制を進める必要があります。
- 循環を基調とする地域社会の構築のため、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rに沿った減量化・再資源化を推進する必要があります。

- 廃棄物の種類によっては再生利用が十分進んでいないものがあり、それらの情報を把握し再生利用を支援することが重要です。
- 資源の有効利用の観点からも、ケミカルリサイクルやマテリアルリサイクルを促進するほか、これが困難な廃棄物については、化石燃料の代替燃料としてサーマルリサイクルを推進する必要があります。
- 食品ロスの削減に向けて、事業者関係者と連携・協働した取組や消費者の意識改革など事業者と消費者の両方に向けた対策が必要です。

【これからの主な取組】

（１）プラスチックごみ対策の推進

- おおいたプラごみゼロ宣言に基づく県民、事業者、行政が一体となった実効性のある対策を推進します。
- プラスチック削減に取り組む事業者をおおいたグリーン事業者として認証し、代替品の導入促進など、プラスチックごみの排出抑制の推進を図ります。



おおいたグリーン事業者認証制度ロゴマーク

- プラスチックごみの削減行動に対する環境アプリのポイント付与やペットボトル回収による参加型啓発運動、民間団体と連携したごみ拾い大会の実施などを通じて、プラスチックごみ削減行動の促進や県民意識の醸成を進めます。
- 県全体でプラごみの分別回収が進むよう、市町村と連携・協議していきます。
- 「大分県きれいな海岸づくり推進計画」に基づき、海岸ごみの円滑な処理やごみの発生抑制とポイ捨て・不法投棄の防止に取り組めます。
- ボランティアなどによる海岸清掃活動によって、収集されたごみの回収・処理の支援体制づくりを一層進めます。
- 小学生向け海ごみ学習用冊子の作成や環境教育アドバイザーの派遣、ホームページや各種メディア等を活用した広報により県民への意識啓発を図るとともに、分かりやすい情報提供に努めます。

（２）県民や事業者に対する３Ｒ（リデュース、リユース、リサイクル）の取組

- 限りある資源を未来につなぐため、３Ｒ推進に向けた普及・啓発、情報提供等に取り組む

ます。

- 使えるものは修理して大切に使う、リユースの普及・啓発を推進するため、各種製品を修理する店舗の情報提供を行います。
- 排出される廃棄物の情報と廃棄物の再生利用のニーズを把握し、マッチング活動の充実により、再生利用の取組を促進します。
- 再生資源を有効利用したリサイクル製品のうち、県内で製造された優れた製品を「大分県リサイクル認定製品」として認定し、製品の積極的な利用を促進します。
- 県が認定したリサイクル製品について、県が率先して利用するとともに、パンフレットの作成等によるPRを行い、普及促進を図ります。



まちの修理屋さん登録ステッカー



大分県リサイクル認定製品パンフレット

(3) 食品ロス削減の推進

- 消費者、事業者、行政等の連携による大分県食品ロス削減推進協議会を開催し、食品ロス削減に向けた取組の推進を図ります。
- 外食時の料理の食べきりを促す「30・10運動」や小売業者との連携による「手前取りキャンペーン」など、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図ります。
- 「もったいない」を合い言葉にした、おいしい大分食べきりキャンペーンを推進し、賞味期限の迫った商品の割引販売などを行う「食べきり応援店」や、小盛りメニューの設定などを行う「食べきり協力店」を登録し、事業者と連携した売れ残りや食べ残しを減らす取組を進めます。
- 食品関連事業者などから未利用食品等の寄贈を受け、こども食堂等を通じて福祉施設や食に困っている方々に食品を提供するフードバンク活動の充実に向けて、活動の意義や取組内容の周知を図ります。
- 食品表示法に基づく食品表示基準に定められた「消費期限」「賞味期限」の本来の定義の理解及び適正な食品の取扱いが進むよう、消費者に周知を図っていきます。

指 標 項 目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
おおいたグリーン事業者（脱プラスチック部門）認証制度登録件数（累計）	件	23	42	54
大分県リサイクル認定製品数（累計）	件	383	408	433

2 廃棄物の適正処理の推進

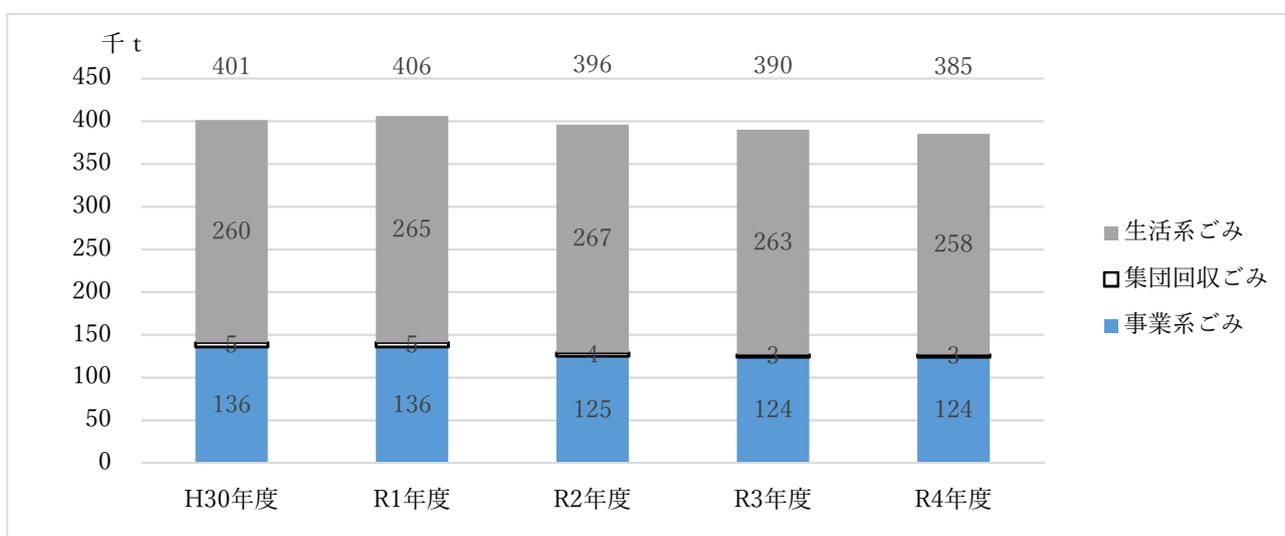
【現状】

◆一般廃棄物の処理の状況

一般廃棄物の排出量は平成30年度の40万1千tに対し、令和4年度が38万5千t、リサイクル率も平成30年度の18.7%に対し、令和4年度が18.3%とわずかに減少傾向にあります。

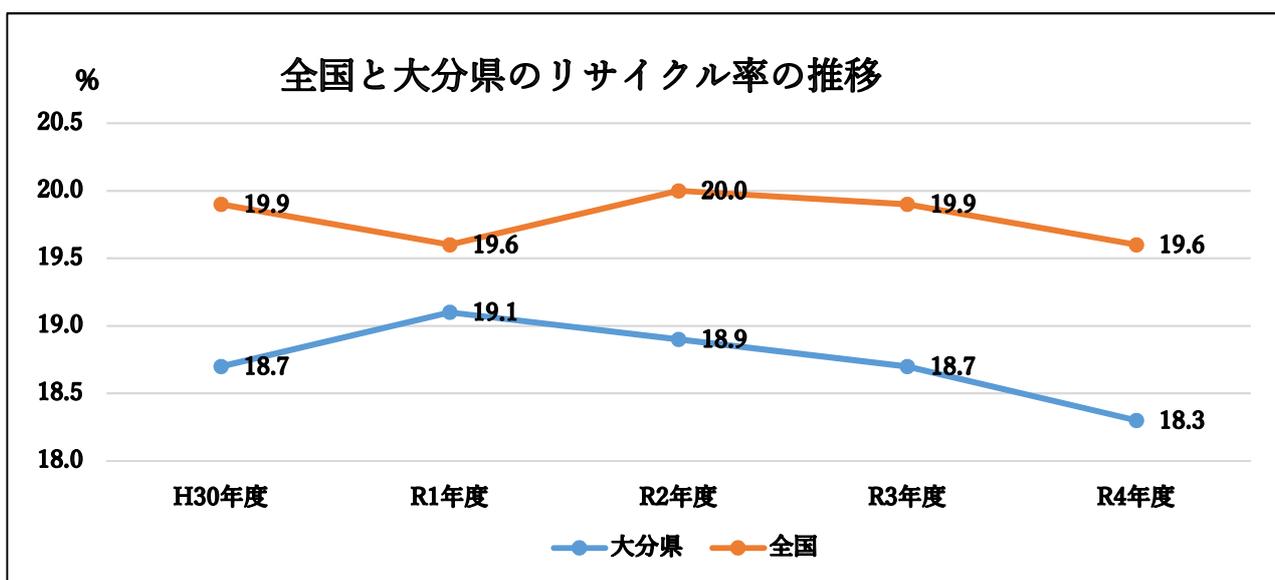
また、最終処分量は、平成30年度は約29,500tに対し、令和4年度は約25,000tと減少傾向にあります。

【県内のごみ総排出量の推移】

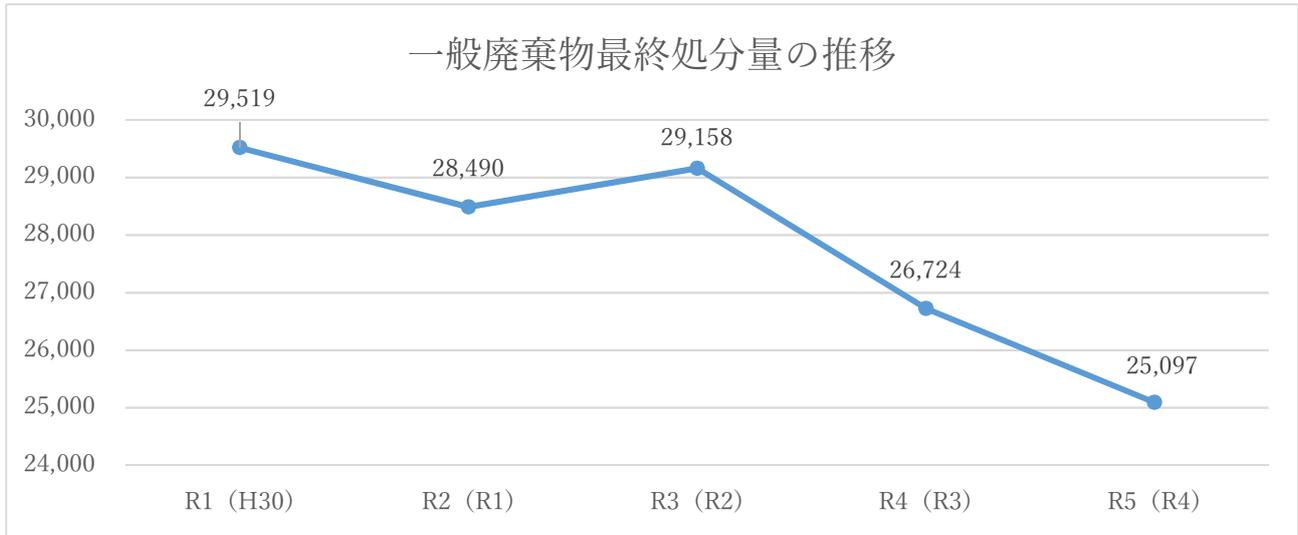


※端数処理のため、計算が一致しない場合がある。

【全国と大分県のリサイクル率の推移】



【一般廃棄物の最終処分量の推移】

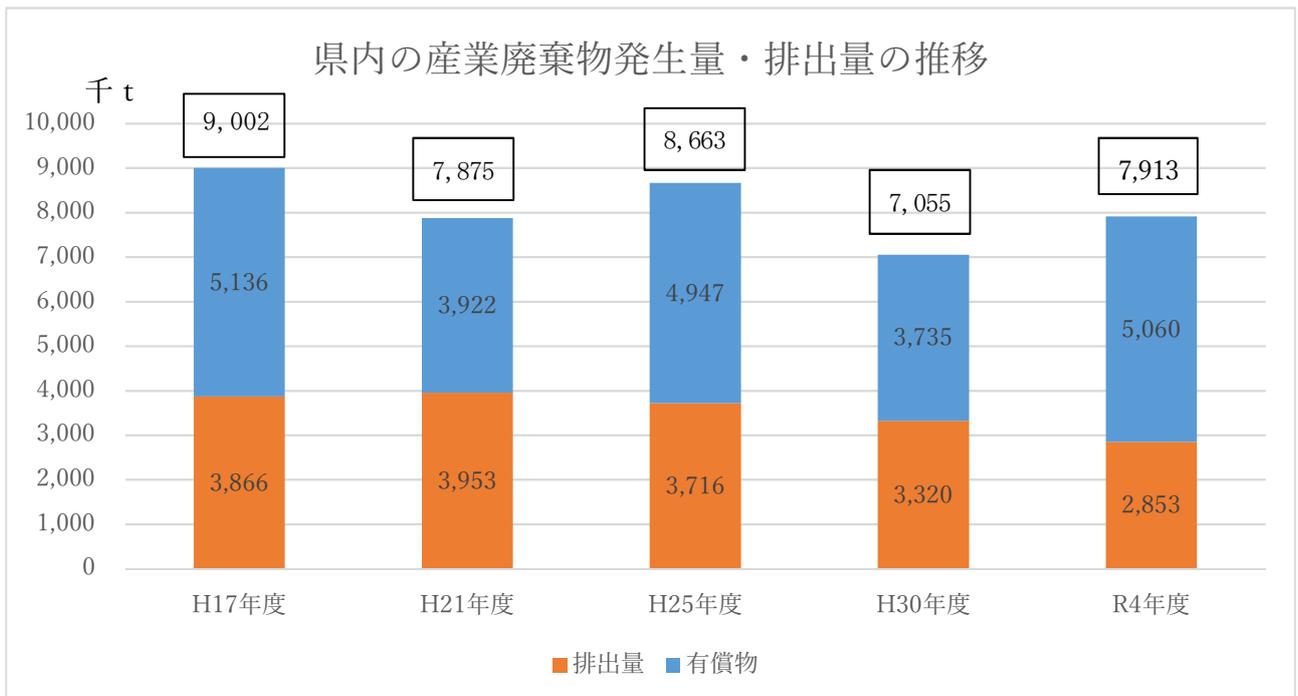


◆産業廃棄物の処理の状況

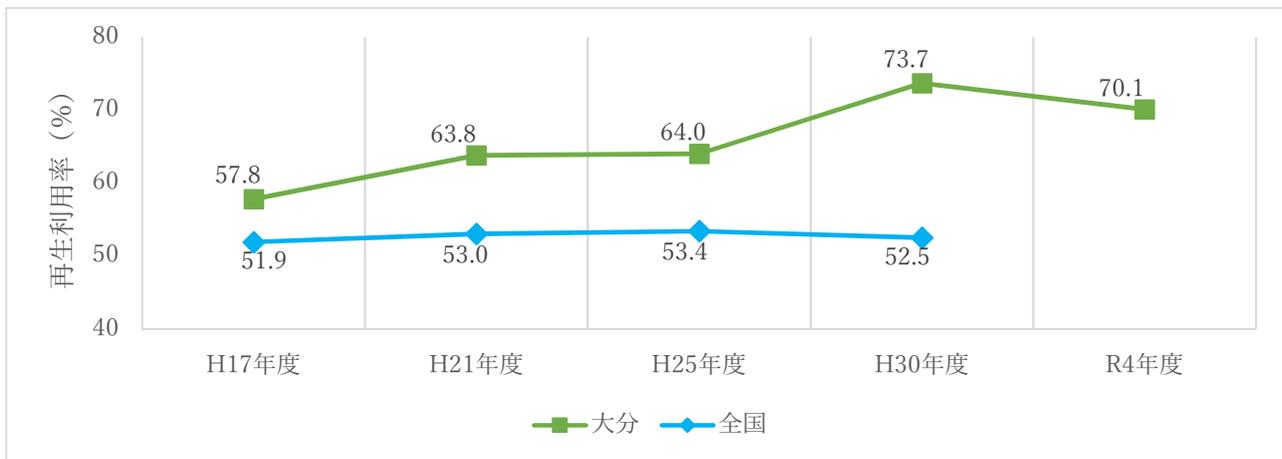
産業廃棄物の排出量は平成30年度の332万tに対し、令和4年度が285万3千tと減少傾向にあります。リサイクル率は、平成30年度が73.7%、令和4年度が70.1%と全国平均（R3：54.2%）を上回っています。

また、最終処分量は、平成30年度は約81,000tに対し、令和4年度は約70,000tと減少傾向にあります。

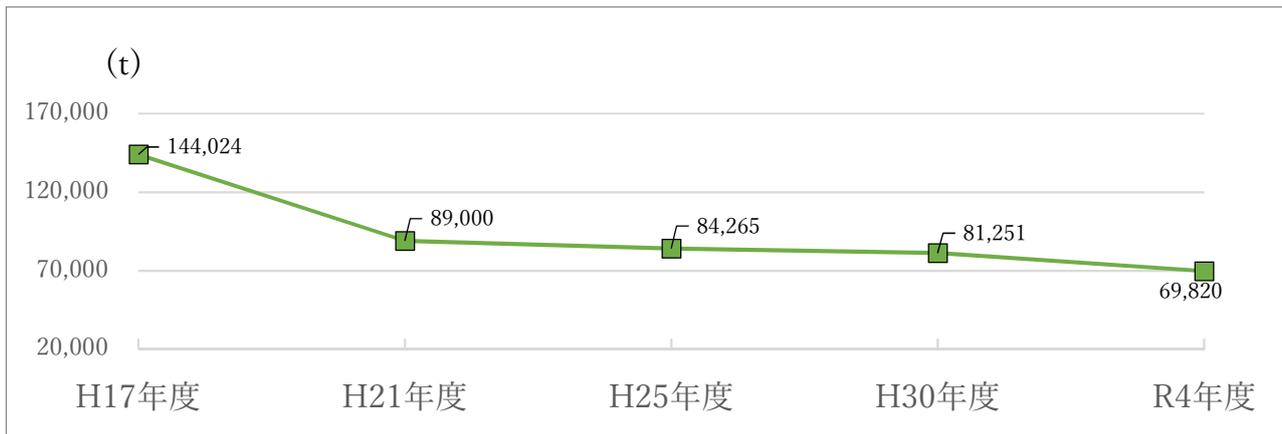
【県内の産業廃棄物発生量・排出量の推移】



【全国と大分県の産業廃棄物の再生利用率の推移】



【大分県の産業廃棄物の最終処分量の推移】



◆産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物監視員による産業廃棄物処理施設等への巡回監視や指導、ヘリコプターやドローンによる上空からの監視、最終処分場やその周辺等における水質検査などを行い、産業廃棄物の適正処理の推進を図っています。

◆産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の状況

平成30年度と比較して、令和4年度の県内での不法投棄件数は59件（H30 67件）、苦情処理件数は43件（H30 37件）となっており、産業廃棄物の不適正処理等は依然として後を絶たない状況にあることから、効果的な防止対策が必要となっています。

◆産業廃棄物税の活用

産業廃棄物の排出抑制やリサイクル促進等適正な処理の推進を図るため、平成17年度から産

業廃棄物税を導入し、その税収は「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の4つの使途に活用しています。

◆バイオマス資源の利活用

バイオマスは、広く薄く存在し、集積効率が低いものが多いため、地域のバイオマス資源の賦存状況及び利用可能量を把握しながら、地域分散型の利用促進を進めています。近年は、バイオマスエネルギーへの利用として、木質系バイオマスの利用が進んでいます。

◆災害廃棄物の発生状況

大規模災害に伴い災害廃棄物が大量に発生する傾向にあります。

【課題】

- ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、最終処分場等の一般廃棄物処理施設の広域的・計画的な整備を図る必要があります。
- 目的税としての産業廃棄物税の活用を図り、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の促進とさらなる再資源化の推進のために循環産業を牽引する優良産廃処理業者の拡大が必要です。
- PCBによる環境汚染防止のため、処分期限に合わせ低濃度 PCB 廃棄物の早期処分・使用中の処分協力を進める必要があります。
- 周辺住民の不安を除くため、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見と迅速な対応により、適正処理を推進する必要があります。
- 廃棄物系バイオマスについては、家畜排せつ物から生産される堆肥の需給バランスを保つとともに、原・燃料としての利活用を促進する必要があります。
- 未利用バイオマスについては、稲わら・もみ殻・麦わら、間伐材等のさらなる利活用の促進に向け、資源の収集コストの低減や、集荷体制の確立が必要です。
- 大規模災害に伴い大量に発生する災害廃棄物は、生活環境の悪化を招くだけでなく、復旧・復興の妨げとなることから、迅速かつ適正な処理体制を整備することが不可欠です。

【これからの主な取組】

(1) 廃棄物適正処理の推進

①一般廃棄物の処理体制の整備

- 市町村等における事業系一般廃棄物の収集・運搬の形態、分別収集の状況、適正処理困難物の受入状況などを調査するとともに、焼却灰のセメント原料化の促進など、市町村等が行う減量化・再資源化への取組を支援します。



ごみ処理施設の焼却灰をセメント原料化する施設

②一般廃棄物の広域処理の推進

- ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、最終処分場等の一般廃棄物処理施設の計画的な整備及び広域処理に向けた働きかけを行います。

③廃棄物の発生抑制と減量化・再資源化の推進

- 産業廃棄物税の税収を基金として積み立て、循環産業を牽引する企業の育成等に活用します。
- 公共事業を中心としたリサイクル推進体制を整備し、「大分県建設リサイクルガイドライン」に基づき、建設副産物の発生抑制、減量化、再資源化に努め、再生材の利用促進を図ります。
- 「建設リサイクル法」に基づき、特定建設資材について分別解体及び再資源化等を推進し、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図ります。
- 太陽光発電設備等の廃棄に備え、国の動向等を注視するとともに、先進的な処理事業者のリサイクル技術の視察や紹介、計画的な廃棄等費用の確保の指導を実施するなど適切に対応していきます。

④PCB 廃棄物の適正処理の推進

- PCB 廃棄物等の掘り起こし調査を進め、新聞等の広報活用・保管者の立入検査に合わせ適正処理の推進に努めます。

⑤産業廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進

- 不適正処理を防止するため、産業廃棄物監視員による立入検査を徹底するなど、監視指導体制の強化を図ります。
- 地上からは産業廃棄物監視員による巡回、AI カメラによる監視等の実施、防護フェンス

の活用などによる不法投棄防止対策の強化、上空からはヘリコプターによるスカイパトロールやドローンの活用などによる監視指導の強化を実施し、不法投棄の早期発見に努め、悪質なケースに対しては厳正に対処します。

⑥地域住民の不安解消のための措置

- 産業廃棄物処理施設設置者と周辺住民との協議や説明会の開催などにより、相互理解を促進します。
- 県民の安全な生活環境の確保と環境保全に寄与するための地域環境保全基金を活用して、不法投棄者が明らかでない場合などの原状回復等に備えます。
- 県外産業廃棄物の無秩序な流入を抑制するため、「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」に基づき、事前協議と環境保全協力金の制度を適正に運用して住民の生活環境の保全に努めます。



↑着工前



↑着工後

産業廃棄物税を活用した処理施設周辺の環境整備事業

⑦優良産廃処理業者認定制度の普及

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「優良産廃処理業者認定制度」及び平成26年度から県独自にスタートした「おおいた優良産廃処理業者評価制度」の普及を図ります。
- 制度を普及することで処理業者全体のレベルアップを促進し、排出事業者がより適切に処理委託できる環境づくりを整備していきます。

(2) バイオマス等の循環資源の利活用

①地域資源の総合的な利活用の推進

- 畜産農家から排出される家畜排せつ物は、堆肥化して耕種農家との連携により耕作地へ還元し、豊かな土作りのための資源として循環させていきます。
- 現在、県内7市町においてバイオマスタウン構想を策定し、また4市においてはバイオマス産業都市に認定されています。これらの市町だけでなくその範囲を超える広域的なバイオマスの利活用を推進します。

②都市と農山漁村との連携による利活用の推進

- 建設廃材・廃木材・古紙・間伐材などの木質系バイオマスについては、大分市にある製紙工場、津久見市にあるセメント工場や日田市等にある木質バイオマス発電所等と農山漁村とが連携して、原・燃料としての利用を促進し、温暖化対策に寄与するとともに農山漁村の活性化を図ります。



木質バイオマス発電所(日田市内)における未利用木材等の利用拡大

③産・学・官・県民連携による利活用の推進

- 産学官の連携により、バイオマスを含む再生可能エネルギー利用のための研究開発を推進していきます。
- 地域資源の有効活用に向け、食品製造事業者等から発生する有用な食品残さ等を活用した畜産経営への転換を図ります。

(3) 災害廃棄物処理体制の整備

- 研修を通じた市町村職員等の育成や各種支援協定に基づく連携の充実・強化により実効性の高い災害廃棄物処理体制を整備します。
- 必要に応じ、県及び市町村の災害廃棄物処理計画の見直しを行います。

指 標 項 目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
一般廃棄物の最終処分量	t	25,097 (R4)	22,000 (R9)	19,200 (R14)
産業廃棄物の最終処分量	t	69,820 (R4)	61,300 (R9)	59,300 (R14)

3 大気環境対策の推進

[現状]

◆大気汚染

本県の大気汚染の状況は、一般環境大気測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素については、環境基準を達成しています。

しかしながら、光化学オキシダントについては、全測定局で環境基準を非達成であり、令和元年度には緊急時の発令(注意報)を行いました。近年は、横ばい傾向で推移しています。

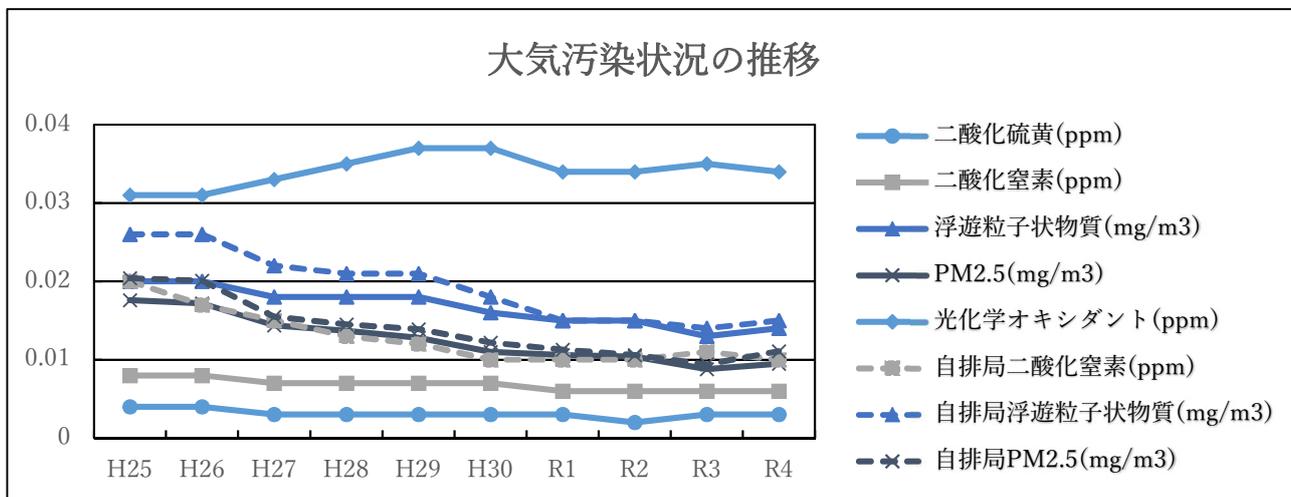
また、PM2.5については、その発生源が多様多様ですが、越境汚染の影響はあるものの減少傾向であり、令和4年度は全ての一般環境大気測定局で環境基準を達成しています。

自動車排出ガス測定局では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、PM2.5及び一酸化炭素の全ての項目で環境基準に適合しており、減少又は横ばい傾向で推移しています。

ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質(21物質)については、現在のところ、1地点において1,2-ジクロロエタンが指針値を超過していますが、それ以外については環境基準や指針値を達成しています。

大気汚染物質の主な発生源である工場・事業場の数及び自動車等の数は横ばい傾向にあります。

【大気汚染状況の推移】



◆酸性雨

工場や自動車などから排出された硫黄酸化物や窒素酸化物が溶け込んだ酸性の強い雨で、pH(水素イオン指数)5.6以下のものを通常、酸性雨と呼んでいます。

酸性雨については、湖沼や河川の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林への影響、建造物や文化財への影響等が懸念されています。

東アジア地域では、大気汚染等の深刻な環境問題を抱えつつ経済が急速に発展しており、酸性雨を含む越境大気汚染とそれに伴う人、生態系等への影響が懸念されています。

環境省は、日本の酸性雨の実態及びその影響を明らかにするため、昭和 58 年度に酸性雨対策調査を開始し、これまで大気、土壌・植生、陸水の各分野で酸性雨モニタリングを実施してきました。

これまでの酸性雨モニタリングの結果、欧米並の酸性雨が見られること、冬季に日本海側で酸性成分が増加する傾向にあることなどが確認されています。日本における酸性雨による生態系等への影響は、現段階で必ずしも明確となっていませんが、一般に酸性雨による土壌・植生、陸水等に対する影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続けるとすれば、将来、酸性雨による影響が顕在化する可能性があります。

本県においては、昭和 60 年度から酸性雨調査を開始し、近年における数値は pH4.7 前後と大きな変化はありません。

◆石綿（アスベスト）

石綿は、不燃性、耐熱性及び耐腐食性等の優れた性質から、平成 18 年 9 月 1 日に製造・使用が原則禁止されるまで、多くの建築物の建材として使用されてきました。

石綿の繊維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫及び肺癌の原因となることが知られており、建築物等の不適切な解体等工事で石綿が飛散することによる健康影響が懸念されています。

国土交通省の推計によれば、吹付け石綿等を含む建築材料を使用している可能性のある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物の解体工事件数は、今後増加し令和 10 年頃にピークを迎えるとされており、大気汚染防止法の改正によって令和 4 年 4 月 1 日から一定規模以上の解体・改造・補修工事は、石綿の使用状況を調査した事前調査結果を県に報告することが義務付けられました。

なお、令和 4 年度の県内における事前調査結果報告では、1,944 件の解体等工事のうち 878 件（45%）で石綿が使用されていました。

また、大規模災害発生時には建築物等が倒壊・損壊し、石綿の露出による飛散のおそれもあります。

◆騒音・振動・悪臭

道路に面する地域の騒音については、近年は環境基準に適合する地域が 97%以上であり、達成率は横ばい傾向です。

また、航空機騒音については、全ての調査地点で環境基準に適合しています。

騒音に関する苦情は、毎年公害苦情件数の中で高い割合を占めており、建設作業及び工場・事業場を発生原因とするものが大きな割合を占めています。

振動に関する苦情は少ないものの、建設作業に伴う振動や道路交通振動に対して、一部苦情が寄せられています。

悪臭に関する苦情は、毎年公害苦情件数の中で高い割合を占めており、個人住宅等（野外焼却・浄化槽）、畜産業に起因するものが大きな割合を占めています。

【課題】

- PM2.5 など越境大気汚染物質の移流による大気環境の悪化等が懸念されるため、引き続き適切な大気常時監視体制の整備を行う必要があります。
- 窒素酸化物、炭化水素等の光化学オキシダントの原因物質や1, 2-ジクロロエタン、ベンゼンなどの有害大気汚染物質の排出抑制を図る必要があります。
- 酸性雨の監視・観測を注意深く続けていくとともに、その対策についての調査研究を推進していく必要があります。
- 建築物等の解体・改造・補修工事では、石綿事前調査結果や掲示の不備が散見されており、現場の監視・指導を強化し、石綿（アスベスト）による大気汚染の防止を図る必要があります。
- 道路に面する地域の騒音の環境基準達成率の向上のため、交通管理も含めた総合的な環境整備対策を行う必要があります。
- 騒音・振動に係る主な苦情発生源である工場・事業場及び建設作業の騒音・振動の防止対策の指導を推進する必要があります。
- 悪臭苦情は、畜産業に起因するものが多く、ふん尿の適正処理等の指導を行う必要があります。

【これからの主な取組】

（1）大気環境保全対策の推進

①固定発生源対策の推進

- 大気汚染防止法に基づく規制基準の遵守について、大規模な事業場を中心に、地域特性に応じた監視・指導の強化を図るとともに、ばい煙処理施設の設置促進を図ります。
- 工場・事業場におけるエネルギー利用の効率化や良質燃料への転換など、大気汚染物質排出量の削減指導に努めます。
- 大気汚染物質の排出抑制対策を総合的に推進するため、排出実態の的確な把握に努めます。

②自動車排出ガス対策の推進

- 交通管制システムの整備拡充、交差点の改良、バイパスの整備、多車線化など交通体系の整備を推進し、交通流の分散、円滑化を図ります。
- 沿道には大気浄化機能を有する緑地帯を設置するなど緩衝空間の確保に努めます。
- 公共交通機関の利用促進を始めとする交通需要マネジメント（TDM）により渋滞緩和対策の促進を図ります。
- 公共交通のEVシフトを促進します。
- 自転車活用推進法による自転車活用推進計画に基づき、自転車の活用促進のための自転車通行空間の整備を推進します。



歩行者・自転車・自動車分離された自転車道の整備事例

③大気環境監視の充実と緊急時の連携強化

- 県内各地における大気環境の状況を的確に把握するため、PM2.5等の常時監視体制の充実を図ります。
- PM2.5成分分析を実施した結果、県内において地域に応じた特徴があることが示唆されたため、発生源となりうる工場・事業場に対し、地域特性を考慮した監視・指導を行います。
- 光化学オキシダント等に係る大気汚染緊急時には、被害の発生を防止するため、関係機関及び関係工場と連携し、迅速かつ的確な対応に努めます。



PM2.5成分分析サンプラー

④有害大気汚染物質による汚染の未然防止

- 健康への影響が懸念されている重金属や有機塩素系溶剤、ダイオキシン類等の有害大気

汚染物質について、その排出実態の把握と大気環境中の濃度の監視体制の整備充実を図ります。

- 有害大気汚染物質については、代替品への転換やクローズドシステムへの変更等による排出量の削減や適正使用等に関する指導の強化を図ります。
- 未規制の大気汚染物質についても情報の収集整備に努めるとともに、処理施設の設置、生産工程の見直し等により排出量の抑制を指導します。

⑤大気環境の保全に関する調査研究の推進

- 大気汚染防止技術や汚染予測手法等の調査研究を推進します。
- PM2.5の発生源の割合を推計するため、成分分析の調査研究を推進します。

⑥酸性雨対策

- 酸性雨による被害を未然に防止するため、工場・事業場等から排出される硫黄酸化物・窒素酸化物や自動車から排出される窒素酸化物などの酸性雨原因物質の大気中への排出抑制対策を推進します。
- 酸性雨の実態を把握するため、環境モニタリングを進めるとともに、森林や湖沼、土壌に対する影響や酸性雨発生メカニズム等についての調査研究を推進します。

⑦建築物の解体工事等による石綿飛散防止対策の推進

- 建築物等の解体・改造・補修工事現場について、監視体制の強化を図るとともに、土木建築部及び労働基準監督署と連携して、適切な石綿事前調査の実施と作業基準の遵守を指導し、石綿の飛散防止を図ります。
- 大規模災害発生時に適切な飛散・ばく露防止対策をとれるよう、平時から体制を整備し、的確な初動・応急対応に努めます。

(2) 地域の生活環境保全対策の推進

①道路交通等の騒音・振動防止対策の推進

- 道路交通による騒音・振動を防止するため、沿道の状況に応じて低騒音効果のある排水性舗装を敷設するとともに、交通流対策等の総合的な対策を推進します。
- 鉄道、バス、航空機等公共輸送機関に係る騒音・振動については、市町村と連携し、発生源の低減化対策や周辺への防音、防振対策に努めるよう指導します。
- 自動車騒音について、市と連携して環境基準の達成状況を把握するとともに、騒音・振動測定に係る市町村への技術的な支援を行います。

②工場・事業場、建設作業等の騒音・振動防止対策の推進

- 市町村と連携し、工場・事業場及び建設作業等に係る規制基準が遵守されるよう指導するとともに、騒音・振動測定について技術的支援を行います。また、日常生活や規制区域外で生じる騒音・振動についても、発生防止の指導に努めます。
- 騒音・振動の発生を低減するため、低騒音・低振動型の産業機械や工法の導入、深夜・

早朝作業の回避等の指導に努めます。

- 用途に応じて適正な土地利用への誘導を行い、静穏で快適な住環境の確保に努めます。
- 騒音・振動発生施設周辺においては、緩衝帯の設置などにより、騒音・振動被害の軽減に努めます。

③工場・事業場の悪臭防止対策の推進

- 市町村へ技術的な支援を行うとともに、市町村の実情に応じた規制方法の導入を促し、悪臭公害の防止を図ります。
- 住工混在地区については、発生源対策のほか、適正な土地利用への誘導を行い、悪臭のない住環境の確保に努めます。
- 畜産業については、ふん尿の適切な処理等による悪臭防止対策の指導に努めます。

指 標 項 目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
PM2.5の環境基準達成日率	%	99.9 (R4)	99.9	99.9
光化学オキシダント環境基準達成時間率	%	94.8 (R4)	96.5	98.0
主要渋滞箇所対策を講じる箇所数(累計)	箇所	28	34	42
解体作業等における石綿大気濃度適合率	%	100	100	100
道路交通騒音の環境基準達成率	%	97.5 (R4)	97.8	98.0

4 水・土壌・地盤環境対策の推進

【現状】

◆水環境

本県の公共用水域の水質の現状を水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）と化学的酸素要求量（COD）でみると、環境基準の達成率は、令和4年度は河川が93.0%、海域が94.7%でした。

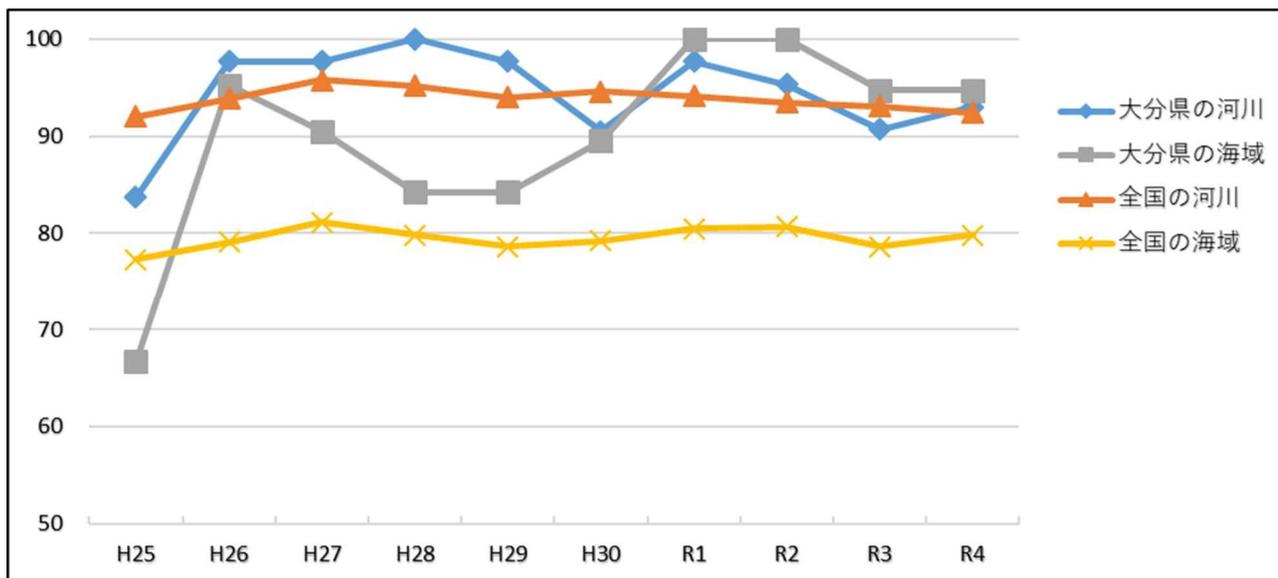
水域に流入する汚濁負荷量を発生源別の割合でみると、令和3年度は生活排水38.4%、産業排水43.6%、その他（畜産排水等）が18.0%となっています。海域については、大部分が広域的な閉鎖性水域である瀬戸内海に属し、赤潮の発生など湾・灘ごと、季節ごとに抱える課題があります。

人の健康の保護に関する環境基準（ヒ素など27項目）については、地質等の影響により4河川で環境基準を超過しています。

地下水の水質については、一部の地域においてテトラクロロエチレンや硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの項目が環境基準を超過しています。

また、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）等の要監視項目の測定も行っており、公共用水域については指針値を満たしています。

【水質環境基準達成率の推移】



県内の河川の水質は、総じて近年おおむね良好に推移しているものの、一部の河川では「昔のように魚が泳いでいない」、「ホタルがいない」等の声があります。

また、都市化の進展、農地の減少、森林の手入れ不足などによる地下水の涵養能力^{かん}の低下やラ

ライフスタイルの多様化等に伴う水需要の増加により、地下水を中心に自然の水循環系の変化が懸念されており、山から川、そして海等の流域や湾域全体を視野に入れて、水循環に関する総合的な施策の実施や、県民、事業者、行政等が連携した多様な取組が望まれています。

◆土壌・地盤環境

本県では、県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、地下水の監視、農用地等の調査を通じて、土壌汚染防止に取り組むとともに、人の健康を損なうおそれのある農作物の生産・流通の防止に努めています。

しかし、地下水から有害物質が環境基準を超えて検出されることもあり、土壌汚染が懸念される地域も確認されています。

また、地域以外からの土砂等をたい積する行為に対しては、土壌の汚染や水質の汚濁等を未然に防止するため、県や市町村で条例を制定し、規制を行っています。

地盤沈下については、全国的には地下水の過剰な採取による地盤沈下とこれに伴う被害の著しい地域がみられますが、本県では事例はありません。

【課題】

- 一部河川でBODの環境基準が未達成のため、水質汚濁の原因の一つである生活排水対策を推進する必要があります。
- 一部海域でCODの環境基準が未達成のため、環境基準達成に向けた対策を進める必要があります。あわせて、富栄養化の主要な原因物質である窒素及びりん（栄養塩類）について、海域ごとの状況に応じた水質管理に取り組む必要があります。
- 一部の地域で有害物質による地下水汚染が認められることから、地下水の利用状況等を把握し、引き続き水質監視を実施するとともに、必要に応じて汚染防止対策を推進する必要があります。
- 環境基準項目に指定されていない要監視項目については、引き続き公共用水域等の測定を実施することや、国内外の動向の把握に努める必要があります。
- 地表水、地下水を一体に捉え、環境保全上健全な水循環機能の維持・回復を図る必要があります。
- 県民共有の財産である本県の海岸を大切に保全し、次世代に継承していく必要があります。
- 土壌汚染の可能性の高い土地や土壌汚染に係るリスク情報を適切に把握する必要があります。

【これからの主な取組】

(1) 水環境保全対策の推進

①環境保全上健全な水循環の確保

- 水資源の維持・保全に重要な関わりのある森林や水田・畑地の適切な維持管理、緑化対

策の推進、湿地の保全、県土の保水能力の向上、地下水の涵養に努めます。

- 河川の自然浄化機能を維持・向上させるため、必要な河川流量の確保等水環境改善対策を推進します。
- 工場・事業場等における水の循環使用や再生使用、家庭における節水、雨水の有効利用など節水を推進します。

②汚濁負荷の発生形態に応じた負荷の低減

- 市町村が、地域の実情に応じて、下水道、農・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽への転換等を効率的かつ計画的に整備できるよう支援に努めます。
- 生産工程の合理化や水利用の高度化、適切な排水処理や維持管理の徹底などにより産業排水に起因する汚濁負荷量の管理を推進します。
- 浄化槽の適正な維持管理に向けた啓発・指導を強化します。
- 農業生産現場における効率的な施肥や農薬の適正使用、家畜ふん尿の適正処理等の指導徹底により、農業生産に起因する水質汚濁物質の排出抑制を図ります。
- 養殖漁場の環境改善を図るため、富栄養化した漁場の環境負荷の回収や汚濁負荷の少ない飼餌料の使用促進等により、養殖業の環境管理の適正化を推進します。

③水環境の安全性の確保

- 有害物質に関する情報収集、提供に努め、環境汚染の未然防止を図るとともに、地下水汚染については、汚染原因を究明し、地域特性に応じた適切な対策を進め、健康被害を防止します。
- 油類の流出、魚類の異常死などの水質事故を未然に防止するため、事業者への指導、啓発に努めるとともに、事故発生時にはマニュアルに基づいて、被害の拡大防止、原因究明、原状回復等必要な措置を速やかに講じます。
- 高病原性鳥インフルエンザ等の発生により家畜伝染病予防法に基づく埋却処分が行われた際には、埋却地周辺の水質調査を行い、その影響を確認します。また、周辺影響が確認された場合は、早急な対策を講じます。

④閉鎖性水域などにおける水環境の保全

- 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」等に基づいて、汚濁負荷量の削減対策等の計画的な推進を図り、海域の状況に応じた水質管理を行います。
- 栄養塩類の管理については、関係機関と連携し、地域における海域利用の実情を踏まえた効果的な取組を検討するとともに、先行事例や最新情報の収集に努めます。

⑤水環境の監視等の徹底

- 水質汚濁や利水の状況等の変化に応じて環境基準の類型指定や見直し等を実施するとともに、各水域の水質の状況を把握するため、計画的な水質監視を行います。
- 工場・事業場における排水基準の遵守状況について、計画的に監視するとともに適切な指導を行います。

- 有害物質等を使用又は貯蔵する工場・事業場については、適正な使用・保管管理、地下浸透の防止等を監視・指導します。
- 有害物質等による地下水汚染を防止するため、地下水の計画的な水質監視を行います。

⑥水環境の保全に関する調査研究の推進

- 公共用水域及び地下水の水質に係るデータベースを活用し、データ解析・調査研究を推進することにより、水環境保全に係る施策の立案や環境影響評価等に活用します。
- 環境基準項目に指定されていない要監視項目等については、国内外の動向を把握し、最新の科学的知見の収集に努めます。

(2) 豊かな水環境の推進

- 良好な景観の形成や生態系の保全など、環境との調和に配慮した農業水利施設の整備及び多自然川づくりを推進します。
- 行政・NPO・自治会・漁協関係者・企業など県民総参加による海岸クリーンアップ活動（海岸漂着物の回収・処理等）や川岸、まちの中での清掃活動を推進します。
- 閉鎖性海域である瀬戸内海に面している本県の特性を考慮して、本県のみならず、瀬戸内海沿岸各県との包括的な連携により、海洋プラスチックごみの削減を図ります。



県民参加による臼杵市佐志生地区海岸清掃活動の様子

(3) 土壌環境保全対策等の推進

- 土壌汚染の可能性の高い土地の把握や汚染原因者を特定するための情報（土壌汚染リスク情報）の収集・整理に努めます。
- 土地の掘削や土砂等のたい積行為の際には、土壌汚染及び水質汚濁の防止に努めるとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の施行に伴う関係規定の改正等を見据えながら、災害発生の未然防止に努めます。
- 関係機関と連携し、不適正な土砂等のたい積行為を監視するとともに、土壌の汚染や水質の汚濁等の未然防止に努めます。

- 土壌汚染が確認された場合は、汚染の実態に応じて、土壌の浄化や除去、地下水のモニタリングなど、適切な対策の実施に努めます。
- 有害物質による汚染の実態を把握するため、地下水及び土壌について監視体制等の充実に図ります。
- 有害物質を使用及び貯蔵する施設について、漏えい防止対策の指導を強化し、土壌汚染の未然防止に努めます。

指 標 項 目	単 位	基 準 年 度	目 標 値	
		R5	R10	R15
河川の環境基準達成率	%	93.0 (R4)	100 (R9)	100 (R14)
海域の環境基準達成率	%	94.7 (R4)	100 (R9)	100 (R14)
海岸清掃参加者数	人	17,245 (R4)	18,750	20,000

5 化学物質等に係るリスクコミュニケーション

[現状]

◆化学物質による環境汚染

私たちの身の回りにある製品は、様々な化学物質を用いて製造されており、化学物質は私たちの生活に必要不可欠なものとなっています。化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われない場合や物の焼却などに伴って発生する場合などに環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

これらの化学物質の中には、有害性等に関する情報が少ないものが多く、環境への影響について幅広い視点からの配慮が必要です。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律における PRTR 制度に基づいて届出された令和3年度の県内における対象化学物質の排出量・移動量は、3,649 t／年でした。

また、大気降下物及び大気浮遊じん中の放射性物質の検査を実施するとともに、大気環境中の放射線量等の監視を行っています。

[課題]

- 化学物質の排出量・移動量、使用実態を把握し、リスクコミュニケーションを進めるとともに、環境汚染を未然に防止する必要があります。
- 化学物質による環境汚染を防止するため、広域的な監視を行う必要があります。
- 放射性物質等に対しては、継続した監視を行う必要があります。

[これからの主な取組]

(1) 環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進

- 化学物質を使用する事業所における環境安全体制の整備、化学物質の使用方法の改善、事故時の措置等について指導の充実を図ります。
- 化学肥料や農薬の適正使用を徹底し、また、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系（総合防除）を導入することにより、農業生産現場における化学物質の排出抑制を図ります。
- PRTR 制度に基づいて、化学物質の移動量・排出量を的確に把握するとともに、得られたデータを県民にわかりやすく提供します。
- 化学物質について、事業者による県民とのリスクコミュニケーションを促進します。

(2) 環境監視と調査研究の充実

- 化学物質の実態を把握するため、環境監視に努めます。

- 国などとの連携のもと、化学物質の有害性や汚染機構の解明に努めます。

(3) 放射線の監視体制の充実

- 大気環境中の放射線量の常時監視を実施するとともに、県民への情報提供に努めます。
- 定期的に大気降下物、大気浮遊じん及び飲料水中の放射性物質等の検査を実施し、県民への情報提供に努めます。

第4節 豊かな自然の保全と活用



1 生物多様性の保全・回復の推進

[現状]

◆豊かな自然

本県は、北に周防灘、東は伊予灘、豊後水道及び日向灘の海域を臨み、西と南を英彦山系・津江山系、くじゅう山系及び祖母・傾山系の山岳地帯に囲まれています。地形が複雑で山地が多く、平野は比較的少なく、県土の71%が森林に覆われています。

山地では、広大な草原を山すそに持ち九州の屋根と呼ばれるくじゅう火山群や由布・鶴見火山群、修験・修業の山である英彦山、急峻な尾根の連なる祖母・傾山系がその代表であり、これらの山地を流れ下る水流は、溪谷や瀬を刻み、多くの河川となって豊富な水の恵みを私たちにもたらしめています。

海岸部は、北部は遠浅の周防灘、中央部は波穏やかな別府湾、南部はリアス式海岸の日豊海岸と変化に富んでおり、山地が海岸に迫っているなど特徴的な地形が気候にも影響し、比較的多くの気候区に分かれます。

このように地形・地質が複雑なうえ、気候も変化に富んでいることから、多様な植生分布がみられ、動物相も豊富です。

本県は、こうした豊かな自然と生物多様性を利用して、農林水産業を始め多くの産業を発展させ、多様な気候や地理的特性のもとで地域色豊かな文化を育むなど、自然の恩恵を受けて生活を営んできました。

一方で、国内外から持ち込まれた外来種や経済活動に伴う開発、地球温暖化などの地球環境の変化といった様々な要因により貴重な動植物の減少がみられています。県内の絶滅のおそれのある生物リストの見直しを行い、令和3（2021）年度に「レッドデータブックおおいた2022」としてまとめ、公表したところですが、この約10年間で11種の絶滅と絶滅のおそれのある種140種の増加が確認されており、本県の豊かな自然と生物多様性を危うくする状況が認められます。

また、一部の野生鳥獣が生息環境の変化により減少する一方、農山漁村地域の過疎高齢化や人口減少による人間活動の低下に伴い、イノシシ、シカ等の野生鳥獣の生息環境が拡大し、農林水産物被害が後を絶たないなど、人の暮らしとの軋轢の解消が大きな課題となっています。

野生鳥獣による農林業被害は、営農意欲の減退、耕作放棄地・離農の増加につながり、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少野生植物の食害等の被害をもたらすなど、農山漁村や生態系に深刻な影響を及ぼしています。

このような現状から本県における野生鳥獣の適正な保護・管理に資するため、特定鳥獣管理計画や有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第13次鳥獣保護管理計画（令和4～令和8年度）」

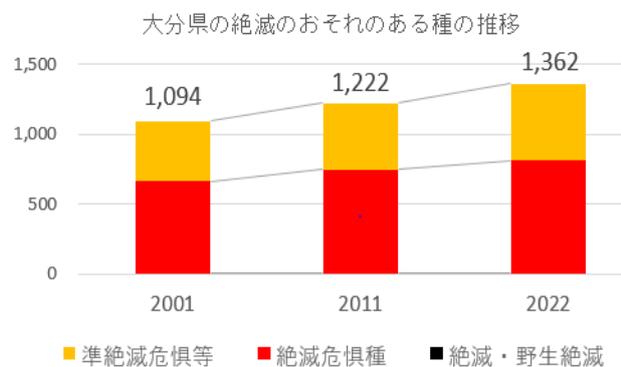
に基づき、野生鳥獣の保護・管理を進めるとともに、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、野生鳥獣による農林業等に係る被害防止対策の取組を総合的に支援しています。

2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方を含む新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことを踏まえ、国は、令和5年3月、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定し、生物多様性や自然資本を守り、持続的に活用するための取組を進めています。本県においても、令和6年3月に「第3次生物多様性おおいた県戦略（2030-2030）」を策定し、「大分県版ネイチャーポジティブ」の実現に向けた生物多様性の保全に係る総合的な取組を進めます。

【大分県の絶滅のおそれのある野生生物の推移】



大分県のミヤマキリシマを代表するくじゅう連山



◆自然公園等

本県は、県土面積の約28%が自然公園に指定されるなど、豊かな自然環境に恵まれており、阿蘇くじゅう国立公園など2つの国立公園、耶馬日田英彦山国定公園など3つの国定公園、国東半島県立自然公園など5つの県立自然公園を合わせた面積は約17万4千haです。他にも、6つの地域を自然環境保全地域に、2つの地域を自然海浜保全地区にそれぞれ指定し、自然環境・景観を保全するとともに適正利用の推進を図っています。

また、自然公園の適正な保護及び利用の増進を図るため、自然公園を取り巻く社会環境等の変化に応じた公園区域や公園計画の見直しが必要です。



【自然公園等の配置図】

【自然公園の面積】

※県土面積 634, 073. 0ha、うち自然公園の割合 27. 6%

名称	面積(ha)	名称	面積(ha)
阿蘇くじゅう国立公園	18,649.0	国東半島県立自然公園	15,132.8
瀬戸内海国立公園	2,933.0	豊後水道県立自然公園	8,271.5
国立公園 計	21,582.0	神角寺芹川県立自然公園	10,065.5
耶馬日田英彦山国定公園	74,772.5	津江山系県立自然公園	16,246.0
祖母傾国定公園	10,240.0	祖母傾県立自然公園	14,124.0
日豊海岸国定公園	4,293.8	県立自然公園 計	63,839.8
国定公園 計	89,306.3	合計(A)	174,728.1

(令和6年3月31日現在)

【自然環境保全地域指定状況】

名称	面積(ha)	うち特別地区(ha)
大分県武多都自然環境保全地域	3.3	1.8
大分県小城山自然環境保全地域	3.36	1.62
大分県霊山自然環境保全地域	2.8	2.8
大分県湯山自然環境保全地域	3.9	3.9
大分県丸山自然環境保全地域	1.7	1.7
大分県堂迫自然環境保全地域	1.1	1.1

【自然海浜保全地区指定状況】

名称	海岸線延長(m)
富来浦自然海浜保全地区	約 1,000
中越自然海浜保全地区	約 500

(令和6年3月31日現在)

◆日本ジオパーク、ユネスコエコパーク、世界農業遺産

本県には、火山の噴火やプレートの移動などの地球活動によってつくられた貴重な地形や地質が数多く存在しています。中でも特に特徴的な地形・地質が見られる姫島村と豊後大野市の2地域は、それぞれ「おおいた姫島ジオパーク」「おおいた豊後大野ジオパーク」として、平成25年に日本ジオパークに認定されました。

また、原生的な天然林が多く残された祖母・傾山系は、山の高さに応じ、暖温帯から冷温帯までの幅広い植生を見ることができ、ニホンカモシカや日本列島の成り立ちを表すとされる「ソハヤキ要素」の植物など、貴重な生態系を育む地域として、平成29年にユネスコエコパークに登録されました。

このほか、国東半島宇佐地域は、クヌギ林とため池の農林水産循環により育まれた景観や豊かな生物多様性などが認められ、平成25年に世界農業遺産に認定されました。伝統的な農業と、それに関わりつくられた文化や景観の中で生物多様性は守られています。

◆おおいたの重要な自然共生地域等

新たな環境保全の取組として、平成28年度に生物多様性の保全などに関する専門家等の有識者による検討委員会を設置し、自然の恵みをもたらす生物の多様性豊かな自然環境が保たれた法的規制がない又は弱い地域の中から選定し、生物情報などが整理できた地域を「おおいたの重要

な自然共生地域」として公表しています。地元住民等に地域の特徴や生き物の情報・重要性などその地域のすばらしさを啓発するとともに、地域が主体となった保全活動等に対する支援を行うなど、選定地域の保全・啓発活動の活性化に取り組んでいます。

また、国では、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする30by30目標を達成するため、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている地域」を「自然共生サイト」として認定する取組を令和5年度にスタートさせました。

◆自然景観

本県は、山岳、森林、草原、湿原、河川、海岸等の豊かな自然に恵まれており、生物多様性が豊かな地域である祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや、姫島村や豊後大野市のジオパークに代表される学術的にも価値の高い地形・地質が多く存在するなど、個性的な自然景観の宝庫です。草原では人の手により野焼きが行われ、目に鮮やかな緑に覆われた大地がつくられており、別府市の内成棚田など急峻な地形を利用した棚田は、人の暮らしから生まれた美しい風景です。

このように、本県の自然景観は、恵まれた自然のみならず、それを素材として、先人から綿々と受け継がれてきた私たちの営みから創られたものでもあります。

しかし、経済社会の変化とともに地域の開発が進み、都市部への人口流出や大規模な再生可能エネルギーの導入などにより、守るべき景観が損なわれようとしています。

◆森林保全

本県の森林面積は、令和3年度末において、約45万1千haで、県土の71%を占めており、そのうちの89%は民有林です。令和3年度末では、民有林のスギ蓄積量が全国第4位となるなど、全国有数の林業県となっています。

森林は、循環型資源である木材等を生産する経済的な機能のほかに、水源の涵養、災害の防止・県土の保全、環境保全などの多様な機能を持っています。また、近年は二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止に果たす役割が注目されています。これら森林が持つ多面的機能を高度に発揮させるために、地域の森林の実情を踏まえ、多様な視点から適正に管理していくことが大切であることから、県では、大分県森林環境税を活用し、再造林などを促進するとともに、森林を県民共通の財産としてとらえ、県民一人ひとりが森林を支えていく「県民総参加の森づくり」を推進しています。

また、水源の涵養等公益上特に重要な機能を果たしている森林を保安林に指定（民有林面積の3割にあたる12万3千ha）しており、伐採等を制限するなど森林の保全に努めています。

さらに、次世代を担う子どもたちに対して森林・林業教育を推進するために、森に触れ・親しむフィールドとして、身近な森林を活用するとともに、特別保護樹木・樹林等について保全活動を推進しています。

【課題】

■ 県民共有の財産である豊かな自然を将来に継承するため、県民が誇れる優れた自然環境、自

然景観を保全するとともに、優れた自然が残る地域は、長期的な保全のための仕組みづくりが必要です。

- 土地利用にあたっては、地形・地質の特性に応じた環境保全対策を講じるとともに、地域の環境を適正に保持する必要があります。
- 開発や経済活動による自然植生、野生動植物への影響を極力防止し、豊かで多様な生態系を保全する必要があります。
- 太陽光発電所などの再生可能エネルギーの導入にあたっては、自然環境や生活環境、生物多様性などへの影響だけでなく、景観や文化財など地域の特性に配慮した事業となるよう指導を行う必要があります。
- イノシシ、シカ等生息頭数が増えすぎた野生鳥獣については、生物多様性を確保するとともに、農林水産物に対する被害を軽減するため、特定鳥獣管理計画に基づき、適正な管理を行う必要があります。
- 農山村地域の人口減少が進む中、農林業被害を与えるシカ・イノシシ等を寄せ付けない集落環境の維持と防護柵の維持管理などを行っていく必要があります。
- 絶滅のおそれのある種や特定の環境でしか見られない動植物の保護のための施策を講じる必要があります。
- 国外及び国内外来種による在来種の生息環境の悪化や、外来種と在来種の交雑による遺伝的かく乱を防ぎ、健全な生態系を維持、回復するため、在来種に影響を与える外来種を防除する必要があります。特に、特定外来生物であるアライグマやオオハンゴンソウなどは、生息・生育域が拡大しており、防除においては、地域での取組を進める必要があります。
- 森林が有する木材生産や水源涵養などの多面的機能を維持・保全するため、地形や経済性等に応じて適切な森林整備を行うとともに、水源涵養や土砂流出の防止などの公益的機能を特に求められる森林については、保安林への指定等により適切な森林保全を図る必要があります。
- 森林の保健休養や森林・林業教育・学習の場等として、「県民の森」等のフィールドを活用して、森林に関する県民の理解を深める取組が必要です。
- 水産動植物を始め、多様な生物の生息・生育場所として重要である藻場や干潟を保全するとともに、自然海岸の減少、汀線^{ていせん}の変化及び陸域・海域由来のごみによる沿岸海域の環境悪化がみられることから、海岸環境の保全を図る必要があります。
- 多くの県民や企業が自然への理解を深め、地域の自然保護の担い手となるよう、自然を保護する意識の醸成を図り、環境保全活動への参加を促進していく必要があります。
- 自然を守り、育てるためには、専門性が高く、熱意や機動力があり、自然観察会や保全活動など地域に根ざした活動を行っている NPO との協働を推進する必要があります。

【これからの主な取組】

(1) 自然公園等の保護・保全

①自然公園の保護

- 自然公園法及び県立自然公園条例に基づく規制や指導を徹底し、自然公園の優れた風致景観の保護に努めます。
- 自然公園指導員の適正配置を推進し、自然公園の適正利用、動植物の保護、美化清掃、事故防止等についての普及・啓発に努めるほか、自然保護活動を行う NPO と協働し生物多様性の保全を図ります。

②自然環境保全地域・自然海浜保全地区の保全

- 法令に基づく規制や指導を徹底し、自然環境保全地域及び自然海浜保全地区の優れた自然の保護・保全に努めます。

③ユネスコエコパーク、日本ジオパーク、世界農業遺産

- 「保護と利用の好循環」の実現が図られるよう多様な地域資源を活用した地域づくり、エコツーリズムを推進します。

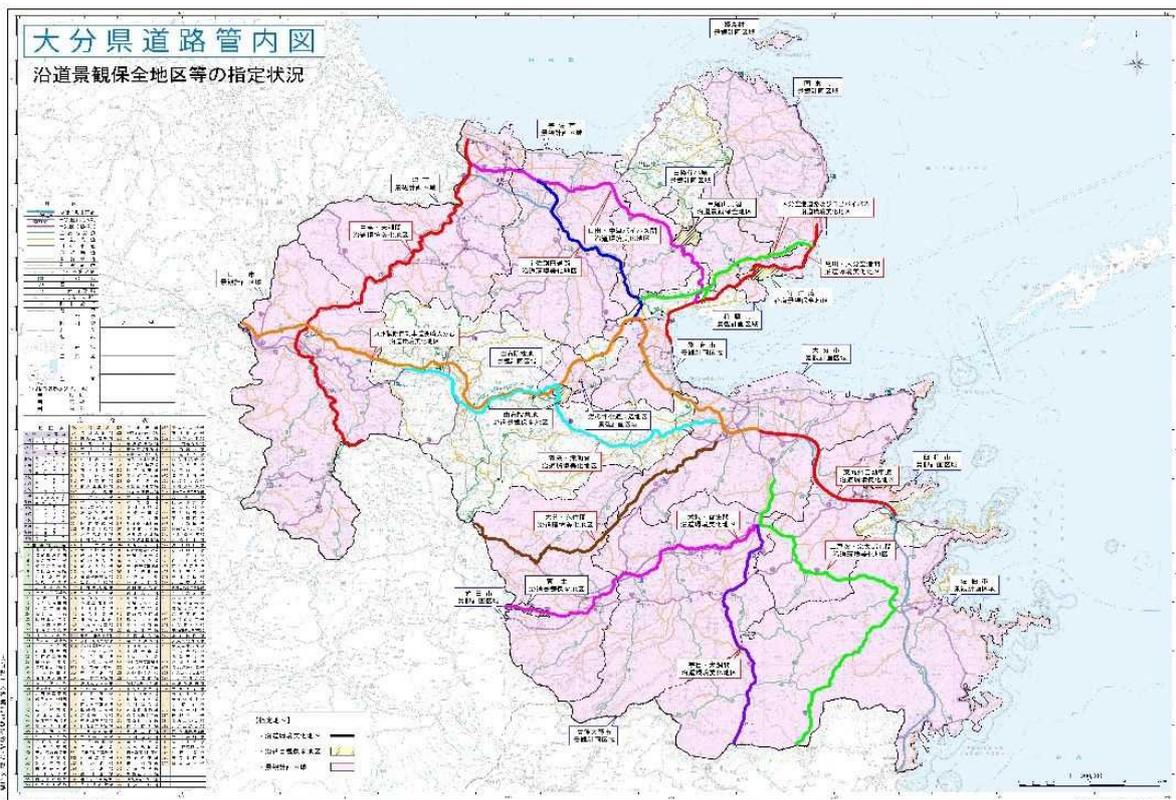
④おおいたの重要な自然共生地域等の保全

- おおいたの重要な自然共生地域の選定拡大を図ります。
- 啓発案内看板の設置等により、生物情報や保全活動などについて県民への周知を図るとともに、保全活動等が持続可能なものとなるよう支援します。
- 「おおいたの重要な自然共生地域」が国の「自然共生サイト」に認定等されるよう支援します。

(2) 自然景観の保全

①優れた自然景観の保全

- 優れた自然景観を呈する地域は、自然公園や自然環境保全地域、自然海浜保全地区、沿道景観保全地区、沿道環境美化地区、天然記念物等に指定し、適正な規制や指導に努めます。
- 地域の特色ある自然景観の保全と創出が図られるよう、景観行政団体である市町村への支援を行います（令和2年3月に県内全ての市町村が景観行政団体へ移行済）。
- 適正な土地利用を誘導し、自然災害の防止を図ります。
- 太陽光発電所などの再生可能エネルギーの導入にあたっては、環境影響評価法や条例及び各種のガイドライン等に基づき、自然環境や生活環境、生物多様性などへの影響だけでなく、景観や文化財など地域の特性に配慮した事業となるよう指導します。
- 草原や湿原の環境を維持し、景観保全に資する「野焼き」を地域の様々な団体と連携して、支援していきます。



沿道景観保全地区美化地区

②無秩序な土地利用の抑制

- 採石法に基づき、岩石の採取に伴う災害の防止を図るため、周辺の自然環境と調和のとれた採掘方法や採掘跡地の緑化などの指導に努めます。
- 自然公園の区域や希少野生動植物、温泉の分布などの環境情報を広く提供することにより、地域の環境に配慮した土地利用になるよう努めます。
- 森林法に基づく林地開発の申請については、事業者に対して、地元と環境の保全に関する協定を締結する等の指導を行うとともに、土砂の流出や崩壊を発生させるおそれがないかなど、慎重かつ適正に審査します。

(3) 多様な生態系の保全

①野生動植物との共生と保護体制の整備

- 鳥獣の保護を図るため、「鳥獣保護区」を指定するとともに、保護区域内に鳥獣の生息地を保護するため「特別保護地区」を指定します。
- 生息数の増加により、農林作物等への被害や生態系への影響が大きくなっている野生鳥獣については、通年での有害鳥獣捕獲や認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用した捕獲を進めるなど適正な個体数管理を行い、人と鳥獣との共生に向け取り組みます。
- イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農林作物等への被害を防ぐため、鳥獣被害防止特別措置法等に基づき、鳥獣の餌場や隠場をなくす「集落環境対策」、防護柵等の設置による「予防対策」、そして「捕獲対策」による総合的な被害対策の取組を支援します。

②野生動植物の生息・生育環境の保全及び生態系ネットワーク化

- 希少野生動植物の行動域や繁殖地を始め、渡り鳥の飛来地、水生生物が生息する水辺、自然植生の分布地域やその周辺地域など、野生動植物の種の存続に重要な地域とそこで育まれる豊かな生態系の保全に努めます。
- 開発事業の実施にあたっては、事前調査を十分に実施し、生態系の保全に配慮するとともに、在来種による生息・生育空間（ビオトープ）の復元や創出が図られるように努めます。
- 森、里、川、海等保全すべき自然環境や自然条件を有している地域・生態系を有機的につなぎ、動植物の生息・生育環境が孤立しないような生物多様性の維持・形成に努めます。

③絶滅のおそれのある野生動植物の保護

- 「大分県希少野生動植物の保護に関する条例」により、絶滅のおそれのある種や、特定の環境でのみ生息・生育している種の保護対策の充実を図ります。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の現状について調査を行うとともに、指定希少野生動植物の生息・生育状況等についてモニタリングを行い適正な保全につなげます。
- 自然保護活動を行っている専門家や野生動植物の研究者などを「大分県希少野生動植物保護推進員」に委嘱し、希少野生動植物の保護や啓発、調査などを進めます。



指定希少野生動植物サクラソウ



指定希少野生動植物ニホンカモシカ

④特定外来生物の防除

- 自然環境への影響が大きい国外及び国内外来種の生息・生育状況を把握し、市町村やNPO等と連携して効果的な防除に努めます。特に、絶滅のおそれのある種への影響が懸念される地域については、重点的な防除に努めます。
- 生態系や人の生命・身体や農林水産業へ被害を及ぼす、又は及ぼすおそれのある特定外来生物については、積極的な防除に努め、ホームページなどを活用して種ごとの情報を県民に広く情報提供するとともに、専門家の派遣等により、市町村や地域への支援を進めます。
- 生息域が拡大しているアライグマは、国や隣接県と連携を図り、効果的な防除体制を構築します。



特定外来生物アライグマ



特定外来生物ヒアリ

⑤調査研究の推進

- 野生動植物の生息・生育状況等に関する学術調査を実施し、生物多様性の保全に関する調査研究を推進し、希少な野生動植物が生息・生育する特に保全が必要な地域の選定を始め、新たな保護施策の取組につなげていきます。

(4) 森林の保全

①森林の保全・整備と適正利用の推進

- 原始的な森林地域を自然環境保全地域に指定するなど、野生動植物の生息・生育する豊かな森林の保全に努め、地域森林計画に即した適正な森林整備を推進します。
- 木材生産を効率的に行える林地かどうか判断し、木材等生産機能を重視する森林を「生産林」、公益的機能を重視する森林を「環境林」に区分し、目的に応じた森林に誘導します。
- 「県民の森」等において、自然体験や環境学習の場として森林を利活用できるように適切な環境整備を推進します。

②森林の公益的機能の維持・増進

- 保安林の適正な管理や荒廃した森林における治山施設の整備等により、森林が有する公益的機能の維持・増進を図ります。
- 森林法に基づく林地開発の申請については、事業者に対し、地元と環境の保全に関する協定を締結する等の指導を行うとともに、土砂の流出や崩壊を発生させるおそれがないかなど、慎重かつ適正に審査します。

③大分県森林環境税の収税の有効利用

- 大分県森林環境税を活用し、所有者の自主的な森林管理を支援することで、森林資源の循環利用の推進、森林・林業教育や森林ボランティア活動の促進等に取り組み、自然豊かな大分の魅力を育む持続可能な森づくりを推進します。

(5) 水辺の保全

- 多様な動植物の生息・生育場所として優れた自然が残されている溪流や湖沼などの保全に努めるとともに、河川の整備にあたっては、多様な動植物の生息・生育環境を確保し、

親水機能に配慮した多自然川づくりの取組を推進します。

- 海岸の整備にあたっては、国土の保全と併せて、野生動植物・水生生物などの生態系に配慮するとともに、親水機能を考慮し、うるおいのある海辺空間の創出に努めます。
- 漁港区域等の水質浄化を通じて、漁村の生活環境の改善と海岸環境の保全に努めます。
- 水産資源として有用な動植物を始め、多様な生物の生息・生育場所として重要な藻場や干潟などの保全に努めます。

(6) 生物多様性を支える基盤づくり

- 生物多様性の価値とその保全の必要性、自然環境を利用する上でのマナーなどについて県民や企業の自然環境への理解を深め、NPO など様々な主体が行う保全活動、自然観察会等への積極的な参加を促すなど、長期的及び継続的な取組を進めます。
- 農林漁業者に対し、GAP や環境保全型農業など食料生産と生物多様性を両立する優良事例を紹介し、取組拡大を推進します。
- 企業版ふるさと納税や寄附制度などによる企業の自然環境保全活動を進めるとともに、企業に向けた「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の普及・啓発を行います。
- 県内の貴重な自然史標本の散逸等を防止するため、標本の収集を進めます。

指 標 項 目	単 位	基 準 年 度	目 標 値	
		R5	R10	R15
自然公園指導員の委嘱数	人	65	69	71
NPO との協働による生物多様性保全活動の実施件数	件	98 (R4)	100	100
おおいたの重要な自然共生地域の選定数（累計）	件	28	33	38
鳥獣保護区特別保護地区の面積	ha	658	658	658

2 快適な地域環境の保全

[現状]

◆生活空間

本県では、都市の緑と空間を確保し、都市のうるおいの創出、自然とのふれあいの推進、コミュニティの場の形成や災害時の避難地の確保等のため都市公園の整備を推進しています。また、都市計画区域外の農山漁村地域においても、スポーツ、文化、コミュニティ活動の拠点となる特定地区公園（カントリーパーク）が整備されています。

令和4年度末現在、約1,293haが整備され、1人当たりの都市公園等面積は12.3㎡となっています。

道路は、交通機能のほかに散策や憩いなどの休息空間としての機能、街路樹による景観機能や延焼防止空間としての防災機能、さらに西海道や参勤道など歴史・文化的な空間としての機能など、幅広い分野に及ぶ様々な機能を持ち、快適でうるおいのある道路空間の創出等の取組が行われており、河川沿い、干潟、沿岸部の親水空間も、人々のふれあいの場、環境教育の場としての大きな機能を有し、多自然川づくりなどを推進しています。

◆都市景観

本県には、近代的な建築物を有し、駅周辺総合整備事業により新たに生まれ変わった大分市、日本一の湧出量を誇る温泉観光都市の別府市、貴重な文化財や歴史的街並みが数多く残されている城下町杵築市や竹田市、天領として長い歴史を持つ日田市、南蛮文化の香りを現在に伝える臼杵市など、地域の人々が長い歴史の積み重ねの中で築いてきた独自の文化を持つ個性豊かな都市が形成され、独特の都市景観が形成されています。

しかし、これらの都市も、近年の急激な都市化の進展や開発により、周囲の自然環境と人工構造物との不調和、街並みの不ぞろい、違法な屋外広告物などの景観上の問題が数多く生じています。



別府市の街並み

◆緑

豊かな自然に恵まれた本県は、高度経済成長期から県都である大分市を中心に都市化が進み、人口増加や農業から工業への産業構造の転換により、都市近郊の緑地が住宅地や工業用地として大規模に利用されることになり、みどりが次第に消失していきました。

そこで、緑化の保全及び回復を総合的に行うため、昭和 48 年に「大分県環境緑化条例」を定め、県緑化地域内の緑地の保全や特別保護樹木等の指定を通じて、緑化推進を図っています。

◆農山漁村の多面的機能

本県の農山漁村は、四季折々に異なる豊かな自然空間が広がるとともに、棚田の持つすばらしい田園風景など、日本の原風景とも言われる美しい景観に恵まれています。また、農山漁村地域を取り巻く自然環境は、水源の涵養、土壌侵食、土砂崩壊防止、二酸化炭素の吸収源、水質浄化、保健休養の場の提供、生態系の維持など、県民生活において重要な公益的機能を担っています。

農林水産業・農山漁村は、食料や木材等を供給するだけでなく、その生産活動を通じた水源の涵養、生物多様性の保全、良好な景観の形成、二酸化炭素の吸収等、様々な公益的機能を発揮しています。

国のみどりの食料システム戦略の策定や、消費者の環境に対する関心が高まる中、環境保全型農業の取組が進んでいます。

◆文化財

本県には、古墳や磨崖仏といった史跡や、名勝、動植物等の天然記念物、また、棚田や里山など地域における人々の生活・生業や地域の風土により形成された景観地である文化的景観など、自然環境と一体となった文化財が数多く存在しています。令和 5 年度現在、944 件の文化財が国・県の指定・選定を受けていますが、このうち記念物（史跡・名勝・天然記念物）や重要文化的景観は 273 件を数え、人間の営みと自然とを結びつける貴重な文化遺産として保存活用されています。

代表的なものとして、亀塚古墳や岡城跡を始め臼杵磨崖仏などの史跡や、豊かな自然景観を呈する名勝耶馬溪、あるいは大船山のミヤマキリシマ群落、くじゅう火山群のイヌワシ、宇佐市院内町のオオサンショウウオ、高崎山のサル生息地、祖母・傾山系のカモシカといった天然記念物、また、古の人々の生活・生業とともに形成されてきた田染荘小崎の農村景観などがあります。

【文化財件数】

(令和6年3月31日)

国指定等の文化財		県指定の文化財		合計
重要文化財（国宝4件含む）	91	有形文化財	502	593
重要無形文化財	1	無形文化財	2	3
重要有形民俗文化財	4	有形民俗文化財	14	18
重要無形民俗文化財	7	無形民俗文化財	47	54
史跡（特別史跡1含む）	46	史跡	107	153
名勝	6	名勝	6	12
天然記念物（特別天然記念物2含む）	24	天然記念物	79	103
重要伝統的建造物群保存地区	2	—	—	2
重要文化的景観	5	—	—	5
選定保存技術	0	選定保存技術	1	1
合計	186	合計	758	944

【課題】

- 地域の特性を生かした優れた都市景観の創出や保全が必要です。
- 都市における自然的環境と共生できる土地利用が重要です。
- 地域の自然的・文化的特性を生かしたうるおいのある都市空間づくりを推進する必要があります。
- 良好な景観を形成し、風致を維持するため、街並み景観と不調和な屋外広告物の規制や整理が必要です。
- 農地、森林、海浜の有する多面的機能の維持が危惧されていることから、こうした機能を維持するためにも、引き続き、県民と協働して活性化に努めていく必要があります。
- 農林水産業の持続的発展を図るためには担い手の確保・育成を図り、環境と調和のとれた生産活動を進めることが重要です。
- 化学物質による環境負荷を低減するため、化学合成農薬・化学肥料をできる限り削減した栽培や有機農業などの環境保全型農業の推進が必要です。
- 農作物への過剰な施肥等により窒素やりんが河川や地下水等に流出しないよう、削減対策に取り組む必要があります。
- 地域の歴史や自然を代表する優れた文化財を保護・保存し、次世代へ継承することが必要です。
- 本県の文化財を広く県民が活用し、身近に接することができるよう周辺環境の整備や情報整備を推進する必要があります。
- 地域住民が一体となって文化財の保存・活用を図るとともに、文化財愛護思想を高めることが望まれます。
- 自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして、防災

- ・減災、気候変動、地域経済の活性化など社会課題との調和を図っていく必要があります。

[これからの主な取組]

(1) ゆとりある生活空間の保全と創造

①都市公園の整備の推進

- 都市における緑とオープンスペースの確保を図るとともに、都市住民のふれあい、余暇活動の場を提供するため、憩いやレクリエーションの場となる地域の特性を生かした都市公園、緑地等の計画的な整備や良好な都市環境の形成を促進し、緑豊かな生活環境の創出を図ります。

②道路空間の整備の推進

- 良好な景観を形成する道路緑化は沿道状況などを勘案して行うこととし、加えて適切な維持管理に努めます。
- 道路の線形や構造、色彩、植栽の種類等が地域の街並みや自然、歴史・文化に調和するよう配慮しながら、うるおいのある道づくりを推進します。

(2) 美しい景観の形成

①調和のとれた美しい景観の形成

- 優れた景観を保全し、魅力ある景観づくりを推進するため、緑化や周辺環境と調和した建築物の設置などについての普及・啓発に努めます。
- 屋外広告物について、良好な景観を形成し、また風致を維持するため、適正な設置の指導に努めます。
- 市街地の整備において、周辺環境と調和のとれた良好な市街地の形成に努めます。
- 漁港、海岸等の清掃活動を推進し、沿岸環境の保全と快適な生活環境の確保に努めます。
- ごみのポイ捨てや放置自転車、落書きをなくし、美しい景観の維持に努めます。
- 農業の営みの中で創り出された棚田や田園風景などの農村景観の保全に努めます。

②景観保全及び環境美化の普及・啓発

- 身近な道路、河川、海岸、公園などの清掃活動、花いっぱい運動などの環境美化活動を推進し、快適な生活環境の確保に努めます。
- セミナーの開催等を通じ、良好な景観形成に関する機運の醸成を図ります。
- 複数の市町村にわたる広域景観を保全・形成するための方針を示し、市町村間の連絡調整の場づくりなどの支援を行います。

(3) 身近な緑の保全と創造

①身近な緑の保全

- 社会資本整備にあたっては、周辺の自然環境に配慮しながら、在来種を使った植栽や動

植物の生息・生育環境（ビオトープ）の保全・創出に取り組みます。

- 市街地やその周辺の自然・緑地を緑化地域等に指定するなどし、環境緑地の保全を図ります。
- 都市における公園・緑地等の計画的な配置を促進し、都市の緑の保全に努めます。
- 貴重な樹木・樹林を特別保護樹木・樹林に指定し、保全を図ります。
- 遊休化した農地については、土地基盤を整備し担い手等への集積を図るほか、地域住民による農用地保全活動を支援し、緑の復元に努めます。
- ほ場、農道等の整備にあたっては、農村景観との調和を図るように努めます。

②緑豊かな環境づくり

- 周辺景観や生活環境に配慮するため、公共施設の緑化を計画的に推進します。
- 緑化用樹木の計画的な供給を図り、環境緑化を推進します。
- 良好な都市環境の形成を図るため、公園・緑地等の計画的な配置を促進し、都市の緑の整備を促進します。

③県民総参加の森づくりの推進

- 森林の重要性についての県民理解を深めるため、次世代の森づくりを担う「みどりの少年団」の育成、NPOや企業などによる森づくり活動等を推進します。

(4) 身近な水辺の創造

①河川、海岸等における親水空間の確保

- 地域住民が散策や野外レクリエーションを行える憩いの場など生物多様性や周辺景観に配慮した水辺空間の創造に努めます。
- 河川、溪流、湖沼、海岸、港湾、ダム等の整備においては、生物多様性や周辺景観に配慮しながら、水辺の自然に親しみ、憩うことのできる水と緑豊かな親水空間の確保に努めます。



河川での環境学習会



親水空間（竹田市玉来川）

②農業用水利施設における水辺の確保

- 農業用水路、ため池等の農業用水利施設においては、周囲の環境との調和を図りつつ整備を進め、憩いとやすらぎの場としての保全に努めます。

③都市における水辺の確保

- 都市において、都市住民が水と緑豊かなうまいのある生活を送ることができるよう、緑地を整備するとともに、生物多様性に配慮しながら養浜等により海浜などを創出し、親水空間の確保に努めます。



別府港海岸関の江地区海開き

(5) 農山漁村の持つ多面的機能の維持・保全

①農地の適切な管理・保全

- 中山間地域における集落営農法人等の経営強化により、農地の適切な管理・保全に努めます。
- 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度を活用し、農地や水路など地域資源の適正管理を推進します。
- 地域の実情に応じて棚田等の維持・保全活動の推進に努めます。
- 地域住民やNPOなどとの協働による景観・生態系・生産基盤の保全活動の啓発に努めます。

②農林水産業の持続的な生産活動による環境の保全

- 戦後、荒廃した森林の再生のためにスギ・ヒノキを可能な限り植栽して人工林を増やしてきましたが、現在は、木材生産を効率的に行える林地かどうかを判断し、木材等生産機能を重視する森林を「生産林」、公益的機能を重視する森林を「環境林」に区分し、目的に応じた森林の整備を推進します。
- 人工林の多くが利用期を迎え、木材生産量が増加傾向にある中、林業の成長産業化と環境保全を含めた森林の公益的機能の発揮を両立するため、「伐って・使い・植えて・育てる」といった循環型林業の確立に向けた取組を推進します。

- 水産資源として有用な動植物を始め、多様な生物の生息・生育場所として重要な藻場や干潟などの保全に努めます。
- 資源管理協定の締結・取組内容の検証など、漁業者自らが取り組む徹底した資源管理と種苗放流による資源造成型栽培漁業を一体的に推進します。
- 土づくりを基本に、環境への負荷低減や生物多様性の保全等にも配慮した有機農業や化学合成農薬・化学肥料低減技術の導入による環境保全型農業を推進します。
- 在来性天敵や生物農薬の利用、抵抗性品種の導入など化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系（総合防除）の普及拡大を図ります。
- GAP等の取組を進め、農業生産現場における効率的施肥や農薬の適正使用により、農業生産に起因する環境負荷物質の排出抑制を図ります。
- 農用地の土壌汚染の監視を行い、適正な土壌環境の維持を図ります。

③豊かで生産力のある沿岸環境づくり

- 豊かで生産力のある沿岸環境を維持・向上させるため、内湾漁場での海底耕うん・堆積物除去などによる藻場や干潟の保全・再生を図ります。

(6) 文化遺産（文化財）の保存・活用・継承

①文化財の保存・管理の推進

- 県内各地における文化財の実態を把握し新たな指定等に取り組むとともに、史跡、名勝、天然記念物など歴史的・学術的に価値の高い文化財の保存・管理に努めます。
- 農業の営みの中で築造された、ため池や水路橋などの歴史的農業水利施設の保全に努めます。
- 棚田や里山など人と自然との関わりの中で造り出された文化的景観の保全に努めます。
- 開発事業の実施にあたっては、埋蔵文化財の取扱いについて事前に十分な調整を図り、重要な遺跡については、その保護に努めます。
- 大気汚染や酸性雨など環境汚染が歴史的建造物や石造文化財等に及ぼす影響について調査研究し、それらの保存・管理に努めます。

②文化財を活用したまちづくりの推進

- 大分県の「文化財保存活用大綱」をふまえた、市町村における「文化財保存活用地域計画」の作成等を通して歴史的・文化的な遺産を保存し、都市住民との交流を通じて農村の歴史・生活・伝統が息づく地域づくりを推進します。
- 地域に残る歴史的・文化的遺産の保存、修復に努めるとともに、これらを積極的に活用して、周辺環境と調和した歴史的・文化的な雰囲気のあるまちづくりを推進します。
- 地域にある文化財や伝統文化に関する積極的な情報発信を通じて、次代を担う子どもたちが文化財や伝統文化に対する理解を深め、地域を愛し、その環境を守ろうとする意識の醸成を図ります。
- 地域で継承されてきた伝統行事への県民の参加を促進するなど、地域の文化財や伝統を大切にす県民意識の醸成を通して活力あるまちづくりを目指します。

③文化財を活用した施設の取組の推進

- 文化遺産の保存の拠点となる県立歴史博物館、県立先哲史料館、県立埋蔵文化財センターの充実を図り、県民が文化財にふれあう機会の創出に努めます。
- 歴史的・文化的遺産としての役割や価値、保存・活用・継承の重要性等について、普及・啓発活動を推進します。



デジタル技術を活用した歴史学習（歴史博物館）



下山古墳について学習することもたち

(7) 自然の多様な機能の活用

- 防災・減災、地域創生、環境保全等の様々な課題解決に自然環境が有する多様な機能の活用を推進し、普及・啓発を図ります。

指標項目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
日本型直接支払協定面積	ha	41,120	41,710	42,220
漁場再生面積（累計）	ha	64,900	80,300	84,200

3 持続可能な温泉利用の推進

[現状]

「日本一のおんせん県」である本県は、豊富な温泉資源に恵まれており、令和4年度末の源泉総数は、5,090個、湧出量は295,708L/分とともに全国第1位となっています。また、地熱発電についても、日本の発電実績の約43%にあたる約83万MWhの発電が行われており、全国第1位(令和4年度)となっています。

温泉は浴用のほか、小規模地熱発電、施設園芸、養魚等の産業面でも幅広く利用されています。

【全国の状況】

源泉総数の上位5都道府県

	都道府県名	源泉総数(個)	全国合計に占める比率(%)
1	大分県	5,090	18.2
2	鹿児島県	2,738	9.8
3	北海道	2,229	8.0
4	静岡県	2,209	7.9
5	熊本県	1,334	4.8
	全国合計	27,932	100.0

自噴と動力揚湯量合計の上位5都道府県

	都道府県名	合計量(L/分)	全国合計に占める比率(%)
1	大分県	295,708	11.8
2	北海道	196,262	7.8
3	鹿児島県	175,145	7.0
4	青森県	138,559	5.5
5	熊本県	129,962	5.2
	全国合計	2,515,272	100.0

※出典：「令和4年度温泉利用状況報告書(環境省)」による。

【大分県の状況】

源泉総数の上位5市町村

	市町村名	源泉総数 (個)	県合計に占める比率 (%)
1	別府市	2,839	55.8
2	由布市	1,068	21.0
3	九重町	432	8.5
4	大分市	241	4.7
5	日田市	151	3.0
	全国合計	5,090	100.0

自噴と動力揚湯量合計の上位5市町村

	市町村名	合計量 (L/分)	県合計に占める比率 (%)
1	別府市	102,671	34.7
2	九重町	86,743	29.3
3	由布市	51,965	17.6
4	大分市	16,532	5.6
5	日田市	13,161	4.5
	全国合計	295,708	100.0

※出典：「令和4年度温泉利用状況報告書（大分県）」による。

【地熱発電の状況】

地熱発電の上位5都道府県

	都道府県名	発電実績 (1,000kWh)	全国合計に占める比率 (%)
1	大分県	830,364	43.3
2	秋田県	409,909	21.4
3	鹿児島県	362,537	18.9
4	岩手県	151,457	7.9
5	北海道	83,333	4.3
	全国合計	1,916,239	100.0

※出典：「2022年度電力調査統計（経済産業省資源エネルギー庁）」による。

【課題】

- 特別保護地域や保護地域内でも泉温の低下などが生じ、温泉資源の衰退化の兆候が見られる地域が現れてきています。
- 湯けむり景観を生み出す噴気・沸騰泉などの高温泉が多数あることが本県の特徴ですが、浴用に適しない高温の温泉熱エネルギーの多段階・多目的利用を推進していく必要があります。
- 地熱開発を始めとする新規の温泉開発においては、温泉資源の保護や地域の環境保全に関する合意形成を図るなど、地域に配慮した開発が求められています。
- 長寿社会の到来、余暇時間の増大、健康に対する関心の高まりなどを背景とする利用者のニーズに対応した温泉地の育成が求められています。

【これからの主な取組】

(1) 温泉資源の保護と有効利用の推進

①温泉資源の保護

- 温泉の新規掘削の制限や特別保護地域内での規制強化など、温泉法に基づく規制や指導を徹底し、「おんせん県おおいた」を支える温泉資源の保護に努めます。
- 温泉資源衰退化の兆候が見られた場合、温泉資源量調査を実施し、地域規制の見直し等を含めた、新たな保護対策を検討します。
- 主要温泉地に加え、周辺の地熱開発有望地域でも湧出量などのモニタリング調査を実施し、温泉資源の衰退化を未然に防止するため、観測体制を強化します。
- 「おおいた温泉基本計画」に基づき、有限である温泉資源の適正な保護と持続可能な温泉利用の両立を図ります。



温泉のモニタリング調査

②温泉資源の有効利用の推進

- 限りある貴重な温泉資源を有効利用し、保護を図るため、泉源の湧出状況や利用実態を把握します。
- 地熱発電を目的とした温泉開発にあたっては、市町村と連携し、地域と共生した開発を

促進します。

(2) 多目的利用と温泉地づくり

①多段階・多目的利用の推進

- 浴用に適しない高温の温泉熱エネルギーの活用を図るため、既存の温泉を活用した温泉熱発電や施設暖房等の多段階利用を推進します。
- エネルギーとしての温泉を利用した施設園芸、養魚、ヒートポンプなど、温泉の多目的利用を推進します。

②調査研究の推進

- 温泉の湧出メカニズムや温泉が心身に与える影響などについて、地球科学、医学等の見地から調査研究を推進します。
- 県民の温泉に対する理解を深めていくため、調査研究の成果をわかりやすくまとめ情報発信していきます。

③特性に応じた温泉地づくり

- 都市化の進展、余暇時間の増大等を背景にした自然志向や健康志向の高まりなど、多様化する利用者のニーズに対応するため、自然景観、街並み、歴史など地域の魅力を生かした温泉地を育成します。
- 多様な泉質に由来する様々な効用や地域の古くからの湯治文化を生かし、温泉療養や健康増進に向けた温泉利用を推進します。
- 湯の花小屋や湯けむり等の景観、豊富な泉質を背景とする湯巡りや飲泉など、観光資源としての温泉利用を推進し、地域で継承されてきた温泉文化を守る活動を推進します。
- 温泉利用者の健康保護のため、公共利用施設の実態調査等を実施し、泉質や成分揭示の徹底を推進します。

指 標 項 目	単 位	基 準 年 度	目 標 値	
		R5	R10	R15
モニタリングを行う源泉数	個	34	35	35

4 ユネスコエコパークなど地域資源を活用した地域づくりの推進

[現状]

◆多様な地域資源の活用

本県には海拔0mから九州の屋根と呼ばれるくじゅう連山の1,700mを超える山々に至るまで、海、川、山と移り変わる自然を体感できるという魅力があります。

県民にとっては当たり前の風景ですが、都市や海外から訪れる人々からは海、島、山、高原、溪谷、滝、鍾乳洞などの複雑な地形や雄大な自然が織りなす景観に加えて、新緑や紅葉、季節ごとに野や山を彩る花など、これほど何でも揃っている所は他にはないともいわれます。

姫島村、豊後大野市では、平成25年9月に日本ジオパークの認定を受け、地質遺産の保全、調査研究を行いながら、ジオパークを教育活動やツーリズムに活用し、地域資源の保全意識の向上や地域の魅力の再発見につなげる取組を行っています。県では、このような取組を推進するとともに、両地域のジオパーク活動が持続可能なものとなるよう、受入体制の整備等について支援しています。

また、より多くの人々がジオパークを身近に感じ、地質や自然に対する興味、理解を深めることを目的として、商業施設等でのワークショップイベントの開催や科学や自然に興味のある子どもを対象とした体験科学講座の実施等、両地域の情報発信や普及・啓発活動にも積極的に取り組んでいます。

さらに、平成29年6月に登録された祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、原生林やニホンカモシカを始めとする貴重な野生動植物などの生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目指し、大分、宮崎の2県6市町と関係機関等からなる推進協議会を中心に、豊かな自然を活かした地域づくりに取り組んでいます。自然の豊かさや保全の重要性を次世代へ伝えるため、調査研究や自然との共生などの教育活動とともに、キャニオニングやボルダリングといった自然体験など、自然環境を活かしたエコツーリズムも進んでいます。

加えて、くじゅう地域は、「九州の屋根」と呼ばれるくじゅう連山での登山が盛んです。山頂からの眺望は素晴らしく、全国から多くの登山者が訪れており、特にミヤマキリシマの開花時期や紅葉シーズンには、日に数千人の登山者が訪れることも珍しくありません。

国立公園の保護と利用の好循環により、優れた自然を守り地域活性化を図るため、国は「国立公園満喫プロジェクト」を平成28年度からスタートさせ、モデル地域として、全国8公園の一つに選定されました。阿蘇くじゅう国立公園の特徴である、雄大な自然とそれを支える人々の営みをコンセプトとし、環境省や熊本県などの関係機関と連携して、具体的な取組方針を示す「阿蘇くじゅう国立公園ステップアッププログラム」を策定し、公園利用者が安心安全に利用できる受入環境づくりの推進や地域が一体となった取組体制づくりなどを進めています。

また、国東半島宇佐地域は、クスギ林とため池の農林水産循環により育まれた景観や豊かな生物多様性などが認められ、平成25年に世界農業遺産に認定されました。伝統的な農業とそれに関わりつくられた文化や景観の中で生物多様性は守られています。さらに、本地域では修正鬼会、御田植祭、どぶろく祭りといった農耕に関する伝統芸能などが継承されています。

ユネスコエコパークや日本ジオパークなどにおいては、観光ツアーや教育活動などを通じて、自然を楽しみながら、地域の自然環境やそこで生まれた歴史・文化等について学ぶといった、自然との新たなふれあい方も注目されています。

◆観光資源としての自然の活用

人々のたゆまぬ努力により保全されてきた本県のすばらしい自然景観は、地域の財産のみならず、観光資源としても非常に重要です。

大分県では、こうしたすばらしい自然環境を観光にも活かすため、新たに「大分県アウトドアガイド認証制度」を創設し、登山やサイクリング、カヌーなど様々な体験を通してその魅力を伝えるガイドの育成に着手しているほか、自然を活かした体験サービスの開発支援にも取り組んでいます。また、令和6年3月には「おんせん県おおいたアドベンチャーツーリズム条例」を制定し、自然や文化を守りながら、それを活かして観光振興、地域振興を図るアドベンチャーツーリズム推進の機運を盛り上げようとしています。

◆自然とのふれあい

本県は、森林、草原、河川等の豊かな自然が存在し、展望地、休憩地、歩道等の利用施設が整備され、多くの人々が観光、登山、ドライブ、海水浴、自然観察会等を通して、自然に親しんでいます。

しかし、自然とのふれあいの機会が増えることにより、貴重な動植物の捕獲・採取やごみの放置など自然を傷つける行為も見られます。

【課題】

- ユネスコエコパークや日本ジオパーク、世界農業遺産など多様な地域資源の保全と活用を図るとともに、持続可能な取組となるよう支援する必要があります。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパークでは、ニホンジカの食害や登山者の増加、気候変動の影響等により、エコパークの核心・緩衝地域を通る登山道沿いで、植生の衰退や表土の侵食がみられ景観にも影響が生じています。
- くじゅう地域では、ミヤマキリシマの開花時期や紅葉の時期に観光客や登山者が集中することにより、路上駐車が発生やごみやトイレ関連のマナー違反などが生じており、オーバーユース対策に取り組む必要があります。
- 国東半島宇佐地域では、過疎化、高齢化が進む中、生物多様性の減少を食い止め維持していくためには、現在の生物相や農業を始めとする社会活動と生物の生息環境を整理し、保全活動を進めていく必要があります。また、その基礎となる希少野生動物の生息などに関する調査や普及・啓発、環境保全に関する実践活動を通じた環境教育を推進する必要があります。
- 国東半島宇佐地域の一部地域においては、過疎化、高齢化により、農耕に関する伝統芸能などの伝承が困難になりつつあります。また、農耕と結びついた食文化として、地域で採れる旬の農産物を使った数多くの郷土料理があり、これらを家庭では親から子へ、地域では次世代へ

と伝承していくことも必要です。

- 地域の特徴ある観光素材の発掘と磨きを継続していくとともに、貴重な観光資源の景観保持やビュースポットの整備などの取組を進める必要があります。また、自然環境を生かした学習プログラム、アクティビティ（遊び）の開発支援などを通じて、大分の自然の新たな魅力の定着を図る必要があります。
- 人と自然の関わりにおいて、自然環境に負荷をかける可能性や豪雨や落雷、危険な生きものとの遭遇などの危険性について、県民に啓発する必要があります。
- 自然志向が高まり、多くの人々がハイキング、キャンプ、トレッキングなどを通して自然のフィールドを利用するなか、植物の採取やごみの放置など自然を傷つける行為も後を絶たないため、利用者の自然を守る意識を高める必要があります。

【これからの主な取組】

(1) 多様な地域資源を活用したエコツーリズムの推進

- ユネスコエコパーク、日本ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、世界農業遺産などの地域資源を活用した地域づくりを推進します。
- ユネスコエコパーク、日本ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、世界農業遺産等を活用した教育・学習活動等を通じ、地域資源の保全意識の醸成や地域の魅力の再発見につなげる取組を推進します。
- これらの地域資源を支える人材の育成のため、地域の自然や文化等を紹介するガイドの養成やスキルアップを図ります。
- 情報発信を推進するとともに、受入れ環境の充実・強化を図ります。

①祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク

- 自然や歴史文化などの魅力とあわせて、様々な環境保全活動の取組や成果を発信し、自然志向の観光客やサステナブル意識の高い学生などを県内に呼び込みます。
- 自然を核とした地域の魅力について、国内外に向けた情報発信に取り組みます。
- 大学や地域団体等との連携により、地域の自然環境や社会・文化等を活用し、持続可能な開発のための教育（ESD）を推進します。
- 地元ガイドを活用した登山道整備ツアーなど新たなツーリズムの展開等を通じ、自然環境の保全と持続的な利用を促進します。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会の構成団体として、協議会が行う核心・緩衝地域のモニタリング調査などに積極的に取り組みます。



祖母山とアケボノツツジ



藤河内溪谷キャニオニング

②日本ジオパーク

- 日本ジオパークでは、地域の自然環境や文化など多様な地域資源を活用したジオツーリズムの推進を支援します。
- 貴重な地質遺産の調査研究及び活用を支援します。
- 市及び村と連携した情報発信に努めます。
- ジオパークを支える人材の育成を図るため、地域の自然や文化等を紹介するガイドの養成を支援します。



観音埼火口跡（姫島村）



出会橋・轟橋（豊後大野市）

③くじゅう地域

- 阿蘇くじゅう国立公園満喫プロジェクトにおいて、国、市町、関係機関と連携して、保全と活用の好循環により、優れた自然を守り、地域活性化を図ります。
- ふるさと納税の活用や任意の協力金など利用者負担の仕組みを検討します。

④世界農業遺産

- 農業生産活動の維持支援や水源涵養機能の維持増進、鳥獣の生態に応じた捕獲対策の推

進などを通じて生物多様性の保全に取り組みます。

- 伝統芸能等を守り継承していくため、人材の育成や伝統芸能の開催等を支援します。
- 地域食材を活用した郷土料理に関する食文化の伝承と情報発信を行い、小・中学校において給食での地産地消に取り組むとともに、収穫体験を通じ食育等を推進します。
- 森林や自然環境の保全に関する各種専門家を招聘し環境教育講座を開催するなど、地域の学校や公民館等での環境教育を推進します。

(2) アドベンチャーツーリズム等観光産業の振興

- アクティビティを通じて、その地域ならではの自然や文化を体験できることに加え、環境への負荷軽減、地域コミュニティの維持・発展等のサステナブルな取組に寄与するアドベンチャーツーリズムの推進に努めます。
- 九州オルレ、ロングトレイル、フットパスなど、大分県ならではの自然を満喫できる観光の機会を提供することにより、環境保全への理解促進に努めます。
- 農山漁村ツーリズム等により都市と農山漁村との交流の促進に努めます。
- 森林のもつ保健・レクリエーション機能や良好な景観等を観光資源として利活用していきます。



AT フィールドワーク (佐伯コース_SUP)

(3) ふれあいの機会づくりの推進

- 森林、草原、河川、干潟などの様々なフィールドにおける自然観察会や体験学習会など、自然とふれあう機会の充実を図るとともに、指導的役割を担う人材の養成や指導者相互のネットワークづくりを促進します。
- 自然観察会や保全活動を行っている NPO との協働を推進します。
- 地域の自然環境、利用状況等を踏まえつつ、歩道、駐車場、公衆便所等の整備に努めます。
- 自然に対する正しい理解と深い認識を培い、モラルの向上を図るため、環境意識の普及・啓発に努めます。

指 標 項 目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
ジオガイド認定者数（累計）	人	126 (R4)	186	236
阿蘇くじゅう国立公園の公園利用者数（大分県分）	千人	3,242 (R4)	6,120 (R9)	6,420 (R14)
農山漁村ツーリズム宿泊延べ人数	人泊	5,000	5,520	5,740

第5節 環境を守り活かす担い手づくりの推進



1 “未来”につながる人材育成

【現状】

◆環境教育

本県の美しい自然と快適な環境を守り、将来に継承するため、県では、県民一人ひとりが環境に関する意識を高め、環境保全活動について自ら考え、主体的に行動できるよう、学校や地域、職場など様々な場やあらゆる世代における環境教育を推進しています。

学校においては、持続可能な社会の担い手を育成するため、教科等横断的な環境教育を通して、児童生徒の環境への意識を高める学習を行っています。保育園等においては、未来を担う子どもたちが、楽しみながら環境問題に関心を持つことができる機会を提供しています。

また、地域においては、市町村ごとの環境保全活動のほか、事業者や民間団体等が環境に配慮した様々な活動に取り組んでいます。

さらに、職場においては、環境教育アドバイザーによる環境講座を開催するなど、従業員に対する環境教育を実施しています。

◆環境教育支援者

令和5年度末現在、県が委嘱した79名の環境教育アドバイザー及び53名の地球温暖化防止活動推進員、各地域で組織された17団体の地球温暖化対策地域協議会、環境省が登録している環境カウンセラーなどが、それぞれの役割のもと環境教育の推進に取り組んでいます。

◆森林環境学習指導者

九重青少年の家では、平成18年から令和5年までの間に、体験型環境教育のスペシャリストとなる森林環境学習指導者を31名養成しています。森林環境学習指導者は、九重青少年の家及び香々地青少年の家の利用者に対し、体験活動を通じた環境教育の推進に取り組んでいます。

【課題】

- 地球温暖化やプラスチックごみ問題等、世界規模の課題について県民一人ひとりが関心を持ち、自分のこととして考え、行動を変えることが必要であり、環境教育の重要性がますます高まっています。
- 地域における自然体験活動の場や機会の充実を図るとともに、地域の資源を学習素材として

活用する必要があります。

- 他者や生き物への配慮を含め、社会全体を考える人間を育むため、教育的視点に裏打ちされた自然に触れる幅広い体験機会の提供が求められています。
- 環境教育を推進するため、環境保全等に関する専門的な知識や豊富な経験を持った指導者を育成する必要があります。

【これからの主な取組】

(1) あらゆる場・世代における環境教育の推進

①学校等における環境教育

- 学校においては、持続可能な社会の創り手を育成するため、地域の特性を生かした学習や環境教育アドバイザーによる環境講座などを通じ、持続可能な開発のための教育（ESD）を取り入れた環境教育を推進します。
- 地域の人材を活かして学校教育を支援する仕組みである「協育」ネットワークの活用を推進します。
- 各教科、特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて環境教育の推進に努めます。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、おおいた姫島ジオパーク、おおいた豊後大野ジオパーク、国東半島宇佐地域世界農業遺産など、地域の自然や文化等を総合的に活用し、地域と協働した環境教育を推進します。
- 保育園等においては、幼児向け環境劇の実施などを通じて、子どもたちが楽しみながら環境問題に関心を持つことができる機会を提供します。



幼児向けの環境劇の実施

②家庭、地域社会における環境教育

- 県民が環境について学ぶことができる機会を充実し、参加者に学んだ内容を家庭で話題にするよう促すことで、環境に配慮した暮らしを実践しようとする機運を醸成します。
- 県立施設や公民館、青少年教育施設、森林や自然公園等を活用した講座や自然体験活動を実施します。
- 自治会や子ども会、老人クラブ、NPO が行う環境学習の場に環境教育アドバイザーを派

遣し、地域における環境教育を支援します。



こどもたちを対象とした自然体験活動



大分県環境教育アドバイザー派遣事業

③職場における環境教育

- 事業者の環境への取組を推進するエコアクション 21 やおおいたグリーン事業者認証制度の導入を促進するほか、環境教育アドバイザーの派遣等により、職場における環境教育を支援します。

④環境教育を推進するための教材の整備と情報の提供

- 環境に関わる学習資料（書籍、DVD、啓発資料等）を学校や環境関連イベント等での環境教育の教材として活用します。
- 本県の環境や環境保全の取組、環境教育に関する情報を県・市町村の広報誌やホームページ、マスメディア等を通じて積極的に、かつ分かりやすく発信します。

(2) 環境教育を担う人材の育成

①学校における指導者

- 教科等横断的な環境教育の推進に向けて、研修等を通じ環境に関する知識や理解を深めるなど、教員の指導力の向上を図ります。

②地域における指導者

- 森林環境学習指導者を対象とした研修を通して、環境保全に関する専門的な知見を有し、環境教育を推進する人材の育成と確保に努めます。

③環境教育アドバイザー

- 学校や地域、職場において、環境保全に関する知識の普及・啓発を図るとともに、県民の自主的・主体的な環境保全活動への参加意欲の増進を図る「環境教育アドバイザー」の委嘱を進めます。
- 環境教育アドバイザー等を対象に環境に関する最新情報の提供や研修会、環境教育アドバイザー相互の情報交換の機会を設け、指導者のレベルアップを支援します。

④地球温暖化防止活動推進員等の育成と活用

- 地域等において、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について県民の理解を深める役割等を担う「地球温暖化防止活動推進員」の委嘱を進めます。
- 2050年カーボンニュートラル実現に向けて、その時代の中心となる若年層への地球温暖化の知識向上と、同世代を中心とする若者世代への情報発信を担う「大分県地球温暖化防止活動学生推進員」の任命を進めます。

⑤森林ボランティア活動の推進

- 森づくり活動への参画の輪を広げ、県民総参加の森づくりを推進するため、情報誌の発行や支援物品の交付、安全講習等への参加を支援し、森林ボランティア活動を進めます。

⑥森林環境学習指導者

- 森林環境学習指導者等のスキルアップのための研修を実施し、環境教育・学習の充実に努めます。
- 青少年の自然環境に対する興味・関心や環境保全への意識を高めるため、森林環境学習指導者の活用を図ります。

指標項目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
環境教育参加者数	人	12,955	13,000	13,000
森林環境学習指導者による体験活動に参加した児童生徒数(累計)	人	513	3,000	5,500

2 持続可能な“活動”につながる環境の整備

【現状】

◆環境保全活動

県では、平成15年度から地域の清掃活動や3Rの推進、地球温暖化対策まで、広範囲にわたる環境問題に県民総参加で取り組む「ごみゼロおおいた作戦」を展開し、平成28年度からは、これを環境保全活動を通じて地域活性化を図る「おおいたうつくし作戦」に進化させ、環境に配慮した美しく快適な大分県づくりを進めてきました。

そうした取組により、本県では、各地で時節を問わず、清掃活動や啓発活動などの様々な環境保全活動が行われ、多数の県民が参加するなど、取組が着実に広がっています。

また、本県は優れた自然景観や多様な野生動植物など豊かな自然環境に恵まれており、これを守るための活動や体験学習などが盛んに行われています。

今後は、これまでの取組の成果を継承しつつ、本県の恵み豊かで美しく快適な環境を「守る」のみならず「活かして選ばれる」視点を取り入れた施策を展開する「グリーンアップおおいた」を新たな県民運動として展開していくこととしています。

◆環境保全団体

地域の様々な環境問題の解決を目指して、多くの団体が環境保全活動に取り組んでいます。

おおいたうつくし作戦の牽引役であるおおいたうつくし推進隊や身近な清掃活動や花いっぱい運動などに取り組むうつくし隊は、各地で環境保全活動を実践してきました。

◆県における環境配慮の取組

本県では、平成23年に構築した独自の環境マネジメントシステムに基づき、①大分県環境基本計画の着実な推進、②環境に配慮した事業の推進、③地球温暖化対策実行計画の推進、④グリーン購入推進方針による物品調達、⑤環境法令を遵守した庁舎管理業務の5つを一体的に実施・進行管理しています。

【課題】

- 新たな県民運動「グリーンアップおおいた」を広く県民に知ってもらい、環境問題を自分ごととして捉え、自ら行動に移すだけでなく、仲間と連携して取り組んでいただくよう促すことで県民運動として展開していく必要があります。
- おおいたうつくし推進隊などが各地で実践してきた環境保全活動の活性化を図るとともに、持続的な活動につながる取組を支援する必要があります。
- 本県の恵み豊かで美しく快適な環境を守るため、県や市町村には、事業を実施する際の環境に対する配慮や環境保全活動への積極的な参加などの率先行動が求められています。

【これからの主な取組】

（１）環境保全活動の推進

- ホームページやSNS等を活用して環境保全団体の活動状況等を発信し、若年層やファミリー層など幅広い世代の環境保全活動への参加を促進します。
- 環境保全団体へ支援事業の情報提供等を行い、環境保全活動に取り組みやすい環境を整備します。
- 環境保全団体と行政が情報共有や意見交換を行う環境保全ネットワークを拡大します。
- 環境美化活動や環境保全の学術研究などに功績があった個人や団体、企業などを顕彰し、環境保全活動を活性化します。

（２）協働による環境保全活動の推進

- それぞれの立場で活動する環境保全団体や地域住民、民間団体、事業者、学校関係者、行政などが連携・協働して環境保全活動に取り組む機会を創出し、より効果的な活動につなげます。



環境保全団体が再生、保存する松林でのマルシェの様子

（３）県、市町村の率先行動の推進

- 事業を実施するにあたり、環境に対する影響に十分配慮するとともに、環境への負荷の少ない製品の購入やごみ発生抑制・リサイクル、省資源・省エネルギーの推進などの環境負荷低減のための具体的な行動を市町村と協働し、県自ら率先して実行します。
- 職員の環境に対する意識の向上に努めるとともに、職員の環境保全活動への参加を促します。

指標項目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
環境保全団体登録者数（累計）	団体	—	120	145

3 “元気”につながる活動への深化

【現状】

県民の長年にわたる取組により守り、継承されてきた本県の美しい自然は、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、おおいた姫島ジオパーク、おおいた豊後大野ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、国東半島宇佐地域世界農業遺産などのように国内外から高く評価され、地域ににぎわいをもたらしています。

最近では、他の地域でも環境保全活動によって維持されてきた自然を活かして人々を地域に呼び込み、活性化を図ろうとする動きが生まれており、眼前の自然にとどまらず、これまでの活動のプロセスにも関心を持った海外の学生が、教育旅行として地域を訪れる事例も見られるなど、県内の環境保全活動に対する関心が高まっています。

人口減少は、本県においても顕在化しており、今後、環境保全活動の担い手の確保が困難になることが予想されますが、県内では、地域外の事業者や学生などとの連携を進めることで、環境保全活動の維持を図っている環境保全団体も現れています。

また、省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの活用による二酸化炭素の排出削減量や適切な森林管理による二酸化炭素吸収量を「カーボン・クレジット」に還元し、環境保全の取組への貢献を望む事業者や GX に取り組む事業者を提供するなど、経済活動にコミットする動きも見られます。

【課題】

- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、おおいた姫島ジオパーク、おおいた豊後大野ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、国東半島宇佐地域世界農業遺産などの恵まれた自然を活用した地域の活性化を一層推進する必要があります。
- これまでの環境保全活動により守られてきた自然の魅力を環境保全活動のプロセスも含めて発信することなどを通じて、サステナブル意識の高い観光客等を地域に呼び込み、活性化につなげていくことが求められています。
- 環境にやさしい暮らし方を選択するなど、環境問題への関心が国内外を問わず高まっているため、グリーンアップおおいたを展開し、観光や移住・定住など経済活動につなげることも重要です。
- 人口減少の中で、地域外の企業や学生、都市部の住民などとの交流を活性化し、環境保全活動を維持・発展させていく必要があります。
- 社会経済の脱炭素化が加速する中で生まれる新たなニーズを捉え、環境保全活動の持続性の確保を図る必要があります。

【これからの主な取組】

- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク、おおいた姫島ジオパーク、おおいた豊後大野ジオパーク、阿蘇くじゅう国立公園、国東半島宇佐地域世界農業遺産などの情報発信を推進するとともに、受入れ環境の充実・強化を図ります。（再掲）
- 自然の魅力を環境保全活動のプロセスも含めて発信することなどを通じて、サステナブル意識の高い観光客や本県への移住希望者等を地域に呼び込み、活性化につなげようとする環境保全団体の取組を支援します。
- 地域外の事業者や学生、都市住民との交流など、新たな取組を通じて環境保全活動のネットワークの拡大や団体の発展を目指す環境保全団体の取組を支援します。
- 社会経済の脱炭素化が加速する中で生まれる新たなニーズを捉えて環境保全活動に経済的な価値を付け、活性化につなげる取組を促進します。

第6節 基盤的施策の推進

本計画の目標を確実に達成するため、各種の環境保全施策を円滑に推進し、また環境保全のための行動を実践するため、次の基盤的施策を推進します。

1 環境影響評価の推進

(1) 環境影響評価制度の適切な運用

- 環境影響評価法及び大分県環境影響評価条例の対象となる開発事業等については、事業者が実施した調査、予測及び評価について、市町村、専門家等の意見等を考慮し、科学的知見を踏まえた厳正な審査を行い、事業者に対して十分に環境へ配慮するよう指導します。また、事業者に対して地域住民と積極的にコミュニケーションを取り、事業に対する理解を得るよう求めるなど、環境影響評価制度の適切な運用を図ります。

(2) 環境影響評価制度の充実

- 環境情報や調査、予測及び評価に係る技術などの環境影響評価に係る各種の知見の集積、事業の実施に伴う環境への影響の実態把握などに努めるとともに、これらを踏まえ、必要に応じて環境影響評価制度の見直しを行います。
- 環境影響評価の対象事業や規模要件については、事業の実施等による環境への影響を勘案し、全国の状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 環境に配慮した取組の推進

(1) 環境マネジメントシステムの推進

- 事業活動に伴う環境への負荷の低減及び環境保全活動の推進に寄与するため、県独自の環境マネジメントシステムの取組を推進します。

(2) グリーン購入の促進

- 県の事務・事業においては、「大分県グリーン購入推進方針」に基づき、環境負荷の低減に資する製品や役務の調達に努めます。

(3) 県が実施主体となる開発事業における環境に配慮すべき事項

① 構想段階

- 事業計画地の選定にあたっては、周辺環境への影響に配慮し、周辺の土地利用との整合性を図るよう努めるとともに、道路、公共交通機関、下水道、廃棄物処理施設等の都市基盤の整備状況との整合性を図ります。

②計画段階

- 自然環境の著しい改変を伴う開発は極力避けるとともに、動植物の保護と生息・生育環境の保全に努めます。
- 崖崩れや土砂崩れ等を引き起こさないよう、周辺の地形・地質等に十分配慮します。
- 計画地内に林地や緑地、水辺など良好な自然環境が存在する場合は、それらの保全に努めるとともに、自然的要素の多いうるおいのある空間の創出に努めます。
- 緑地や裸地の確保、緑化の推進、透水性舗装、雨水利用システム、中水道システムの採用などにより、地域の水循環の保全に配慮します。
- 計画地内に現存する樹木等の活用を図るとともに、植樹・植栽を行う場合には地域の潜在的な植生に配慮します。
- 建築物や工作物等の色、デザインなどは周辺景観との調和を図るとともに、十分な緑地や空間の確保に努めます。
- 歴史的文化的遺産を適切に保護・保存するとともに、これらを積極的に活用して周辺環境と調和した空間の創出に努めます。

③実施段階

- 工事に伴う土砂や濁水の流出、粉じん、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等の環境保全上の支障が生じないよう工法の工夫や工事用機械の選択などの適切な措置を講じるとともに残土や廃棄物を適正に処理します。
- 建設・建築資材には、地域材や再生資材等を積極的に採用します。

④供用段階

- 日常の事業活動や施設の運営等に当たり環境保全上の支障が生じないよう適切な措置を講じます。
- 必要に応じて環境への影響について事業者がモニタリングを実施します。

3 公害紛争等の適正処理

- 公害苦情については、市町村との緊密な連携のもと、複雑多岐にわたる公害問題の発生状況を的確に捉え、地域住民の意向を十分に把握して適切な処理に努めます。
- 公害紛争については、公害紛争処理法に基づき、あっせん、調停及び仲裁など、紛争の態様に即した迅速かつ適正な処理に努めます。
- 公害健康被害については、有害物質の排出抑制や環境監視の充実等により、発生未然防止に努めるとともに、健康被害発生時には、汚染者負担原則に基づき、迅速かつ公正に被害者の救済と健康の確保を図ります。

第4章 計画の推進体制及び進行管理

第1節 推進体制

本計画で掲げた目指すべき環境の将来像「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」を実現するためには、県民、民間団体、事業者、行政が連携し、大分県の美しく快適な自然環境を守り育てるとともに、自然の魅力や活動のプロセスを発信し、企業や地域外の人々とのネットワークを広げていくことが重要です。

そこで、本計画の策定にあわせて立ち上げた、県民、民間団体、事業者で構成する「グリーンアップおおいた県民会議」を中心にして、豊かな環境を守り、活かして選ばれる「恵み豊かで美しく快適な環境先進県おおいた」を皆さんとともに目指していきます。

また、県庁内においては、「グリーンアップおおいた実施本部」を中心にして、「グリーンアップおおいた県民会議」からの意見・提言等を踏まえ、部局横断的に環境政策を推進していきます。

第2節 計画の進行管理

本計画の目指すべき環境の将来像及び基本目標の実現に向けて、第3章に掲げる各種施策を着実に効果的に推進していくため、計画の適切な進行管理を行います。

1 環境指標の設定

主要施策の実施状況を的確に把握・確認するため、第3章に掲げた施策分野ごとに、原則として数値化された客観的指標として「環境指標」を設定します。

本計画の目標年度である令和15年度において、環境指標として掲げた項目の数値目標を達成することを目指して、毎年度、進捗状況を把握・確認及び検証し、必要に応じてその見直しを行います。

2 進行管理の体制

本計画に掲げた目標達成に向けて、県議会、大分県環境審議会及びグリーンアップおおいた県民会議により、適切に進行管理を行います。

大分県環境審議会は、環境基本法第43条に基づく都道府県の区域における環境の保全に関する基本的事項を調査、審議する学識経験者等により構成される機関であり、また、大分県環境基

本条例第9条に基づき環境基本計画の策定及びその変更について知事が意見を聴くことが必要とされている機関です。そこで、平成23年4月から運用している大分県環境マネジメントシステムにより、大分県環境審議会に報告し、幅広い視野に立って専門的・多角的な視点から意見をいただき、本計画の進行管理を行うこととします。

また、グリーンアップおおいた県民会議において、幅広く県民の視点から意見をいただき、具体的な取組に反映させるなど、環境政策の一層の充実を図りながら、本計画の進行管理を行うこととします。

3 進捗状況等の公表

環境の現状や本計画に基づく施策の進捗状況及び目標の達成状況等については、毎年、環境白書及び県のホームページにより広く公表します。

用語解説

ページ	用語	解説
4	愛知目標	2010年(平成22年)に愛知県で開催された第10回生物多様性条約締約国会議(COP10)において採択された、2020年までを目標とする20項目からなる生物多様性保全を図るための個別目標のこと。
87	アドベンチャーツーリズム	「アクティビティ」、「自然」、「異文化体験」の3つの要素のうち2つ以上で構成される旅行形態
16	エコアクション21	事業者が、環境への取り組みを効果的・効率的に行い、公表するための方法について環境省が策定したガイドライン。また、その取り組みを行う事業者を認証・登録する制度。
14	エコエネルギー	温室効果ガスの排出の少ない、環境に優しいエネルギーのことで、「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネルギー法)」で定める太陽光発電や風力発電のほか、大分県の自然的特色を考慮して、地熱、水力、海洋エネルギーを含めたエネルギーの総称。
8	エコツーリズム	自然体系や動植物の生態、又は地域独自の文化の観察ないしは体験を目的とした旅行形態のこと。国際自然保護連盟(IUCN)では、自然保護地域を維持発展させるための資金を生み出し、地域社会の雇用の機会を創出し、旅行者に環境教育の場を提供することで自然保護区域づくりに貢献する自然志向型の観光形態と定義している。
16	エコドライブ	環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用。優しい発進を心がけたり無駄なアイドリングを止めることで燃費の節約に努め、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。
15	エコふあみ	九州エコファミリー応援アプリの通称。九州7県で共同運営している環境アプリ。毎日エコチェックやエコ記録等の取組を行うことでポイントがたまり、景品があたる。個人が環境活動に取り組むきっかけづくりを目的としている。
5	エシカル消費	消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと

ページ	用語	解説
1	SDGs	平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中核をなすSDGs(持続可能な開発目標:Sustainable Development Goals)は、持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成される国際目標であり、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題を不可分なものとして統合的に解決することを目指す。
35	NPO	「民間の非営利団体」のこと。ボランティア団体や市民活動団体のほとんどがNPOということになる。「NPO」と「NPO法人」の違いは、数多くの「NPO」の中で、NPO法に基づき県知事などからの設立の認証を受けたものが「NPO法人」であり、法人設立の手続きや運営をNPO法に基づいて行っている。
69	沿道景観保全地区、沿道環境美化地区	大分県沿道の景観保全等に関する条例に基づき、高速道路等から眺望することができる区域のうち景観の保全が特に必要な区域を「沿道景観保全地区」に、環境の美化が特に必要な道路の沿道を「沿道環境美化地区」に指定している。
6	おおいたうつくし作戦	平成28年にスタートした地域活性化型の環境保全運動。うつくしの「う」は海(海、河川などの豊かな水、貴重な干潟など)、「つ」は土(肥沃な土壌、大地、温泉、ジオサイトなど)、「く」は空気(澄んだ大気、さわやかな風)、「し」は森林(豊かな自然の象徴)を表す。
6	大分県環境基本条例	環境保全に関する基本理念や県、市町村、事業者、県民の責務、基本理念実現のために県が講ずる基本的施策などを規定し、県の環境保全に対する姿勢を県民に宣言する意味合いをもつ条例で、平成11年9月に制定。
16	大分県グリーン購入推進方針	県の事務、事業における環境負荷の少ない製品やサービスの優先的な調達を総合的かつ計画的に推進する県の調達方針。県内における環境物品等の市場形成、開発促進を図るとともに、県民、事業者等の環境物品等の購入への転換を促すことを目的とする。
47	大分県建設リサイクルガイドライン	公共事業を対象として、計画・設計段階から積算、施工、完成の各段階における建設副産物のリサイクルにかかる具体的な実施事項をとりまとめたもの。

ページ	用語	解説
67	大分県森林環境税	林業生産の低迷や農山村の過疎高齢化等により森林の荒廃が進んでいることから、水源のかん養や地球温暖化防止など大切な機能を持つ森林を住民みんなで支えるシステムの構築を目的に、平成18年に導入した県民に広く負担を求める県民税。税収は、森林資源の循環利用や安心安全の森づくり、県民の森づくり意識の醸成等に充てられる。
1	大分県長期総合計画	県行財政運営の長期的、総合的な指針を示したものであり、県民と行政がめざすべき目標を共有し、その実現に向けてともに努力する内容を明らかにしたもの。令和6年9月に策定予定。
48	おおいた優良産廃処理業者評価制度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく法認定制度で規定する優良基準を基本とした県独自の基準により認定するもの。より処理業者が取り組みやすい項目を基準に盛り込んでおり、法に基づく優良産廃処理業者認定へのステップアップを図ることを目的とする。
101	汚染者負担原則	公害防止のために必要な対策を取ったり、汚染された環境を元に戻すための費用は、汚染物質を出している者が負担すべきという考え方。
2	温室効果ガス	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体のことをいう。 地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふつ化硫黄(SF ₆)、三ふつ化窒素(NF ₃)の7物質が温室効果ガスとして定義されている。
9	カーボンニュートラル	「パリ協定」の目標達成に向け、CO ₂ などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成し、温室効果ガス(二酸化炭素)排出量を実質ゼロにすること。
8	カーボンリサイクル	CO ₂ を炭素資源(カーボン)と捉え、これを回収し、多様な炭素化合物として再利用(リサイクル)すること。大気中に放出されるCO ₂ の削減を図り、気候変動問題の解決に貢献、また新たな資源の安定的な供給源の確保が期待できる。

ページ	用語	解説
80	海底耕うん・堆積物除去	漁場の底質環境の改善、水産資源の回復・増大などを目的として、海底を耕すとともに流木等の海底堆積物を除去する作業のこと。大分県では主に、干潟等の浅海域は人力で、沿岸域は貝かい桁けた網という漁法で行う。
57	化学的酸素要求量(COD)	水中の有機物を酸化剤で分解する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、海水や湖沼水質の有機物による汚濁状況を測る代表的な指標。
92	環境カウンセラー	市民活動や事業活動の中での環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、その知見や経験に基づき市民やNGO、事業者などの環境保全活動に対する助言などを行う人材として、環境省の行う審査を経て登録された方々のことである。「事業者部門」と「市民部門」に区分されている。
51	環境基準	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準(行政上の目標基準)として、環境基本法第16条に定義されている。
40	環境教育アドバイザー	大分県が、地域や学校等で開催される環境に関する講演会や研修会等に講師を無償で派遣する制度で、平成16年度から運用している。環境教育アドバイザーには、学識経験者、環境カウンセラー、環境NPO法人で活動している方などを委嘱している。テーマは地球温暖化や水生生物観察など環境に関するものであれば自由で最寄りの保健所等へ申込みを行う。
103	環境白書	大分県環境基本条例第10条の規定に基づき、大分県における環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等に関する年次報告書で、県では昭和45年度以降毎年度発行している。
97	環境保全ネットワーク	環境保全に係る情報共有などを目的とした、団体や行政機関などのつながりのこと。
96	環境マネジメントシステム	事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業場内の体制・手続き等を「環境マネジメントシステム」という。認証制度として「ISO14001」と「エコアクション21」がある。
20	間伐	隣り合った樹木の葉が互いに接し、立木間の競争が生じはじめた森林において、林木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るため、樹木の密度調節を目的とした伐採のこと。

ページ	用語	解説
1	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)	各国の研究者が政府の資格で参加し、地球温暖化問題について議論を行う公式の場として、国連環境計画及び世界気象機関の共催により1988年11月に設けられた国連の組織のひとつ。
26	気候変動適応ビジネス	防災インフラの構築や非常用電源の開発、高温に強い作物の開発など、気候変動に適応した取組をビジネスチャンスと捉えるもの
73	GAP	農業における、食品安全や環境保全、農作業安全等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。
90	九州オルレ	韓国・済州島の言葉で家に帰る細い道を意味するが、現在では、社団法人済州オルレが提案したウォーキングコースを指し、韓国のトレッキング愛好者の間で人気を博している。
17	九州MaaS	交通モード、事業者、行政区域等のあらゆる垣根を越え、九州一体で導入する広域的なMaaSのこと。
93	「協育」ネットワーク	学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を持ち、連携・協力して子どもに関わる教育の協働(協育)を推進するためのネットワークのこと。
20	京都議定書	1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。先進締約国に対し、2008～12年における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%(日本6%、アメリカ7%、EU8%など)削減することを義務付けている。
25	クーリングシェルター	市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定した誰でも休息できる施設のこと。熱中症特別警戒情報が発表されたときは、その期間中、施設は住民その他の者に開放される。
55	クローズドシステム	事業場などで、有害物質や汚濁物質等を排出しないシステム。工程等から生じる排ガスや汚水等を、事業場内で処理すること等により、ガスや水を事業場外(一般環境中)に排出せずに、循環・再利用するシステム。

ページ	用語	解説
69	景観行政団体	景観計画の策定・変更、景観協議会を組織するなど、地域の良好な景観形成に関する事項を定めることができる景観行政を担う主体のこと。市町村が、知事との協議により景観行政団体となる。
47	建設副産物	建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、建設発生土、鉄などの有価物及び建設廃棄物がある。建設廃棄物でもコンクリート塊などのように再生資源となるものがある。
51	光化学オキシダント	大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こして生成する二次汚染物質で、オゾン(O ₃)、パーオキシアセチルナイトレート(PAN)等の酸化性物質の総称である。
4	30by30目標	2030年までに陸と海の30%以上を保護地域とOECD(2010年の愛知目標で概念化されたもので、2018年のCOP14で「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」と定義された。)により保全しようとする目標
8	再生可能エネルギー	自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負担が少ない。新エネルギー(中小水力・地熱・温泉熱・太陽光・風力・バイオマスなど)、大規模水力、波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。
8	再造林	人工林の伐採跡地に人工造林を行うこと。県内ではスギ・ヒノキ人工林の伐採後、林業適地には再びスギ・ヒノキの苗木を植栽することが多い。
75	里山	薪や落葉、きのこや山菜の採取など、住民の生活と密接に関わってきた集落の近くに広がる身近な山林などをいう。
36	産業廃棄物税	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出抑制や再生利用を推進するため、平成17年4月に導入された目的税。焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入について課税される。

ページ	用語	解説
1	GX(グリーントランスフォーメーション)	産業革命以来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造をクリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の変革を行うこと
9	J-クレジット	省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO2等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO2等の吸収量を「クレジット」として国が認証したもの。経団連カーボンニュートラル行動計画の目標達成やカーボン・オフセットなどに活用できる。
89	ジオツーリズム	地域の地史や地質現象の理解に資する地球科学的に貴重な地質遺産等を訪ね、大地の成り立ちやその上で育まれた生態系、地域の歴史・文化との関わり等について学ぶことを目的とした旅行形態のこと。
10	ジオパーク	地球科学的、歴史・文化的に貴重な地質遺産等を保全し、調査研究を行うとともに、教育学習活動やツーリズム等に有効活用する取り組みを行う地域のこと。大地(Geo)と公園(Park)を組み合わせた造語。2019年10月現在、44地域が日本ジオパークに認定されている。
65	自然海浜保全地区	水際線付近において砂浜等に類する自然の状態が維持されているものや、海水浴、潮干狩りなど公衆に利用され、将来にわたりその利用が行われることが適当であると認められるもの。
65	自然環境保全地域	自然環境が原生の状態を維持している地域、あるいは自然的、社会的諸条件から見て保全することが特に必要な地域で、自然環境保全法や都道府県条例に基づいて指定するもの。原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域がある。県内には、6カ所の県立自然環境保全地域がある。
65	自然公園	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、自然に親しむ場としてその利用の増進を図ることを目的に、自然公園法や都道府県条例に基づいて指定された公園。国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園がある。県内には、国立公園2カ所、国定公園3カ所、県立自然公園5カ所がある。
68	自然植生	ある地域に生育する植物集団の総称。一切の人為的介入を停止した場合、その土地の条件下で最も発達すると考えられる植生をいう。
67	自然共生サイト	環境省によって認定される、民間等の取組によって生物多様性の保全が図られている区域。2030年度より正式認定が開始された。保護地域の内外にかかわらず、4つの認定基準(1. 境界・名称に関する基準、2. ガバナンス・管理に関する基準、3. 生物多様性の価値に関する基準、4. 管理による保全効果に関する基準)を満たした区域が認定される。自然共生サイトのうち、保護地域外の区域はOECD該当する。

ページ	用語	解説
88	持続可能な開発のための教育(ESD)	EducationforSustainableDevelopment の略。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動のこと。
21	主伐	一定の林齢に達した立木を用材等として販売するために伐採すること。一度に全面積を伐採する「皆伐」と、何度かに分けて抜き伐りする「択伐」がある。
3	循環型社会	廃棄物の3R(発生抑制・再使用・再利用)を推進し、また適正に処理することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。
73	親水機能	水浴び、水遊び、釣り、湖畔の散歩など日常生活や観光、レクリエーション等を通して、海や湖沼、河川等と身近に親しめること。
28	水素保安	水素を安全に利用するために行う定期点検や保安業務
48	スカイパトロール	産業廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、ヘリコプターを使い、産業廃棄物の埋立処分場や不法投棄箇所、山林・原野などを上空から調査・監視すること。
19	スマートコミュニティ	環境に優しい再生可能エネルギーを最大限活用し、蓄電やIT制御技術により、電力や熱など最適なエネルギーの需給バランスを図る仕組みを兼ね備えた街や地域の総称。
15	スマート家電	インターネットを介してスマートフォンやパソコンで遠隔操作ができる家電。消し忘れた際の遠隔操作や帰宅にあわせた照明の点灯など節電につながる。IoT家電とも言う。
18	スマート農業	ロボットやAI(人工知能)、IoT(モノがインターネットで遠隔操作できること)などの先端技術や農業データを活用し、農業の生産性向上を図ること
72	生産林	大分県が定める木材などの生産機能を重視する森林。目的樹種の高い成長が期待でき、大半が緩中傾斜地で、団地的なまとまりがあり、路網が整備済又は整備可能な林地。

ページ	用語	解説
4	生態系	ある地域に生息・生育する生産者(植物)、消費者(動物)、分解者(微生物)からなる生物群集とそれを取り巻く大気、水、土、光などの無機的環境を合わせた一つの機能系。地域全体を一つの生態系と見なすこともある。
71	生態系ネットワーク	対象となる地域において優れた自然条件を有する場所を、生物多様性の拠点(コアエリア)として位置付けつつ、野生生物の移動・分散を可能とするため、コアエリア間を生態的回廊(コリドー)で相互に連結させる考え方。
57	生物化学的酸素要求量(BOD)	水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のこと。河川の有機汚濁を測る代表的な指標。環境基準では、河川の利用目的に応じて類型別に定められている。
4	生物多様性	地球上の生物の多様さとともに、その生息・生育環境の多様さを表す概念であり、生態系(生物群集)、種、遺伝子(種内)の三つの多様性を指す。健全な自然環境が維持されるためには、生物の多様性を確保することが不可欠である。
10	世界農業遺産	国際連合食糧農業機関(FAO)が2002年に開始したプロジェクトで、次世代に受け継がれるべき伝統的な農業・農法とそれに関わって育まれた文化、景観、生物多様性などが一体となった世界的に重要な農業システム(林業及び水産業を含む)を認定し、その保全と持続的な活用を図るもの。
8	早生樹	初期の樹高成長量や伐期までの材積成長量が大きな樹種の総称。大分県では、成長が早く花粉が少ないスギ・ヒノキの選抜品種も含んでいる。
60	多自然川づくり	洪水など治水上の安全性を確保しつつ、瀬や淵、河畔林等の現存する良好な環境資源をできるだけ残すなど、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境を保全・創出するとともに、河川景観や地域の暮らし、歴史・文化との調和に配慮した川づくりのこと。
5	脱炭素社会	今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との均衡(世界全体でのカーボンニュートラル)を達成する社会のこと。
19	脱炭素先行地域	2030年度までに家庭部門及び業務部門の電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロを実現し、産業部門等についても温室効果ガス排出削減についても我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。

ページ	用語	解説
79	多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度	それぞれ、環境保全型農業直接支払制度とともに日本型直接支払制度を構成する3つの制度の1つ。このうち中山間地域等直接支払制度は、農業生産活動を維持するため、平地と生産条件の不利な中山間地域等の農用地の生産コスト差を軽減するもの。多面的機能支払制度は、農地、水路、農道等の保全管理を図る共同活動を支援するもの。なお、日本型直接支払制度は、平成27年度から法制度化され、安定的に運営される制度となった。
10	地域資源	自然資源のほか、特定の地域に存在する特徴的なものを資源として活用可能な物と捉え、人的・人文的な資源をも含む広義の総称。
92	地球温暖化対策地域協議会	地球温暖化対策の推進に関する法律第40条第1項の規定に基づき、行政、事業者、住民等が構成員となり、連携して、温室効果ガスの排出抑制等に関し必要となるべき措置について協議し、具体的に対策を実践することを目的として組織するもの。
16	地球温暖化防止活動推進員	地球温暖化対策の推進に関する法律第37条に基づき都道府県知事が委嘱する、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化防止に関する知識の普及や温暖化防止の取組を推進する運動員。
70	鳥獣保護区	野生鳥獣の保護増殖を図るための区域で、狩猟行為が禁止されている地域である。鳥獣保護区内に設けられる特別保護地区内では、野生動植物の生息に影響を及ぼす行為は許可が必要である。
30	低炭素水素	再生可能エネルギー等から製造された水素で、製造過程で排出されるCO ₂ が少ないもの。
16	デコ活	令和4年から開始した国民運動。脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿をご紹介するとともに、国・自治体・企業・団体等で共に、国民・消費者の新しい暮らしを後押しするもの。
81	日本型直接支払協定面積	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動(多面的機能支払)、中山間地域等における農業生産活動(中山間地域等直接支払)、自然環境の保全に資する農業生産活動(環境保全型農業直接支払)の合計取組面積。
4	ネイチャーポジティブ(自然再興)	自然を回復軌道に乗せるために、生物多様性の損失を止め、反転させること。生物多様性国家戦略2023-2030では、2030年ミッションとして「2030年までに『ネイチャーポジティブ:自然再興』を実現する。」ことを掲げている。

ページ	用語	解説
25	熱中症一時休憩所	冷房設備と休憩できるスペースを有し、水分補給ができる施設で県からの協力要請に応じて休憩所として登録している施設。開放期間は7月から9月の営業日。
26	熱中症特別警戒アラート	都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値)に達する場合等に発表されるもの。広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある。
15	ネットゼロエネルギーハウス	ZEH(ゼッチ)。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家。
16	ネットゼロエネルギービル	ZEB(ゼブ)。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。
90	農山漁村ツーリズム	都市の人たちが農山漁村を訪れ、農林作業等の体験をとおして、自然や文化との交流を楽しむ滞在型の旅行形態
18	パワー半導体	電圧や電流、周波数を制御する半導体で、従来の抵抗器が使われる変換方式よりも、熱エネルギーによるエネルギーロスが少なく、省エネに貢献することができる。
62	PRTR 制度	人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、どのような発生源からどれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する制度。
51	PM2.5(微小粒子状物質)	大気中に浮遊している $2.5\ \mu\text{m}$ ($1\ \mu\text{m}$ は1mmの千分の1)以下の小さな粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。発生源としては、ボイラー、焼却炉などのばい煙を発生する施設、コークス炉、鉱物の堆積場等の粉じんを発生する施設、自動車、船舶、航空機等、人為起源のもの、さらには、土壌、海洋、火山等の自然起源のものもある。
71	ビオトープ	生物を意味するBioと場所を意味するTopを合成したドイツ語。多様な生物の生息・生育する最小の地理学的単位であり、生物群集の生活空間の一つのユニット(単位)とする概念と整理することができる。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような特定の条件を備えた均質な地域」と定義されている。

ページ	用語	解説
68	干潟	内湾に流入する河川の河口やその沿岸において干潮時に露出する砂泥域で、河川流や沿岸流によって砂や泥が堆積して形成される。
90	フットパス	イギリスを発祥とする“森林や田園地帯、古い街並みなど地域に昔からあるありのままの風景を楽しみながら歩くこと【Foot】ができる小径(こみち)【Path】”を意味する。
28	プラント保安	コンビナート等における監視・制御、設備点検など。近年、AIやドローンなどを活用した作業の自動化・効率化が進んでいる。
22	ブルーカーボン	藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれた炭素のこと。
80	文化財保存活用大綱	都道府県における文化財の総合的な保存と活用に関する基本的な方針を定めた計画 市町村が作成する文化財保存活用地域計画の基礎となる。
80	文化財保存活用地域計画	市町村における文化財の保存・活用に関するアクション・プラン まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組み
57	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	PFOS(ピーフォス)と呼ばれる有機フッ素化合物。主に半導体用反射防止剤・金属メッキ処理剤、泡消薬剤等に使用されてきた。難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、環境中に蓄積され、人の健康や動植物の生息・生存にさらに影響を及ぼす可能性が指摘されている。
57	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	PFOA(ピーフォア)と呼ばれる有機フッ素化合物。主にフッ素ポリマー加工助剤、界面活性剤等に使用されてきた。難分解性、高蓄積性、長距離移動性という性質があるため、環境中に蓄積され、人の健康や動植物の生息・生存にさらに影響を及ぼす可能性が指摘されている。
21	保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林のこと。指定されると、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ページ	用語	解説
17	MaaS	地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。
38	マイクロプラスチック	微細なプラスチック類(5mm以下)のこと。含有／吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。
75	みどりの食料システム戦略	持続可能な食料システムの構築に向け、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組と環境負荷低減のイノベーションを推進する取組。
17	モーダルシフト	トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること
84	モニタリング調査	主要成分などの変化を見逃さないように、同一の地点において、毎回同じ手法により、長期にわたり継続して観測・監視する調査のこと。
22	藻場	海藻または海草が密生し、それらがある程度の広がりをもっている海域。チッソやリンを吸収する環境浄化機能を有しており、また、水生動物の産卵場、生育場、餌場となるなど、海の中で重要な役割を果たしている。
9	有機農業	化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本に、農業生産に由来する環境への負荷を極力低減した方法を用いて行われる農業。
48	優良産廃処理業者認定制度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を、都道府県知事、政令市長が認定するもの。排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、処理の適正化を図ることを目的とする。
10	ユネスコエコパーク	ユネスコ(国連教育科学文化機関)が、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとなる地域を登録する制度。正式名称は「Biosphere Reserve(生物圏保存地域)」といい、「ユネスコエコパーク」は制度に親しみをもってもらうためにつけられた日本国内のみでの呼称。2023年6月現在、134か国748地域、うち国内では10地域が登録されている。

ページ	用語	解説
57	要監視項目	「人の健康の保護に係る項目」と「水生生物の保全に係る項目」があり、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきものとして環境省が設定している。
62	リスクコミュニケーション	化学物質などの環境リスクに関する正確な情報を県民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ、相互に意思疎通を図ること。
90	ロングトレイル	登山道や遊歩道などをつなぎ合わせた長距離の自然歩道のこと。歩きながら地域の自然や文化を楽しむことができる。トレイル(Trail)には「踏みならされてできた道」や「小道」の意味がある。